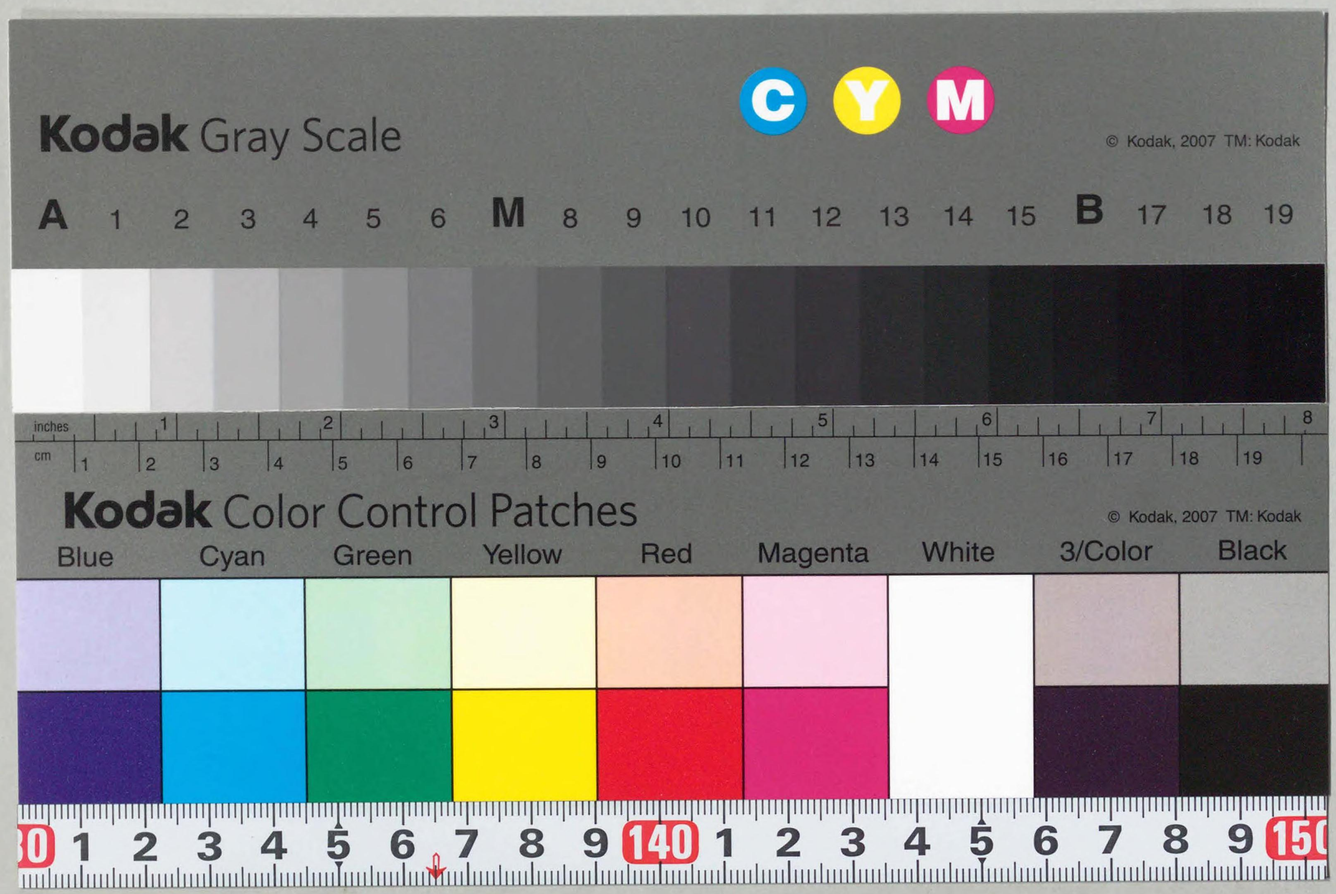

禁書

CZ-4-3
1200404246252

第六回国会制定法

参議院法制局

第六回国会制定法

参議院法制局

114239

CZ
4
3

国立国会
図書館
図書館

国立国会
25. 3. -3
図書館

146733

目次

註　件名の下に（衆法）・（参法）とあるのは、衆議院提出又は参議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

○法律第二三三号　帝国不法[illegible]
○法律第二三四号　帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律（昭二四・一二・一公布）……一
○法律第二三五号　帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一
○法律第二三六号　日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一
○法律第二三七号　船舶法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一
○法律第二三八号　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭二四・一二・三公布）……一八

C2
43

目次

国会法の一部を改正する法律（昭二四・一〇・二六公布）（衆法）……一
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律（昭二四・一一・四公布）……一
食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭二四・一一・七公布）……一
お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律（昭二四・一一・一四公布）……二
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一一・三〇公布）（衆法）……二
国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭二四・一二・一公布）……三
外国為替特別会計法（昭二四・一二・一公布）……四
外国為替及び外国貿易管理法（昭二四・一二・一公布）……六
外国為替管理委員会設置法（昭二四・一二・一公布）……六
未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一四
住宅営団法を廃止する等の法律（昭二四・一二・一公布）……一六
産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律（昭二四・一二・一公布）……一六
帝国石油株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一六
帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律（昭二四・一二・一公布）……一七
帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一七
日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一七
船舶法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……一七
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一三公布）……一八
○法律第二二一号
○法律第二二二号
○法律第二二三号
○法律第二二四号
○法律第二二五号
○法律第二二六号
○法律第二二七号
○法律第二二八号
○法律第二二九号
○法律第二三〇号
○法律第二三一号
○法律第二三二号
○法律第二三三号
○法律第二三四号
○法律第二三五号
○法律第二三六号
○法律第二三七号
○法律第二三八号

件名の下に（衆法）・（参法）とあるのは、衆議院提出又は参議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

国立国会図書館
25. 3. -3
146733

國立國会図書館図書箋（購入課）
著者
書名　部　冊
刊年　発行所
受入整理部長　購入課長　係　長　（所蔵）有　無
（註文）有　無
要求部局長　要求課長　不納入理由

目次

註　件名の下に（衆法）・（参…
のものであることを示…

○法律第二二一号　国会法の一部を改正する法律（昭二四・一〇・二六公布）（…
○法律第二二二号　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改…
○法律第二二三号　食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭…
○法律第二二四号　お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律（昭二四・一…
○法律第二二五号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を…
○法律第二二六号　国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭二四・一…
○法律第二二七号　外国為替特別会計法（昭二四・一二・一公布）……
○法律第二二八号　外国為替及び外国貿易管理法（昭二四・一二・一公布）……
○法律第二二九号　外国為替管理委員会設置法（昭二四・一二・一公布）……
○法律第二三〇号　未復員者給与法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公…
○法律第二三一号　住宅営団法を廃止する等の法律（昭二四・一二・一公布）…
○法律第二三二号　産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律（昭…
○法律第二三三号　帝国石油株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二…
○法律第二三四号　帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律（昭二四・一二・…
○法律第二三五号　帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・…
○法律第二三六号　日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二…
○法律第二三七号　船舶法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一公布）……
○法律第二三八号　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭二四・一二・三…

國立國會圖書館藏書
CZ
4
3

○法律第二三九号　大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・六公布）……一八
○法律第二四〇号　郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二四・一二・六公布）……一八
○法律第二四一号　通運事業法（昭二四・一二・七公布）……一九
○法律第二四二号　日本通運株式会社法を廃止する法律（昭二四・一二・七公布）……二四
○法律第二四三号　日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律（昭二四・一二・七公布）……二五
○法律第二四四号　国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……二六
○法律第二四五号　日本専売公社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……二六
○法律第二四六号　少年法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……二六
○法律第二四七号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……三〇
○法律第二四八号　復興金融金庫法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……三一
○法律第二四九号　復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……三一
○法律第二五〇号　国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……三一
○法律第二五一号　地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八公布）……三一
○法律第二五二号　特別職の職員の給與に関する法律（昭二四・一二・一二公布）……三三
○法律第二五三号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二公布）……三三
○法律第二五四号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二公布）……三五
○法律第二五五号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二公布）……三五
○法律第二五六号　政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭二四・一二・一二公布）（衆法）……三六
○法律第二五七号　旧軍関係債権の処理に関する法律（昭二四・一二・一二公布）……三六
○法律第二五八号　価格調整公団法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二公布）……三八
○法律第二五九号　国際観光事業の助成に関する法律（昭二四・一二・一二公布）……四〇
○法律第二六〇号　道路運送法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二公布）……四一
○法律第二六一号　地方財政法等の一部を改正する法律（昭二四・一二・一三公布）（衆法）……四一
○法律第二六二号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一四公布）……四一
○法律第二六三号　未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一五公布）（参法）……四五
○法律第二六四号　特別未帰還者給與法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一五公布）（参法）……四五
○法律第二六五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一五公布）……四五
○法律第二六六号　警察用電話等の処理に関する法律（昭二四・一二・一五公布）……四六
○法律第二六七号　漁業法（昭二四・一二・一五公布）……四七
○法律第二六八号　漁業法施行法（昭二四・一二・一五公布）……七二
○法律第二六九号　所得税法の臨時特例等に関する法律（昭二四・一二・一五公布）……七七
○法律第二七〇号　私立学校法（昭二四・一二・一五公布）……八〇
○法律第二七一号　人事官彈劾の訴追に関する法律（昭二四・一二・一六公布）（衆法）……八九
○法律第二七二号　医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭二四・一二・一六公布）（衆法）……八九
○法律第二七三号　肥料配給公団令の一部を改正する法律（昭二四・一二・一六公布）……八九
○法律第二七四号　油糧配給公団法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一六公布）……八九
○法律第二七五号　競馬法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一七公布）（衆法）……九〇
○法律第二七六号　飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一九公布）（衆法）……九〇
○法律第二七八号　輸出品取締法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二一公布）……九一
○法律第二七九号　国際観光ホテル整備法（昭二四・一二・二四公布）（衆法）……九二
○法律第二八〇号　政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四公布）……九六
○法律第二八一号　地方行政調査委員会議設置法（昭二四・一二・二四公布）……九六

○法律第二八三号　身体障害者福祉法（昭二四・一二・二六公布）（衆法）……九七
○法律第二八四号　郵便物運送委託法（昭二四・一二・二六公布）……一〇四
○法律第二八五号　織物消費税法等を廃止する法律（昭二四・一二・二七公布）……一〇七
○法律第二八六号　物品税法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二七公布）……一〇八
○法律　第一　号　刑事補償法（昭二五・一・一公布）……一一〇

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第六回国会を通過した法律を示す。
△印は、右法律によって改廃された法令を示す。
例えば、△国有鉄道運賃法（昭二三―法一一二）の一部改正（昭二四―法二八三）とあるのは、昭二四―法二八三（身体障害者福祉法）において国有鉄道運賃法の一部が改正されていることを示す。

（い）

○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭二四・一二・一六・法二一二）……八九
○印紙をもつてする歳入金納入に関する法律等の一部を改正する法律（昭二四・一一・四・法二二二）……一
○飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一九・法二二六）……九
△印紙等模造取締法（昭二二―法一八九）の一部改正（昭二四―法二八五）……一〇七

（う）

△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭二四―法二二六）……一四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭二四―法二四一）……一九
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭二四―法二五二）……二三
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭二四―法二七九）……九二
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭二四―法二八四）……一〇四

（お）

○お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律（昭二四・一一・一四・法二二四）……一
○大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・六・法二三九）……一四
○織物消費税法等を廃止する法律（昭二四・一二・二七・法二八五）……一〇七

（か）

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭二四・一二・三・法二三八）……一二
○価格調整公団法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二・法二五八）……一四
○外国為替及び外国貿易管理法（昭二四・一二・一・法二二八）……六
○外国為替管理委員会法（昭二四・一二・一五・法二二九）……一四
△外国為替管理委員会令（昭二四―政五三）の一部改正（昭二四―法二二七）……四
△外国為替管理委員会令（昭二四―政五三）廃止（昭二四―法二二九）……一四
△外国為替管理委員会の委員の任期満了等の場合の措置に関する政令（昭二四―政三三三）廃止（昭二四―法二二九）……一四
△外国為替管理法（昭二六―法八三）廃止（昭二四―法二二八）……六
△外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭二〇―勅六一五）廃止（昭二四―法二二八）……六
△外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四―政三五三）の一部改正（昭二四―法二二七）……四
△外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四―政三五三）廃止（昭二四―法二二八）……六
△学校教育法（昭二三―法二六）の一部改正（昭二四―法二七〇）……八〇

（き）

○旧軍関係債権の処理に関する法律（昭二四・一二・一二・法二五七）……三八
○漁業法（昭二四・一二・一五・法二六七）……四七
○漁業法施行法（昭二四・一二・一五・法二六八）……七二

△教育職員免許法（昭二四―法一四七）の一部改正（昭二四―法二二六）……三
△行政機関職員定員法（昭二四―法二二六）の一部改正（昭二四―法二八〇）……六
△行政機関職員定員法（昭二四―法二二六）の一部改正（昭二四―法二八一）……六
△漁業財団担当法（大一四―法九）の一部改正（昭二四―法二六八）……七
△漁業法（明四三―法五八）廃止（昭二四―法二六七）……四
△金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四―政五二）の一部改正（昭二四―法二二七）……四
△金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭二四―法二二六）……六

（く）

○国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八・法二四四）……三六

（け）

○刑事補償法（昭二五・一・一・法一）……一一〇
○警察用電話等の処理に関する法律（昭二四・一二・一五・法二六六）……四
○競馬法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一七・法二七五）……九
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・一七・法二七四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一七・法二七三）……一
○建設業法（昭二四・一二・二四・法一四三）……一
○憲法第九十五条の規定による東京都の特別法の住民投票に関する法律（昭二四・八・法一）……一
○憲法第九十五条の規定による広島市の特別法の住民投票に関する法律（昭二四・八・法二）……一
○憲法第九十五条の規定による長崎市の特別法の住民投票に関する法律（昭二四・八・法三）……一
○建築基準法（昭二五・五・法二〇一）……一
○建築士法（昭二五・五・法二〇二）……一
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭二四・一二・二四・法三〇一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二五五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二五六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二五七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二五八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二五九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二六九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二七九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二八九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法二九九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三〇九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三一九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三二九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三三九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三四九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三五九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三六九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三七九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三八九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法三九九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四〇九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四一九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四二九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四三九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四四九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四五九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四六九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四七九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四八九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九〇）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九一）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九二）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九三）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九四）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九五）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九六）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九七）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九八）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法四九九）……一
○検察庁法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四・法五〇〇）……一

（し）

○私立学校法（昭二四・一二・一五・法二七〇）……一〇
△砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する法律（明四四―法四五）の一部改正（昭二四―法二八五）……一〇七
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七）の一部改正（昭二四―法二八五）……一〇七
△財産及び貨物の譲出入の取締に関する政令（昭二四―政一九九）廃止（昭二二―法二八）……六
○帝国繊維株式会社法を廃止する法律（昭二四・一二・二・法三四）……一
○帝国石油株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三三三）……一
○帝国繊維株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三三五）……一
○帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三三五）……一

（す）

○水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭二四―法二六八）……七
△水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭二四―法二六八）……七
△水産業協同組合法の制定に伴う水産業協同組合法の一部改正（昭二四―法二六八）……七
△小運送業法（昭一二―法四五）廃止（昭二四―法二六七）……四
○小型船舶の登録等に関する法律（昭二四・六・法八）……一
○小型船舶の操縦者法（昭二三―法一五八）……一
○商工省設置法（昭二四―法一四三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法三九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法四九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法五九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法六九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法七九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法八九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法九九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一〇九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一一九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一二九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一三九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一四九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一五九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一六九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一七九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八一）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八二）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八三）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八四）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八五）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八六）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八七）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八八）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一八九）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一九〇）……一
○商工省設置法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法一九一）……

○復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八・法二四九）……三
○復興金融金庫法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八・法二四八）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二四・一二・七・法二八六）……一〇

（ほ）

△貿易等臨時措置令（昭二一―勅三一八）廃止（昭二四―法二二八）……六
△貿易特別会計法（昭二四―法四一）の一部改正（昭二四―法二二七）……四

（み）

○未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二三〇）……一六
○未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一五・法二六三）……四五

△未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二三―法一七七）の一部改正（昭二四―法二六三）……四五

（も）

△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭二四―法二七〇）……一〇

（ゆ）

○油糧配給公団法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一六・法二七四）……九

（に）

○日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律（昭二四・一二・七・法二四三）……三
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一四・法二六二）……四
○日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一・法二三六）……七
○日本事売公社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八・法二四五）……三
○日本通運株式会社法を廃止する法律（昭二四・一二・七・法二四二）……三

△日本学術会議法（昭二三―法一二二）の一部改正（昭二四―法二五二）……三

（の）

○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一五・法二六五）……四五

△農業共済再保険特別会計法（昭二九―法一二）の一部改正（昭二四―法三六）……四五
△農林中央金庫法（大一一―法四二）の一部改正（昭二四―法二六八）……七

（ひ）

○肥料配給公団令の一部を改正する法律（昭二四・一二・一六・法二七三）……九

（ふ）

△鉄道電話郵便法（明三三―法五六）廃止（昭二四―法二八四）……10四

（と）

○道路運送法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二・法二六〇）……四
△道路運送法（昭二二―法一九二）の一部改正（昭二四―法二四二）……九
○特別職の職員の給與に関する法律（昭二四・一二・一二・法二五二）……三
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二四―法二八二）……九
○特別未帰還者給與法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一五・法二六四）……四五

△当せん金附証票法（昭二三―法一四四）の一部改正（昭二四―法二六二）……四二
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二四―法二三四）……七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二四―法二七〇）……八
△特別職の職員の俸給等に関する法律（昭二三―法二六八）廃止（昭二四―法二二五二）……三
△特別職の職員の俸給等に関する政令（昭二四―政二三）廃止（昭二四―法二五二）……三
△取引高税法（昭二三―法一〇八）廃止（昭二四―法二八五）……10七

○輸出品取締法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二・法二七八）……九
○郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二四・一二・六・法二四〇）……八
○郵便物運送委託法（昭二四・一二・二六・法二八四）……10四

△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二四―法二二三）……一
△郵便法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭二四―法二八四）……10四

法律第二百二十二号（二四、一〇、二六）

◉国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九條中「各省次官」を「政務次官」に改める。

第四十二條第一項の各号を次のように改める。

一　内閣委員会
二　人事委員会
三　地方行政委員会
四　決算委員会
五　外務委員会
六　大蔵委員会
七　文部委員会
八　厚生委員会
九　農林委員会
十　水産委員会
十一　通商産業委員会
十二　運輸委員会
十三　郵政委員会
十四　電気通信委員会
十五　労働委員会
十六　建設委員会
十七　経済安定委員会
十八　予算委員会
十九　決算委員会
二十　議院運営委員会
二十一　懲罰委員会
二十二　図書館運営委員会

第四十三條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

専門員は、相当額の報酬を受ける。

第七十八條第一項に次の但書を加える。

但し、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百二十二号（二四、一一、四）

◉印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律

第一條　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「少年法（大正十一年法律第四十二号）第六十一條」を「少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十一條第一項」に改める。

第二條第一項に次の但書を加える。

但し、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十八條の十二第一項の規定により保険料を納付するときは、この限りでない。

同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険印紙」を加える。

第三十八條の十二第一項に規定する失業保険印紙」

第三條第一項中「印紙売さばき所において、」の下に「失業保険印紙は、郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局において、」を、同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険印紙」を加える。

第二條　失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計」の下に「及び郵政事業特別会計」を加える。

第三條　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十條中「一般会計に繰り入れるものとする。」を「収入印紙及び取引高税印紙に係るものは一般会計に、失業保険印紙に係るものは失業保険特別会計に、それぞれ繰り入れるものとする。」に改める。

第四條　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二の次に次の一條を加える。

第十八條ノ三　健康勘定ノ積立金ハ健康保険事業経営上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限リ同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

（大蔵・厚生・郵政・労働・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十三号（二四、一一、七）

◉食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

食糧の輸入税を免除する法律（昭和二十二年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十四年」を「昭和二十五年」に改め、別表中「三二　茶及び一六六　重炭酸曹達」を削る。

附　則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十四号（二四、一一、一四）

◉お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律

第一條　郵政省は、くじびきによりお年玉として金品を贈るくじびき番号つきの郵便葉書（以下「お年玉つき郵便葉書」という。）を発行することができる。

2　前項の金品の単価は、二万円をこえてはならず、その総価額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五に相当する額をこえてはならない。

第二條　郵政大臣は、前條の規定により発行するお年玉つき郵便葉書につき、その発行前に、左に掲げる事項を告示しなければならない。

一　発行の数

二　売さばき期間

三　くじびきの期日

四　前條第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数

五　前條第一項の金品の支拂又は交付の期日

第三條　第一條第一項の金品は、お年玉つき郵便葉書の受取人又はその一般承継人（お年玉つき郵便葉書が配達されなかつたときは、その購入者又はその一般承継人）に、もよりの郵便局において支拂い、又は交付する。

2　前項の支拂又は交付の手続は、郵政省令で定める。

第四條　前條の金品の支拂又は交付を受ける権利は、第二條第五号の支拂又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。

第五條　郵政省は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便切手又は郵便葉書（お年玉つき郵便葉書を含む。）を発行することができる。

2　前項の団体は、郵政大臣が、郵政審議会にはかつて指定する。

3　第一項の郵便切手又は郵便葉書には、同項の団体の名称又は記号及び寄附金の額を明確に表示しなければならない。

4　郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において第一項の郵便切手又は郵便葉書を購入した者は、その購入によつて郵便切手又は郵便葉書に表示されている額の寄附金をその団体に寄附したものとする。

5　郵政省は、郵便振替貯金の方法により前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく第一項の団体に交付しなければならない。

6　前項の規定により寄附金の交付を受けた団体は、第一項の郵便切手又は郵便葉書の発行及び売さばきのため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならない。

7　前項の費用の額は、郵政省と第一項の団体との協議によつて定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十五号（二四、一一、三〇）

◉国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八條の二　各議院の役員及び特別委員長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。但し、日額二百円を超えてはならない。

第十條中「月額七千円」を「月額九千円」に改める。

第十一條の二　衆議院議長から人事官弾劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2　議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内拂とみなす。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百二十六号（二四、一一、三〇）

◉国立学校設置法の一部を改正する等の法律

第一條　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三條中

静岡大学	静岡県	文理学部 教育学部 工学部

を

静岡大学	静岡県	商船学部 文理学部 教育学部 工学部
商船大学		海務商船学校 高等商船学校 静岡高等商船学校 浜松工業専門学校 静岡第一師範学校 静岡第二師範学校 青年師範学校

に改める。

第五條中

岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林

を

岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
商船大学	商船学部	船舶運航研究施設

に改める。

附則第十一項中「東京水産大学」の下に「及び商船大学」を加え、「農林大臣」を「それぞれ農林大臣及び運輸大臣」に改める。

附則第十二項中「農林省令」と」の下に「、商船大学にあつては「運輸省令」とそれぞれ」を加える。

附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13　国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和二十四年法律第二百二十五号）施行の際現に高等商船学校に在学する者で昭和二十四年度に入学したものは、商船大学に入学させるものとする。

14　前項の規定により商船大学において、高等商船学校における在学年数とみなし、高等商船学校において履修した課程は、商船大学において履修したものとみなす。

別表第一弘前大学の項中「八二五人」を「八二二人」に、同表東北大学の項中「三、九九七人」を「三、九七七人」に、同表群馬大学の項中「九〇二人」を「八九七人」に、同表信州大学の項中「一、二三三人」を「一、二一九人」に、同表京都大学の項中「三、四一四人」に、同表鳥取大学の項中「八一一人」を「八〇九人」に、同表九州大学の項中「二、九一六人」を「二、八七九人」に、

同表中

岐阜大学		四五二人
商船大学		二六六人

を

岐阜大学		四五二人

に改める。

別表第四東京医科歯科大学の項中「七四三人」を「七三一人」に改める。

第二條　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「海務学院」及び「高等商船学校」を削る。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十二條及び第三十三條　削除

第三十六條第一項中「高等商船学校、商船学校及び海員養成所の生徒」を「商船大学、商船学校及び海員養成所の学生及び生徒」に改める。

「造船技術審議会

第三十八條中

運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。	運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	に改める。
運輸大臣の諮問に応じて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。	

」

附則第十項を附則第十一項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の一項を加える。

10　国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の規定により設置される、商船大学は、昭和二十五年三月三十一日までは、本省の附属機関として置かれるものとする。

第三條　教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第六項第二号中「水産実習、」の下に「商船実習、」を加える。

別表第一備考三中「及び水産」を「、水産及び商船」に改める。

別表第五第一欄中「若しくは水産実習」を「、水産実習若しくは商船実習」に改める。

第四條　中等学校令等の特例に関する件(昭和十六年勅令第千百五十七号)は、廃止する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

(文部・運輸・内閣総理大臣署名)

法律第二百二十七号

㊞外国為替特別会計法　(二四、一二、一)

(設置)

第一條　外国為替等(外国為替、外国通貨及びこれに準ずるもの、金銀地金並びに外国通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。)及び債権をいう。以下同じ。)の売買及びこれに伴う取引に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理及び運営)

第二條　この会計は、外国為替管理委員会を所轄する内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2　内閣総理大臣は、外国為替管理委員会をしてこの会計の運営を行わしめる。

第三條　外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計に属する外国為替等を外国為替銀行(外国為替銀行の臨時措置等に関する政令(昭和二十四年政令第三百五十三号)に規定する外国為替銀行をいう。)及び外国にある外国銀行で大蔵大臣の指定するもの(以下「外国為替銀行等」と総称する。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基く場合を含む。以下本項中同じ。)、又はこの会計に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。)を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

2　外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の預入を受け、若しくは借り入れ(借越の契約に基く場合を含む。)、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担で外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基いて借り入れることができる。

3　外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

(資本)

第四條　この会計においては、この法律施行の際外国為替資金に属していた資産の額からこれに属していた負債の額を控除した額、第五條の規定により貿易特別会計から繰り入れる金額及び附則第四項の規定によりこの会計に属するものとされる外国為替等に係る権利義務について権利の額から義務の額を控除した額に相当する金額の合計額を資本とする。

(歳入及び歳出)

第五條　この会計においては、外国為替等の売払代金、貿易特別会計からの繰入金、第三條第一項の規定による現金の貸付金の償還金、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の発行による収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、外国為替等の買取代金、第三條第一項の規定による現金の貸付金、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2　第三條第一項の規定による現金の預金及びその払戻金並びに同條第二項の規定による現金の預り金及びその払戻金は、この会計の歳入又は歳出とみなして経理するものとする。

3　第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金は予算の定めるところにより、同特別会計からこの会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

第六條　内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　当該年度の外国為替等の売買及びこれに伴う取引の計画

(歳入歳出予算の区分)

第七條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九條　この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2　前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第十條　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(外国為替等の価格の改定)

第十一條　この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計年度三月三十一日において外国為替相場(外国為替管理法に基く外国為替相場取極に関する命令(昭和十六年大蔵省令第七十九号)第一條の規定により大蔵大臣が指定する外国為替相場をいい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額とする。)により改定するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十二條　内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(余裕金の預入並びに一時借入金及び融通証券)

第十四條　この会計において支払上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2　この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3　前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4　第二項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

5　前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(起債、償還等の事務)

第十五條　前條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十六條　第十四條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額並びに同條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(会計の運営に関する事務の委託)

第十七條　外国為替管理委員会は、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2　前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替等の買取及びこれに伴う取引上必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3　会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の収支について適用する。

(支出未済額の繰越)

第十八條　この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定による繰越については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三條の規定は、適用しない。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（金銀地金の取得）

第十九條　この会計において取得する金銀地金は、外国為替の取引上必要なものに限る。

（実施規定）

第二十條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

2　この法律施行の際、外国為替資金に属していた資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。

3　前項の規定によりこの会計に帰属する資産のうち、現金については、この会計の昭和二十四年度の歳入に組み入れ、外国為替銀行に対する預金については、拂戻の都度この会計の歳入に組み入れるものとする。

4　連合国最高司令官総司令部の勘定に属する外国為替等に係る権利義務でその経理を政府に移管されたものについては、政令の定めるところにより、この会計に属するものとして取り扱う。

5　貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「、米国対日援助物資の取得及び処分並びに外国為替等（外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券（財産権を証する証書及び帳簿を含む。）及び債権をいう。以下同じ。）に対する運用等」を「並びに米国対日援助物資の取得及び処分」に改める。

第二條但書を削る。

第三條中「清算勘定に区分し、且つ、外国為替等に運用する等のため、この会計に外国為替資金を置く。」を「清算勘定に区分する。」に改める。

第四條第一項中「この勘定において取得した外国為替等」の下に「（外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券（財産権を証する証書及び帳簿を含む。）及び債権をいう。以下同じ。）」を加え、「外国為替資金への繰入金」を「外国為替特別会計への繰入金」に改める。

第五條中「（外国為替資金の管理に係るものを除く。）」を削る。

第六條の二及び第十條の二を削る。

第十二條第二項第三号から第五号までを削る。

6　外国為替資金設置の日から同資金廃止の日までの分に係る改正前の貿易特別会計法第十二條第二項第三号から第五号までに規定する書類は、外国為替特別会計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に添附するものとする。

7　外国為替資金廃止の際改正前の貿易特別会計法第六條の二第二項の規定により同資金補足のため繰替使用していた国庫余裕金は、第十四條第二項の規定により外国為替特別会計の負担において借り入れた一時借入金とみなし、当該一時借入金の償還金は、外国為替特別会計の歳出とする。

8　金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

（買上を行う会計）

第六條　第一條及び前條の規定による買上は、外国為替特別会計において行う。

9　外国為替銀行の臨時措置等に関する政令の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）に規定する外国為替資金（以下「外国為替資金」という。）」を「外国為替特別会計」に、同條第二項及び第十條第一項中「外国為替資金」を「外国為替特別会計」に改める。

10　外国為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「日本銀行の負担とする。」を「日本銀行の負担とすることができる。」に改める。

（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第二百二十八号（二四、一二、一）

◉外國為替及び外国貿易管理法

目次

第一章　総則（第一條―第九條）
第二章　外国為替銀行及び両替商（第十條―第十五條）
第三章　外国為替予算（第十六條―第二十條）
第四章　外国為替の集中（第二十一條―第二十六條）
第五章　制限及び禁止
第一節　支拂（第二十七條―第二十九條）
第二節　債権（第三十條）
第三節　証券（第三十一條―第三十五條）
第四節　不動産（第三十六條―第四十一條）
第五節　その他（第四十二條―第四十六條）
第六章　外国貿易（第四十七條―第五十五條）
第七章　不服の申立及び訴訟（第五十六條―第六十四條）
第八章　雑則（第六十五條―第六十九條）
第九章　罰則（第七十條―第七十三條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行い、もつて国民経済の復興と発展とに寄與することを目的とする。

（再検討）

第二條　この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止する目的をもつて再検討するものとする。

（閣僚審議会）

第三條　内閣に閣僚審議会を設置し、外国為替予算を作成する責任を負う機関とする。

2　閣僚審議会の組織及び運営は、政令で定める。

（外国為替管理委員会）

第四條　別に法律で定めるところにより、外国為替管理委員会を設置する。

（適用範囲）

第五條　この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

（定義）

第六條　この法律又はこの法律に基く命令の適用を斉一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一　「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附属の島をいう。

二　「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三　「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四　「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五　「居住者」とは、本邦内に住所又は居住を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六　「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七　「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形、郵便為替、信用状その他の支拂指図をいう。

八　「対外支拂手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。

九　「内国支拂手段」とは、対外支拂手段以外の支拂手段をいう。

十　「貴金属」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並びに金貨及び銀貨（流通していないものに限る。）、取引の対象又は記念品たる硬貨、金メタルその他これらの金属を主たる材料とする物をいう。

十一　「証券」とは、登録されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を與える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券及び類似の証券、利札、配当金受領証並びに利札引換券をいう。

十二　「外貨証券」とは、外国において支拂を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三　「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号

に掲げられていないものをいう。

十四　「外貨債権」とは、外国において又は外貨をもつて支拂を受けることができる債権をいう。

十五　「貨物」とは、貴金属、支拂手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六　「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2　居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる。

（外国為替相場）

第七條　本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ単一とし、内閣の承認を得て、大蔵大臣が定める。

2　大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならない。

3　外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならない。

4　外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

5　外国為替の直物（電信又は一覧拂のものに限る。以下同じ。）取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国為替相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6　大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項から第四項までの規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めたときは、何人も、これによらないで取引してはならない。

（通貨の指定）

第八條　この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行わなければならない。

（取引の非常停止）

第九條　主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2　前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支拂を不可能とするものではなく、その停止に因る支拂の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

第二章　外国為替銀行及び両替商

（外国為替銀行）

第十條　外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所（本邦法人である銀行にあつては、本店又は主たる営業所を含む。以下同じ。）並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行うに足りる職員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3　外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）は、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務の内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4　外国為替銀行は、外国為替業務を営む営業所の全部又は一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

（業務上の取極）

第十一條　外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外国為替管理委員会の承認を受けなければならない。

（外国為替銀行の確認義務）

第十二條　外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受けていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

（制裁）

第十三條　大蔵大臣は、外国為替銀行が、この法律、この法律に基く命令若しくは処分に違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

（両替商）

第十四條　両替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　第十條第三項及び第四項、第十二條並びに前條の規定は、両替商（前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。）に準用する。

（報告義務）

第十五條　外国為替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章　外国為替予算

（外国為替予算の作成）

第十六條　外国為替予算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七條　外国為替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

一　通貨の交換又は振替の可能性

二　外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るように十分な通常予備費を設けること。

第十八條　外国為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外国為替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

（外国為替予算の変更）

第十九條　外国為替予算の変更は、閣僚審議会により例外的な場合に限つて行われる。

（外国為替予算の効力）

第二十條　閣僚審議会により外国為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外国為替予算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章　外国為替等の集中

（対外支拂手段等の集中）

第二十一條　居住者たると非居住者たるとを問わず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一　本邦内にある対外支拂手段

二　本邦内にある貴金属

第二十二條　居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一　対外支拂手段

二　貴金属

三　外貨債権

四　外貨証券

第二十三條　非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所に又は特定の方式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

一　内国支拂手段

二　本邦通貨をもつて表示される債権

三　本邦通貨をもつて表示される証券

四　非居住者との勘定の貸記又は借記

（集中の特例）

第二十四條　前三條に基く政令においては、外国為替銀行、両替商等に対するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五條　第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

（債権の回収義務）

第二十六條　政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならない。

2　何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遅延を黙認することに因り、これを減損してはならない。

第五章　制限及び禁止

第一節　支拂

（支拂の制限及び禁止）

第二十七條　この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

一　外国へ向けた支拂

二　非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三　非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四　非居住者との勘定の貸記又は借記

2　前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

一　非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支払

二　非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支払

第二十八條　この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支払若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支払をしてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條　この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支払を受けてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二節　債権

（債権に関する制限及び禁止）

第三十條　政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分の当事者となつてはならない。

一　非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権

二　居住者間の外貨債権

三　居住者と非居住者間の債権

第三節　証券

（本邦内にある証券）

第三十一條　大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2　前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

（外国にある証券）

第三十二條　大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2　前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得した証券に限り、適用があるものとする。

（証券の保管）

第三十三條　居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の当事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

（証券の発行又は募集）

第三十四條　大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一　居住者たると非居住者たるとを問わず、本邦通貨で支払われる証券を外国で発行又は募集すること。

二　居住者が外国で証券を発行又は募集すること。

三　非居住者が本邦で外貨証券を発行又は募集すること。

（証券の応募）

第三十五條　政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一　居住者が外貨証券に応募すること。

二　非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節　不動産

（外国にある不動産）

第三十六條　大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條　大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

（本邦内にある不動産）

第三十八條　政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條　政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條　政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

（特例）

第四十一條　第三十六條及び第三十七條の規定は、本

邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

第五節　その他

（役務）

第四十二條　政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支払、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三條　政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対価の支払を受けないで、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四條　前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に対して相当の対価の支払を受けることを立証する義務を課せられることがある。

（支払手段等の輸出入）

第四十五條　政令で定める場合を除いては、何人も、支払手段、貴金属、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六條　前條に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出国する者に対する同條の規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第六章　外国貿易

（輸出の原則）

第四十七條　貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

（輸出の承認）

第四十八條　特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支払の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2　前項の政令による制限は、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲をこえてはならない。

（支払方法の証明）

第四十九條　通商産業大臣は、命令で定めるところにより、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支払が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

（輸出取引の公正）

第五十條　貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不公正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

（船積の非常差止）

第五十一條　通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、一月以内の期限を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

（輸入の承認）

第五十二條　外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

（制裁）

第五十三條　通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した者に対して、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

（税関長に対する指揮監督等）

第五十四條　通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2　通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

（担保の提供）

第五十五條　貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

2　貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができる。

第七章　不服の申立及び訴訟

（不服の申立）

第五十六條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができる。

（聴聞）

第五十七條　政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（決定）

第五十八條　当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

（手続規定）

第五十九條　不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

（訴訟）

第六十條　この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるところにより裁判所に出訴することができる。

第六十一條　この法律の規定による当該政府機関の決定に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2　訴の提起は、政府機関の決定があつた後三十日以内に裁判所に対してしなければならない。

3　訴を提起した者は、訴状の写を、当該政府機関及び当該聴聞に参與した利害関係人に送付するものとする。

第六十二條　当該政府機関は、訴状の送達があつた時から三十日（裁判所が期間の延長を認めたときは、その期間）以内に当該訴に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。その記録は、訴を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、簡略にすることができる。

第六十三條　審理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。

第六十四條　裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しくは更に聴聞を行わせるため事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に掲げる場合の一に該当するため原告の実質的権利が侵害されたと認める場合においてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

一　憲法の條項に違反しているとき。

二　政府機関の法令による権限をこえているとき。

三　手続に違法があるとき。

四　前各号の外法令の適用に誤があるとき。

五　適法且つ実質的な証拠がないとき。

六　裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

第八章　雑則

（公正取引委員会の権限）

第六十五條　この法律のいかなる條項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の適用又はこれらの法律に基く公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、又は、これらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（政府機関の行為）

第六十六條　この法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

（報告義務）

第六十七條　この法律に規定するもの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴することができる。

（立入検査）

第六十八條　主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替銀行又は両替商の営業所又は事務所にその営業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事務の一部委任）

第六十九條　主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行又は外国為替銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3　第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替銀行の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章　罰則

第七十條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一　外国為替の直物取引における売相場又は買相場を定めない場合において、第七條第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引をした者

二　第七條第六項の規定に違反した者

三　第八條の規定に違反した者

四　第十條第一項の規定による認可を受けないで外国為替業務を営んだ者

五　第十三條（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反した者

六　第十四條第一項の規定による認可を受けないで両替業務を営んだ者（外国為替銀行を除く。）

七　第二十六條第二項又は第二項の規定に違反した者

八　第二十七條第一項の規定に違反した者

九　第二十八條の規定に違反した者

十　第二十九條の規定に違反した者

十一　第三十條の規定に違反した者

十二　第三十一條第一項の規定に違反した者

十三　第三十二條第一項の規定に違反した者

十四　第三十六條の規定に違反した者

十五　第三十七條の規定に違反した者

十六　第三十八條の規定に違反した者

十七　第三十九條の規定に違反した者

十八　第四十條の規定に違反した者

十九　第四十五條の規定に違反した者

二十　第五十一條の規定に違反した者

二十一　第五十三條の規定に違反した者

二十二　第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十一條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十條第三項又は第十四條第二項の規定に違反した者

する第十條第三項の規定による許可を受けないで、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務若しくは両替業務の内容を変更し、又は外国為替業務若しくは両替業務の名称若しくは位置を変更した者

二　第三十三條の規定に違反した者

三　第三十四條の規定に違反した者

四　第三十五條の規定に違反した者

五　第四十二條の規定に違反した者

六　第四十三條の規定に違反した者

七　第四十四條の規定に基く政令の規定に違反した者

事前の承認を受けなかつた者

一　第十條第四項又は第十四條第二項の規定に違反した者

二　第三十六條の規定に違反した者

三　第三十七條の規定に違反した者

四　第三十八條の規定に違反した者

五　第三十九條の規定に違反した者

六　第四十條の規定に違反した者

七　第四十五條の規定に違反した者

八　第五十一條の規定に違反した者

九　第五十三條の規定に違反した者

十　第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基く命令の規定に違反した者

十一　第五十一條の規定に違反した者

十二　第五十三條の規定に違反した者

十三　第三十二條第一項の規定に違反した者

十四　第三十六條の規定に違反した者

十五　第三十七條の規定に違反した者

十六　第三十八條の規定に違反した者

十七　第三十九條の規定に違反した者

十八　第四十條の規定に違反した者

十九　第四十五條の規定に違反した者

二十　第五十一條の規定に違反した者

二十一　第五十三條の規定に違反した者

二十二　第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十二條　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十條第四項又は第十四條第二項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は両替業務を廃止した者

二　第十一條の規定による承認を受けないで、同條に規定する取極を結んだ者

三　第十二條又は第十四條第二項において準用する第十二條の規定に違反した者

四　第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第四十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六　第四十九條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七　第六十七條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八　第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十八條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならない。

2　左に掲げる法令は、廃止する。
外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)
金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)
外国為替管理法の罰則の特例に関する件(昭和二十年勅令第六百十五号)
貿易等臨時措置令(昭和二十一年勅令第三百二十八号)
財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百九十九号)
外国為替銀行の臨時措置等に関する政令(昭和二十四年政令第三百五十三号)

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4　第二項に掲げる法令の廃止に関し必要な事項については、政令で定める。

(内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名)

法律第二百二十九号　(二四、一二、一)

◉外国為替管理委員会設置法

(この法律の目的)

第一條　この法律は、外国為替管理委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條　国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、外国為替管理委員会(以下委員会という。)を設置する。

(所掌事務)

第三條　委員会は、国民経済の進歩とその健全な発展を助長するために、本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。
一　外国為替特別会計を運営すること。
二　外国為替予算について、その定められた限度及び條件が守られるようにすること。
三　関係行政機関の用に供するため、外国為替及び外国貿易に関する取引について完全な記録を保持すること。
四　外国為替取引の数量及び内容並びに国民経済の復興に及ぼす効果に関する報告を、定期的(少くとも毎四半期)に、内閣総理大臣に提出すること。
五　外国為替に関する政策について、内閣総理大臣及び関係行政機関に勧告すること。

(権限)

第四條　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。
一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
三　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
四　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
五　所掌事務の周知宣伝を行うこと。
六　委員会の公印を制定すること。
七　所掌事務に関し、報告を徴すること。
八　外国為替取引の手続を定め、及びその所掌に属する事項について外国貿易取引の手続に関し同意を与えること。
九　外貨資金の外国為替特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること。
十　外国為替予算に定められた制限及び條件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に関して、外国為替銀行を監督すること。
十一　対外取引の決裁條件を定めること。
十二　前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き委員会に属させられた権限。

(組織並びに委員長及委員の任命)

第五條　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2　委員長及び委員は、外国為替及び外国貿易に関し優れた経験と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が命ずる。

3　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、外国為替及び外国貿易に関し優れた経験と識見を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第六條　委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員長及び委員の身分保障)

第七條　委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
二　この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
三　禁こ以上の刑に処せられたとき。
四　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと内閣総理大臣が認めたとき。
五　職務上の義務に違反し、その他委員長又は委員に適しない非行があると内閣総理大臣が認めたとき。

2　前項各号の一に該当する場合には、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第八條　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第九條　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長及び委員の給與)

第十條　委員長及び委員の給與は、別に法律で定める。

(委員長及び委員の特定行為の禁止)

第十一條　委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。
一　国会若しくは地方公共団体の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。
二　内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
三　商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

第十二條　委員会は、その所掌に属する事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、外国為替管理委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十三條　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

(管理部)

第十四條　事務局に管理部を置く。

2　管理部においては、事務局の所掌事務のうち、外国為替特別会計の運営に関する事務をつかさどる。

(関西事務所)

第十五條　事務局に関西事務所を置く。

2　関西事務所は、大阪市に置く。

3　関西事務所は、事務局の所掌事務について、関西地方における所要の連絡事務をつかさどる。

4　関西事務所の内部組織は、外国為替管理委員会規則で定める。

(法律顧問)

第十六條　委員会に法律顧問を置く。

2　法律顧問は、委員会の所掌に属する事項に関する法律問題を処理する。

3　法律顧問は、非常勤とし、その給與その他必要な事項は、政令で定める。

(事務所の位置)

第十七條　委員会は、その事務所を日本銀行の本店又は支店に置く。

(日本銀行による事務の取扱)

第十八條　委員会は、日本銀行をして、委員会の指示するところに従い、その事務の一部を取り扱わせることができる。

2　前項の場合において、当該事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

(秘密を守る義務)

第十九條　委員長、委員、前條第一項の規定により事務を取り扱う日本銀行の職員及びこれらの職にあつた者は、その職務の執行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(事務局の職員)

第二十條　事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる

2　事務局に置かれる職員のうち会計及び統計に関する専門家は、事務局局員として、非常勤の職員とすることができる。

（定員）

第二十一條　事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（罰則）

第二十二條　第十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　外国為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）及び外国為替管理委員会の委員の任期満了等の場合の措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百三十三号）は、廃止する。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧外国為替管理委員会令は、なおその効力を有する。

4　旧外国為替管理委員会令に基く機関及び職員は、第二項の規定にかかわらず、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する。この場合において、この法律施行の際現に委員長又は委員である者の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、旧外国為替管理委員会令の規定により残存する任期とする。

5　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條の外国為替管理委員会の項中「外国為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）」を「外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百三十号　（二四、一二、一）

◉未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項に次の但書を加える。

但し、満十八歳未満の子のうち一人については、六百円とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十一号　（二四、一二、一）

◉住宅営団法を廃止する等の法律

第一條　住宅営団法（昭和十六年法律第四十六号）は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機関として指定されている住宅営団（以下「閉鎖機関住宅営団」という。）につき特殊清算結了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

第二條　閉鎖機関住宅営団は、閉鎖機関令の定めるところにより清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない。

第三條　この法律施行後は、住宅営団法に基き、住宅営団を設立してはならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十二号　（二四、一二、一）

◉産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律

第一條　産業設備営団法（昭和十六年法律第九十二号）は、昭和二十七年十二月三十一日又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が産業設備営団につき特殊清算結了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

第二條　交易営団法（昭和十八年法律第二十六号）は、昭和二十六年六月三十日又は閉鎖機関令第十九條の四の規定により特殊清算人が交易営団につき特殊清算結了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

第三條　産業設備営団及び交易営団は、閉鎖機関令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うのに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない。

第四條　この法律施行後は、産業設備営団法又は交易営団法に基き、新たに産業設備営団又は交易営団を設立してはならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　交易営団解散令（昭和二十一年勅令第三百三十号）は、廃止する。

（大蔵・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十三号　（二四、一二、一）

◉帝国石油株式会社法の一部を改正する法律

帝国石油株式会社法（昭和十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及第三條　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十四号　（二四、一二、一）

◉帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律

帝国燃料興業株式会社法（昭和十二年法律第五十二号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号中「燃料興業債券」を削る。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十五号　（二四、一二、一）

◉帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律

帝国鉱業開発株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十六号　（二四、一二、一）

◉日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律

日本製鉄株式会社法（昭和八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十七号　（二四、一二、一）

◉船舶法の一部を改正する法律

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

第五條ノ二　日本船舶ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁（其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁）ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ期日ハ船舶国籍証書ノ交付ヲ受ケタル日又ハ船舶国籍証書ニ付前回ノ検認ヲ受ケタル日ヨリ総噸数百噸以上ノ鋼製船舶ニ在リテハ四年ヲ総噸数百噸未満ノ鋼製船舶ニ在リテハ二年ヲ木製船舶ニ在リテハ一年ヲ経過シタル後タルコトヲ要ス

船舶ガ外国ニ在ル場合其他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出スルコトヲ得ザル場合ニ於テ其期日マデニ其船舶ノ所有者ヨリ理由ヲ具シテ申請アリタルトキハ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ提出期日ノ延期ヲ認ムルコトヲ得延期セラレタル期日マデニ提出スルコトヲ得ザル場合亦同ジ

日本船舶ノ所有者ガ第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ定ムル期日又ハ前項ノ規定ニ依リ延期セラレタル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出セザルトキハ船舶国籍証書ハ其効力ヲ失フ此場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ船舶原簿ニ付職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二　第五條第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル船舶ニ付所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ船舶国籍証書ノ書換ノ申請ヲ為シタル後ニ非ザレバ

其船舶ヲ航行セシムルコトヲ得ズ但其事実ヲ知ルニ至ルマデノ間及其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ハ此限ニ在ラズ

第二十條中「前十六條」を「第四條乃至前條」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條　日本船舶ニ非ズシテ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶国籍証書若クハ仮船舶国籍証書ヲ以テ航行シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得

前項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ

日本船舶ガ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前二項ニ同ジ

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條ノ二　船長ガ当該官吏吏員ノ臨検ニ際シ之ニ呈示スル目的ヲ以テ他ノ船舶ノ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ船内ニ備置キ其船舶ヲ航行セシメタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得

第二十三條を次のように改める。

第二十三條　第三條、第六條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　削除

第二十六條及び第二十七條中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十七條ノ二中「千円」を「三万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第五條ノ二第一項の規定によりこの法律施行後最初に受けるべき検認の期日については、同條第二項の規定は、適用しない。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十八号　（二四、一二、三）

◉家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「三万円」を「九万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に第二十四條第一項各号の一に該当した家畜又は物品について、その所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十九号　（二四、一二、六）

◉大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「八億五千六十八万八千円」を「十二億九千百三十五万二千円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十号　（二四、一二、六）

◉郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするために、昭和二十四年度において、一般会計から四億千二百七十一万七千円を限り、この会計に繰入金をすることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十一号　（二四、一二、七）

◉通運事業法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　通運事業（第四條―第二十七條）
第三章　通運計算事業（第二十八條―第三十二條）
第四章　雑則（第三十三條―第三十七條）
第五章　罰則（第三十八條―第四十一條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、通運に関する秩序の確立、通運事業における公正な競争の確保及び通運事業の健全な発達並びに鉄道による物品運送の効率の向上を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で、「通運」とは、他人の需用に応じてする左に掲げる行為をいう。

一　自己の名をもつてする鉄道（軌道及び日本国有鉄道の経営する航路を含む。以下同じ。）による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二　鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

三　鉄道により運送される物品の集貨又は配達（海上におけるものを除く。）

四　鉄道により運送される物品の鉄道の車両（日本国有鉄道の経営する航路の船舶を含む。）への積込又は取卸

五　鉄道を利用してする物品の運送

2　この法律で、「通運事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、通運を行う事業（国の行う郵便の事業を除く。）をいう。

第三條　この法律で、「通運計算」とは、通運事業者の需用に応じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済又は債権の取立をすることをいう。

2　この法律で、「通運計算事業」とは、営利を目的として通運計算を行う事業をいう。

第二章　通運事業

（免許）

第四條　通運事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2　通運事業の免許は、取扱駅及び第二條第一項各号の種別について行う。

3　通運事業の免許は、荷主、取扱物品の種類又は作業場所を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

（免許申請）

第五條　通運事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　事業の経営上使用する記号

三　取扱駅

四　第二條第一項各号の種別

2　業務の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、荷主、取扱物品の種類又は作業場所その他業務の範囲をあわせて記載しなければならない。

3　申請書には、事業の施設、事業収支見積その他省令で定める事項を記載した事業計画を添附しなければならない。

4　運輸大臣は、通運事業の免許を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

（免許基準）

第六條　運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

一　当該事業の開始が一般の需要に適合するものであること。

二　当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

三　当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四　当該事業の開始が鉄道による物品運送の効率の向上に資するものであること。

3　運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が、同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、通運事業の免許をしなければならない。

一　免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁こ の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
二　免許を受けようとする者が免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
三　免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前二号の一に該当する者であるとき。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）
第七條　通運事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2　通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、通運事業を経営する法人と通運事業を経営しない法人が合併する場合において、通運事業を経営する法人が存続するときは、この限りでない。
3　通運事業を経営する法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。
4　前條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

（相続）
第八條　通運事業の免許を受けた者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた通運事業を引き続き経営しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
2　相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第四條第一項の規定にかかわらず通運事業を経営することができる。
3　第六條の規定は、第一項の認可について準用する。
4　第一項の認可を受けた者及び第二項の規定により通運事業を経営する者は、通運事業の免許を受けた者とみなす。

（名義の利用及び事業の貸借等）
第九條　通運事業の免許を受けた者（以下「通運事業者」という。）は、その名義を他人に通運事業のため利用させてはならない。
2　通運事業者は、事業の貸借その他如何なる方法をもつてするかを問わず、通運事業を他人に経営させてはならない。

（事業の管理）
第十條　通運事業者の通運事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。
2　運輸大臣は、前項の許可の申請を受理した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。
一　当該事業を継続して運営するために必要であること。
二　受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

（事業の休止及び廃止）
第十一條　通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。
2　運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなければならない。

（事業計画の変更）
第十二條　通運事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、次條の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他省令で定める場合は、この限りでない。
2　運輸大臣は、前項の認可の申請を受理した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。
一　事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。
二　事業計画の変更によつて通運が一般の需要と著しく不均衡となるおそれがないものであること。
三　事業計画の変更が鉄道による物品運送の効率を著しく低下させるおそれがないものであること。

（自動車の新規使用）
第十三條　通運事業のために自動車を使用していない通運事業者が、通運事業のために新たに自動車を使用しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
2　運輸大臣は、前項の認可の申請を受理した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。
一　使用しようとする自動車の供給輸送力が、当該事業に対する物品の集貨配達の需要と均衡のとれ

たものであること。
二　自動車を使用することが当該事業の能率的な運営を図るため必要であること。

（事業の停止及び免許の取消）
第十四條　運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。
一　この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第四條第三項の規定による業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。
二　正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

（貨物自動車運送事業者の特則）
第十五條　道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）第十條に規定する貨物自動車運送事業の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駅を指定したときは、第四條第一項、第九條、第十條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十六條及び第二十七條の規定の適用については、第二條第一項第三号の行為を行う事業について通運事業の免許を受けた者とみなす。

（免許の失効）
第十六條　左の場合には、通運事業の免許は、当該範囲について、その効力を失う。
一　取扱駅が物品運送の営業を廃止したとき。
二　取扱物品の種類を限定した通運事業の免許を受けた場合において、取扱駅がその物品の運送の営業を廃止したとき。
三　事業の廃止の許可を受けたとき。

（通運引受義務）
第十七條　通運事業者は左の場合を除いては、通運の引受を拒絶してはならない。
一　当該通運の申込が第二十一條の規定により認可を受けた通運約款によらないものであるとき。
二　委託者が第十九條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を與えないとき。
三　当該通運に関し委託者から特別の負担を求められたとき。
四　当該通運が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（通運順序）
第十八條　通運事業者は、通運の申込を受けた順序により、物品を鉄道に託送しなければならない。但し、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りでない。

（物品の種類及び性質の確認）
第十九條　通運事業者は、通運の申込があつたときは、その物品の種類及び性質を明告することを委託者に求めることができる。
2　通運事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき委託者が告げたことに疑があるときは、委託者の同意を得て、その立会の上で、これを点検することができる。
3　通運事業者は、前項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異ならないときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならない。
4　通運事業者が第二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異なるときは、委託者は、点検に要した費用を負担しなければならない。

（運賃及び料金）
第二十條　通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。
一　能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
二　特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
3　運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種別について定額をもつて明確に定められなければならない。

（通運約款）
第二十一條　通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。
一　公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
二　少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の収受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

（運賃、料金及び通運約款の掲示）
第二十二條　通運事業者は、運賃、料金及び通運約款

を事務所その他の事業場において公衆の見易い箇所に掲示しなければならない。

（引渡不能の物品の寄託）

第二十三條　通運事業者は、その責に帰すべからざる事由により物品の引渡をすることができないときは、荷主の費用をもつて、これを倉庫営業者に寄託することができる。

2　通運事業者は、前項の規定により物品を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷主に通知しなければならない。

3　通運事業者は、第一項の規定により物品を寄託した場合において倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて物品の引渡に代えることができる。

4　通運事業者は、第一項の費用の弁済を受けるまで、倉庫証券を留置することができる。

（引渡不能の物品の競売）

第二十四條　通運事業者は、委託者及び物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、省令で定める手続により公告をした後三箇月を経過してもなおその権利者を知ることができないときは、その物品を競売することができる。但し、損敗し易い物品は、公告をした後三箇月以内でも競売することができる。

2　通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、委託者に対し相当の期間を定めその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損敗し易い物品は催告しないでも競売することができる。

3　通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が物品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合において、相当の期間を定めて物品の受取を催告し、その期間経過後更に委託者に対し相当の期間を定めてその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損敗し易い物品は、催告しないでも競売することができる。

4　通運事業者は、第二項の規定により競売をしたときは委託者に、前項の規定により競売をしたときは委託者及び物品の引渡を受くべき者に、遅滞なくその旨の通知を発しなければならない。

5　通運事業者は、第一項から第三項までの規定により競売をしたときは、その代価を供託しなければならない。但し、その全部又は一部を運賃、料金、立替金又は保管、公告、催告若しくは競売に要した費用に充当することができる。

（会計）

第二十五條　通運事業者は、省令で定める様式の帳簿書類によりその会計を処理しなければならない。

（事業改善の命令）

第二十六條　運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一　事業計画を変更すること。

二　運賃、料金又は通運約款を変更すること。

（附帯業務）

第二十七條　第二十條から第二十二條まで及び前條の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務について準用する。

第三章　通運計算事業

（認可）

第二十八條　通運計算事業を経営しようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　第五條第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定は、前項の認可を申請する場合に、第六條の規定は、運輸大臣が前項の認可をする場合に準用する。

（通運計算事業の運営）

第二十九條　第七條から第十二條まで、第十四條、第十六條第三号、第二十條、第二十五條及び第二十六條の規定は、通運計算事業に準用する。

（通運計算規程）

第三十條　通運計算事業の認可を受けた者（以下「通運計算事業者」という。）は、通運計算規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一　公正且つ迅速な通運計算を確保し得るものであること。

二　通運事業者に不当な負担を課するものでないものであること。

三　少くとも通運計算に関する契約の締結及び解除、通運計算の方式、通運計算の停止、計算料の収受並びに通運計算事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

（通運計算に関する契約の締結）

第三十一條　通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の申込をした場合には、その申込が前條の規定により認可を受けた通運計算規程によらない場合を除き、これを承諾しなければならない。

（通運計算に関する契約の強制の禁止等）

第三十二條　通運計算事業者は、通運事業者に対し、如何なる方法によるかを問わず、通運計算に関する契約を締結することを強制してはならない。

2　通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の解除を申し出た場合には、通運計算規程による場合の外、これを拒絶してはならない。

第四章　雑則

（運輸審議会への諮問）

第三十三條　運輸大臣は、この法律の規定に基き、免許、許可、認可その他の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならない。但し、運輸審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

（免許等の條件）

第三十四條　免許、許可又は認可には條件を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の條件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該通運事業者又は通運計算事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（訴願）

第三十五條　この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政官庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

（職権の委任）

第三十六條　この法律に規定する運輸大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、陸運局長が行う。

（報告及び検査）

第三十七條　運輸大臣は、第一條の目的を達成するために必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者に、事業に関し報告をさせることができる。

2　運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者の事務所その他の事業場にその職員を派遣して、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4　第二項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章　罰則

第三十八條　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四條第一項の規定に違反して通運事業を経営した者

二　第八條の規定に違反して通運事業を経営した者

三　第九條の規定に違反した者

第三十九條　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四條第三項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

二　第十四條の規定による通運事業の停止の命令に違反した者

三　第二十條の規定による認可を受けないで運賃又は料金を収受した者

四　第二十八條第一項の規定に違反して通運計算事業を経営した者

五　第二十九條において準用する第八條の規定に違反して通運計算事業を経営した者

六　第二十九條において準用する第九條の規定に違反した者

第四十條　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する

一　第十條第一項、第十一條第一項若しくは第十二條第一項（第二十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十一條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條及び第二十九條において準用する第二十條又は第三十條第一項の規定により許可又は認可を受けてしなければならない事項を許可又は認可を受けないでした者

二　第二十二條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三　第二十九條において準用する第十四條の規定による通運計算事業の停止の命令又は第二十六條（第二十七條及び第二十九條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四　第十七條、第十八條、第三十一條又は第三十二條第二項の規定に違反した者

五　第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第三十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十一條　法人の代表者又は人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第三十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。

2　小運送業法（昭和十二年法律第四十五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

4　旧法又は旧法に基く命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。

5　この法律施行の際現に通運計算事業を経営している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第二十八條の規定による認可を受けないでも通運計算事業を経営することができる。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は認可の拒否のある日まで同様とする。

6　この法律施行前にした道路運送法第十一條の規定による小運送業のためにする貨物自動車運送事業の免許は、この法律第十三條の規定による認可とみなす。

7　道路運送法の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

（通運事業者の特則）

第十一條の二　自動車を使用して通運事業を経営することの免許を受けた者又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。

2　小運送業法（昭和十二年法律第四十五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

4　旧法又は旧法に基く命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。

5　この法律施行の際現に通運計算事業を経営している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第二十八條の規定による認可を受けないでも通運計算事業を経営することができる。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は認可の拒否のある日まで同様とする。

6　この法律施行前にした道路運送法第十一條の規定による小運送業のためにする貨物自動車運送事業の免許は、この法律第十三條の規定による認可とみなす。

7　道路運送法の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

（通運事業者の特則）

第十一條の二　自動車を使用して通運事業を経営することの免許を受けた者又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、第一項第二号、第二十三條、第二十四條第一項第二号、第二十七條、第三十條、第三十一條の規定の適用については、その種類について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第二十三條、第二十四條第一項第二号及び第二十五條中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。

8　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。

9　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号を次のように改める。

四十二　通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帯業務を含む。）に関し、許可し、又は認可すること。

第四條第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　通運計算事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

第四條第四十四号中「及び小運送業」を「、小運送業及び通運計算事業」に改める。

第六條第一項第二号中「及び小運送業」を「、通運事業及び通運計算事業」に、同項第八号中「小運送業」を「通運事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　通計運算事業の認可若しくはその取消又は事業の停止

第六條第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　第二号、第八号及び第八号の二に規定するものを除く外、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の規定に基く許可、認可その他の処分

第二十八條第一項第三号を次のように改める。

三　通運事業（附帯業務を含む。以下同じ。）及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

第二十八條第一項第八号中「及び小運送業」を「、通運事業及び通運計算事業」に改める。

第二十八條第二号中「小運送業」を「通運事業」に改める。

第五十一條第一項第七号を次のように改める。

七　通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

第五十一條第一項第二十一号中「小運送業」を「通運事業、通運計算事業」に改める。

第五十二條第二項中「小運送業」を「通運事業」に改める。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第二百四十二号　（二四、一二、七）

◉日本通運株式会社法を廃止する法律

1　日本通運株式会社法（昭和十二年法律第四十六号）は、廃止する。

2　経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中第六号を次のように改める。

六　削除

附　則

1　この法律は、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）施行の日から施行する。

2　日本通運株式会社がこの法律施行の日以前において商法（明治三十二年法律第四十八号）に適合していない事項を同法に適合させるため同法第三百四十三條の規定による株主総会の決議をした場合においては、その時以後日本通運株式会社法及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律は適用されないものとする。

3　前項の規定により日本通運株式会社法及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律が適用されなくなるまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務総裁・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十三号　（二四、一二、七）

◉日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律

第一條　この法律は、日本国有鉄道がその所有地内にある通運事業者の所有する荷役機械等の施設を譲り受けること等により、これらの施設の公正且つ有効な利用と通運事業における公正な競争の確保とに資することを目的とする。

第二條　日本国有鉄道は、この法律施行の際現に所有地内にある日本通運株式会社の所有する左に掲げる施設のうち、日本国有鉄道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に対してその有効な利用を確保し、共通の利便を與えるために必要なものを、第四條第二項の規定による交換により、及び予算のうち工事勘定で定められた額の範囲内で譲り受けなければならない。

一　荷役機械

二　貨車の入換に使用する動力車

三　倉庫、上屋、労務員詰所、荷扱所その他作業用の建物

四　貨物の積卸及び保管に使用する構築物

第三條　日本国有鉄道が前條の規定により日本国有鉄道が指定する施設の譲受及び譲渡に関する事項は、日本国有鉄道、日本通運株式会社及びこれらの者が協議して定めた候補者のうちから運輸大臣が選定する第三者の協議によつて定める。この場合において、施設及び株式の価格については、運輸大臣の承認を受けなければならない。

前項の協議が整わないとき又は協議することができないと認めるときは、運輸大臣が裁定する。

2　前項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところにより、第二項前段の協議が整い、且つ、同項後段の承認があつたものとみなす。

3　運輸大臣は、第二項前段の選定、同項後段の承認又は第三項の裁定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四條　日本国有鉄道は、この法律施行の際現に所有する日本通運株式会社の株式を他に譲渡しなければならない。

2　日本国有鉄道及び日本通運株式会社は、第二條の施設と前項の株式とをその対等額の範囲内で前條の規定により交換するものとする。

3　前項の場合において、施設の価額が株式の価額をこえるときは、日本国有鉄道は、金銭でその差額を支拂わなければならない。

4　第一項の株式の価額が第二條の施設の価額をこえるときは、日本国有鉄道は、遅滞なくそのこえる額の株式を他に譲渡するものとする。

5　第二項の規定による株式の譲渡については、有価証券の処分の調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）は、適用しない。

6　第四項の規定による株式の譲渡については、有価証券の処分の調整等に関する法律は、適用があるものとする。

第五條　日本国有鉄道は、その所有地内にある日本通運株式会社以外の通運事業者がこの法律施行の際現に所有する施設であつて第二條の施設に準ずるものを、予算の範囲内で譲り受け、又は賃借しなければならない。

2　前項の通運事業者は、同項の施設を日本国有鉄道に譲渡し、又は賃貸しなければならない。

3　第三條の規定は、前二項の場合に準用する。

第六條　日本通運株式会社がその所有する施設であつてこの法律施行の際現に地方鉄道業者又は軌道経営者の所有地内にあるものについて、これらの者の要求によりこれを譲渡し、又は貸付しなければならない場合における譲渡又は貸付をすべき物件、その譲渡価格又は貸付料その他譲渡又は貸付に関する事項は、日本通運株式会社及び当該地方鉄道業者又は軌道経営者の協議によつて定める。

2　第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律中「通運事業」又は「通運事業者」とあるのは、通運事業に関する法律が制定施行されるまでは、それぞれ「小運送業」又は「小運送業者」と読み替えるものとする。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十四号　（二四、一二、八）

◉国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

（売拂代金の延納）

第一條の二　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、国が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品（取得した物品に加工又は修理を加えたものを含む。）を売り拂う場合において、取引上の慣行その他売拂代金納付前に物品の引渡を行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、国債その他確実な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をすることができる。

第二條の見出しを削り、同條第一項中「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、」を「各省各庁の長は、前條の場合を除く外、」に改め、同項第三号及び第五号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第二項を次のように改める。

2　各省各庁の長は、前條の場合を除く外、物品の管理上の都合により、これを急速に売り拂う必要がある場合には、同條の規定に準じて延納の特約をすることができる。

第三條第二項を次のように改める。

2　各省各庁の長は、前項の場合を除く外、前二條に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を附すること が適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

第四條第一項中「第二條」を「第一條の二又は第二條」に、同條第二項中「担保の提供を免除しようとする」を「担保の提供を免除し、又は利息を附さないこととしようとする」に改める。

本則中第四條の次に次の一條を加える。

（公団等に対する準用）

第五條　前五條の規定は、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道がその所有に属する動産を売り拂う場合における当該動産の売拂代金の納付及びその延納の特約に準用する。この場合において、第二條第一項第一号中「各省各庁（財政法第二十一條に規定する各省各庁をいう。）の内部又は相互の間で」とあるのは「国に」と、前條第一項中「大蔵大臣に協議しなければならない。」とあるのは法令による公団にあつては、「当該公団を所轄する各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、承認しようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。伺し、第五條の改正規定中、日本専売公社及び日本国有鉄道に係る部分は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・通商産業・運輸大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十五号　（二四、一二、八）

◉日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十九條―第四十三條）」を「（第二十九條―第四十三條の二十三）」に改める。

第四條の次に次の一條を加える。

（資本金の増加及び減少）

第四條の二　公社は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

2　政府は、前項の規定により公社がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内で公社に出資することができる。

3　公社は、第四十三條の十三第二項の規定による積立金をもつて第一項の規定による資本金の増加に充てることができる。

第二十七條第六号中「しよう脳原油」の下に「（以下「専売品」という。）」を加える。

第五章を次のように改める。

第五章　会計

（総則）

第二十九條　公社の会計に関しては、この章の定めるところによる。

（計理原則）

第三十條　公社は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基いて計理する。

（事業年度）

第三十一條　公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（資産）

第三十二條　公社の資産は、固定資産、たな卸資産、当座資産、繰延費用及び無形資産に区分する。

2　前項の資産について、その内訳項目、評価の基準、減価償却すべき資産の範囲及び減価償却の方法は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める。

（資本及び負債）

第三十三條　公社においては、前條の資産の金額をもつて経営資本とし、これを資本金、積立金、引当金、長期負債、流動負債及び繰延収入に区分し、その内訳項目は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める。

（予算）

第三十四條　公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、当該年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添え、大蔵大臣の定める期限までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3　内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4　前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

5　予算の形式及び内容については政令で、その作成及び提出の手続については大蔵大臣が定める。

（債務の負担）

第三十五條　法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、公社が債務を負担する行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2　公社は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（予備費）

第三十六條　専売品の売上量の増加その他予見し難い事由による歳出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

（予算の議決）

第三十七條　予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算の通知）

第三十八條　政府は、公社の予算が国会の議決を経たときは、直ちにその旨を公社に通知するものとする。

2　公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3　政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（追加予算）

第三十九條　公社は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2　第三十四條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

（予算の修正）

第四十條　公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2　第三十四條第二項から第五項まで、第三十七條及び第三十八條の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

（暫定予算）

第四十一條　公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2　第三十四條第二項から第五項まで、第三十七條及び第三十八條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3　暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

（予算の実施）

第四十二條　公社の予算の実施は、予算に添附して国会に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。

第四十三條　公社は、歳出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第四十三條の二　公社は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

第四十三條の三　公社は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、当該事業年度内に支拂義務が生じなかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三條の四　公社は、予備費を使用するとき、及び予算を繰り越して使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（資金計画）

第四十三條の五　公社は、国会の議決を経た予算について、四半期ごとに資金計画を定め、これを大蔵大臣に送付しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2　大蔵大臣は、前項の規定により送付された資金計画が国の資金の状況により実施することができない、と認めるときは、その実施することができる限度を公社に通知するものとする。

3　公社は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

（收入支出等の報告）

第四十三條の六　公社は、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額並びに收入し、及び支出した金額を毎月大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

（決算）

第四十三條の七　公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

第四十三條の八　公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　公社は、前項の規定により大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なくその財務諸表を公告しなければならない。

第四十三條の九　公社は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、前條第一項の規定により大蔵大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく大蔵大臣に提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3　第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

第四十三條の十　内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2　内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書に財務諸表を添附して、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

（損益計算の区分）

第四十三條の十一　公社の損益計算は、たばこ、塩及びしよう脳の三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

（価格差等補給金）

第四十三條の十二　政府は、価格の統制その他の国の政策上の考慮に基き専売品の売渡価格がその製造、販売等の原価より低く定められている場合においては、その差額を補てんするため公社に補給金を交付することができる。

（利益金の納付）

第四十三條の十三　公社は、毎事業年度の決算上の総收益から総損失を控除した金額から左の各号に掲げる金額を控除して得た金額（以下「專売納付金」という。）を翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一　当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する金額から当該事業年度において新たに借り入れた長期の借入金による歳入金のうち固定資産、無形資産及びたな卸資産の増加に充てられた部分に相当する金額を控除した金額

二　公社が当該事業年度において長期借入金を償還した場合においては、その償還額に相当する金額からその償還した長期借入金を財源として取得し、又は増価した固定資産及び無形資産の部分についての当該事業年度までの減価償却額に相当する金額を控除した金額

2　公社は、前項第一号及び第二号に掲げる金額を積立金として積み立てるものとする。

3　大蔵大臣は、第一項の規定による專売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

（借入金）

第四十四條　公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による長期借入金及び短期借入金については、予算に定める額を限度としなければならない。

3　第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のためやむを得ないときは、その償還することができないときは、大蔵大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4　前項但書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（政府からの貸付）

第四十五條　政府は、公社に対し長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

（国庫余裕金の一時使用）

第四十六條　政府は、前條に規定する短期の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

（償還計画）

第四十七條　公社は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（業務に係る現金の取扱）

第四十八條　公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において、郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

（財産の処分の制限）

第四十九條　公社が製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

（会計規程）

第五十條　公社は、その会計に関し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程は、公共企業体としての公社の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定められなければならない。

3　公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4　公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（給與準則）

第五十一條　公社は、その役員及び職員に対して支給する給與について給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給與の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

（專売価格の決定及び変更）

第五十二條　公社における專売品の価格の決定及び変更については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定を準用する。

（国の会計事務の委任）

第四十三條の二十三　政府は、たばこ専売法第七十九條第一項、塩専売法第五十五條第一項及びしいいしよう脳専売法第二十八條第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基く通告の処分により納付された金銭及び物品の歳入及び出納保管に関する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせることができる。

2　政府は、前項に規定する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせるときは、あらかじめ総裁の同意を経ることを要する。

3　第一項に規定する事務を取り扱う公社の役員又は職員については、国の会計に関する法令のうち当該事務の取扱に関する規定を準用する。

4　附則第三項の次に次の一項を加える。

　第四十三條の二十二の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

附　則

1　この法律中日本専売公社法第四十三條の二十三の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十四條から第三十八條まで及び第四十一條の規定は、昭和二十五年度以降の予算について、改正後の第四十三條の七から第四十三條の十一までの規定は、昭和二十五年度以降の決算について、それぞれ適用する。

2　公社の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、従前の例による。

3　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

　第三十四條第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の準用」に改める。

4　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

　第二十八條第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の準用」に改める。

5　しいいしよう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

　第十五條第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の準用」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十六号（二四、一二、八）

◉少年法の一部を改正する法律

少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項中「一年間」を「二年間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十七号（二四、一二、八）

◉国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十三億円」を「十八億円」に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

（役職員の給與）

第十七條の二　公庫の役員及び職員は、一般職の国家公務員としての給與を受ける。但し、総裁は、公庫の役員及び職員に対して、その俸給総額の百分の十に相当する金額をこえない範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（借入金）

第二十二條の二　公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金をすることができる。公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2　政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

3　前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の條件より公庫に有利な條件を附することができる。

第二十三條中「大蔵省預金部」の下に「若しくは銀行」を加え、「預け入れて」を「預け入れ、若しくは郵便貯金に」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生大臣署名）

法律第二百四十八号（二四、一二、八）

◉復興金融金庫法の一部を改正する法律

復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條中「千四百五十億円」を「千二百億円」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、復興金融金庫が復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律（昭和二十四年法律第百十四号）第三條の規定により回収金を国庫に納付した場合には、復興金融金庫は、当該回収金を納付した年度の末日において、その納付した金額（当該金額に一億円未満の金額があるときは、その金額を切り捨てた金額）に相当する金額の減資を行うものとする。

第四條第一項中「千四百五十億円」を「復興金融金庫の資本金の全額」に改める。

附　則

この法律は、復興金融金庫の昭和二十四年度の決算の時から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十九号（二四、一二、八）

◉復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律（昭和二十四年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

（復興金融金庫の回収金の国庫納付）

第三條　復興金融金庫は、その融通した資金で毎事業年度において回収したものの金額から復興金融債券の償還に要する経費、債務の保証の履行に要する経費及びその債権を保全するために必要な経費で政令で定めるものに充当した金額を控除した金額を当該回収金の生じた年度において国庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に関する支出予算額が当該納付額に対し不足するときは、その不足額は、翌年度において納付するものとする。

（復興金融金庫の国庫納付金の計算及び納付手続）

第四條　前二條の規定による国庫納付金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十号（二四、一二、八）

◉国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

第七條第二項の規定による車扱貨物賃率表

（一グラムトンにつき）

キロ程 ＼ 等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	182	138	106	84	73	69	62	55	50	44	39
20	239	182	139	110	96	91	81	72	65	57	51
30	296	225	172	136	118	112	101	89	81	71	63
40	353	268	205	162	141	134	120	106	96	85	75
50	410	312	238	189	164	156	139	123	112	98	87
60	467	355	271	215	187	177	159	140	127	112	99
70	524	398	304	241	210	199	178	157	143	126	111
80	581	442	337	267	232	221	198	174	158	139	123
90	638	485	370	293	255	242	217	191	174	153	135
100	695	528	403	320	278	264	236	209	189	167	147
120	762	579	442	351	305	290	259	229	207	183	162
140	829	630	481	381	332	315	282	249	225	199	176
160	896	681	520	412	358	340	305	269	244	215	190
180	963	732	559	443	385	366	327	289	262	231	204
200	1,030	783	597	474	412	391	350	309	280	247	218
220	1,097	834	636	505	439	417	373	329	298	263	233
240	1,164	885	675	535	466	442	396	349	317	279	247
260	1,231	936	714	566	492	468	419	369	335	295	261
280	1,298	986	753	597	519	493	441	389	353	312	275
300	1,365	1,037	792	628	546	519	464	410	371	328	289
320	1,432	1,088	831	659	573	544	487	430	390	344	304
340	1,499	1,139	869	690	600	570	510	450	408	360	318
360	1,566	1,190	908	720	626	595	532	470	426	376	332
380	1,633	1,241	947	751	653	621	555	490	444	392	346
400	1,700	1,292	986	782	680	646	578	510	462	408	360
420	1,760	1,338	1,021	810	704	669	598	528	479	422	373
440	1,820	1,383	1,056	837	728	692	619	546	495	437	386
460	1,880	1,429	1,090	865	752	714	639	564	511	451	399
480	1,940	1,474	1,125	892	776	737	660	582	528	466	411
500	2,000	1,520	1,160	920	800	760	680	600	544	480	424
550	2,150	1,634	1,247	989	860	817	731	645	585	516	456
600	2,300	1,748	1,334	1,058	920	874	782	690	626	552	488
650	2,450	1,862	1,421	1,127	980	931	833	735	666	588	519
700	2,600	1,976	1,508	1,196	1,040	988	884	780	707	624	551
750	2,750	2,090	1,595	1,265	1,100	1,045	935	825	748	660	583
800	2,900	2,204	1,682	1,334	1,160	1,102	986	870	789	696	615
850	3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
900	3,200	2,432	1,856	1,472	1,280	1,216	1,088	960	870	768	678
950	3,350	2,546	1,943	1,541	1,340	1,273	1,139	1,005	911	804	710
1,000	3,500	2,660	2,030	1,610	1,400	1,330	1,190	1,050	952	840	740
1,100	3,800	2,888	2,204	1,748	1,520	1,444	1,292	1,140	1,034	912	806
1,200	4,100	3,116	2,378	1,886	1,640	1,558	1,394	1,230	1,115	984	869
1,300	4,400	3,344	2,552	2,024	1,760	1,672	1,496	1,320	1,197	1,056	933
1,400	4,700	3,572	2,726	2,162	1,880	1,786	1,598	1,410	1,278	1,128	996
1,500	5,000	3,800	2,900	2,300	2,000	1,900	1,700	1,500	1,360	1,200	1,060
1,600	5,300	4,028	3,074	2,438	2,120	2,014	1,802	1,590	1,442	1,272	1,124
1,700	5,600	4,256	3,248	2,576	2,240	2,128	1,904	1,680	1,523	1,344	1,187
1,800	5,900	4,484	3,422	2,714	2,360	2,242	2,006	1,770	1,605	1,416	1,251
1,900	6,200	4,712	3,596	2,852	2,480	2,356	2,108	1,860	1,686	1,488	1,314
2,000	6,500	4,940	3,770	2,990	2,600	2,470	2,210	1,950	1,768	1,516	1,378
2,100	6,800	5,168	3,944	3,128	2,720	2,584	2,312	2,040	1,850	1,632	1,442
2,200	7,100	5,396	4,118	3,266	2,840	2,698	2,414	2,130	1,931	1,704	1,505
2,300	7,400	5,624	4,292	3,404	2,960	2,812	2,516	2,220	2,013	1,776	1,569
2,400	7,700	5,852	4,466	3,542	3,080	2,926	2,618	2,310	2,094	1,848	1,632
2,500	8,000	6,080	4,640	3,680	3,200	3,040	2,720	2,400	2 176	1,920	1,696
2,600	8,300	6,308	4,814	3,818	3,320	3,154	2,822	2,490	2,258	1,992	1,760
2,700	8,600	6,536	4,988	3,956	3,440	3,268	2,924	2,580	2,339	2,064	1,823
2,800	8,900	6,764	5,162	4,094	3,560	3,382	3,026	2,670	2,421	2,136	1,887
2,900	9,200	6,992	5,336	4,232	3,680	3,496	3,128	2,760	2,502	2,208	1,950
3,000	9,500	7,220	5,510	4,370	3,800	3,610	3,230	2,850	2,584	2,280	2,014
以上100キロメートルまで増すごとに	300	228	174	138	120	114	102	90	82	72	64

附　則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

（運輸大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十一号（二四、一二、一〇）

◉地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律

地方配付税法の特例に関する法律（昭和二十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

「百分の三十三・一四」を「徴収額の百分の三十三・一四」に、「百分の十六・二九」を「徴収額のうち六百六十六億八千七百五十一万八千円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・大蔵大臣署名）

法律第二百五十二号（二四、一二、一二）

◉特別職の職員の給與に関する法律

（目的及び適用範囲）

第一條　この法律は、左に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給與について定めることを目的とする。

一　内閣総理大臣
二　国務大臣
三　人事官及び検査官
四　内閣官房長官
五　内閣官房副長官
六　政務次官
七　国立国会図書館長
八　衆議院及び参議院の事務総長及び法制局長
九　国家公安委員会委員
十　公正取引委員会の委員長及び委員
十一　全国選挙管理委員会の委員長及び委員
十二　外国為替管理委員会の委員長及び委員
十三　統計委員会委員長
十四　中央更生保護委員会委員長及び委員
十五　運輸審議会委員
十六　宮内庁長官及び侍従長
十七　大使及び公使
十八　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官（以下「秘書官」という。）
十九　地方自治委員
二十　地方税審議会委員
二十一　全国選出議員選挙管理委員会委員
二十二　日本学術会議会員
二十三　侍従
二十四　連合国軍の需要に応じ、連合国軍のために労務に服する者
二十五　食糧配給公団の職員
二十六　失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員及び公共事業のため失業者として国が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

（内閣総理大臣等の給與）

第二條　前條第一号から第十八号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給與は、別に法律で定めるものの外、俸給及び勤務地手当とする。

第三條　内閣総理大臣等の俸給月額は、別表による。

2　別表により秘書官の受ける俸給月額の号俸は、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長が大蔵大臣と協議して定める。

第四條　内閣総理大臣等の勤務地手当の月額は、俸給月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第五條　新たに内閣総理大臣等になつた者には、その日から給與を支給する。但し、退職し、又は罷免された国家公務員が即日内閣総理大臣等になつたときは、その日の翌日から給與を支給する。

第六條　内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで給與を支給する。

第七條　前二條の規定により給與を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給與額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

第八條　内閣総理大臣等の給與の支給期日は、一般職の職員の例による。

（地方自治委員等の給與）

第九條　第一條第十九号から第二十二号までに掲げる特別職の職員（以下「地方自治委員等」という。）は、勤

務一日につき千円をこえない範囲内において、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

（侍従の給與）

第十條　第一條第二十三号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給條件及び支給方法は、大蔵大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

（連合国軍労務者等の給與）

第十一條　第一條第二十四号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給條件及び支給方法は、特別調達庁長官が大蔵大臣と協議して定める。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第二條に規定する一般職種別賃金の適用を受ける職員の給與の額は、その一般職種別賃金額をこえることはできない。

第十二條　第一條第二十五号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給條件及び支給方法は、一般職の職員の例による。但し、俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内の額で農林大臣が大蔵大臣と協議して定める額の公団特別手当を支給することができ、且つ、この手当は、勤務地手当の計算に関しては、俸給額に合算してその算定の基礎とすることができる。

2　前項但書の規定による公団特別手当の総額は、当該公団がその職員に対して支給する俸給の総額の百分の三十に相当する額をこえることができない。

第十三條　第一條第二十六号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、その額は、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條に規定する一般職種別賃金額をこえることはできない。

（重複給與の調整）

第十四條　国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が左の各号の一に該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二條又は第九條の給與は、支給しない。

一　内閣総理大臣等の職を兼ねるとき。

二　地方自治委員等の職を兼ねるとき。

2　前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給與の月額が、国会議員として受ける歳費の月額、内閣総理大臣等として受ける俸給及び勤務地手当の月額又は一般職の常勤を要する職員として受ける俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の日以後において新たに国家公務員法第二條の特別職とされた職の職員の受ける給料については、その後における最近の機会においてこの法律が改正されるまでの間、政令で定める。

3　左に掲げる法令は、廃止する。

特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）

特別職の職員の俸給等に関する政令（昭和二十四年政令第十三号）

4　日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「手当を支給することができる。」を、「別に定める手当を支給する。」に改める。

5　地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「内閣総理大臣が、大蔵大臣と協議して」を、「別に」に改める。

6　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項を次のように改める。

委員の報酬は、別に定める。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇、〇〇〇円
国務大臣 人事官及び検査官 国立国会図書館長 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員長 全国選挙管理委員会委員長 大使	三二、〇〇〇円
衆議院及び参議院の事務総長 外国為替管理委員会委員長 統計委員会委員長	三〇、四〇〇円
宮内庁長官	二八、八〇〇円
内閣官房長官 政務次官 衆議院及び参議院の法制局長	二八、〇〇〇円
外国為替管理委員会委員	二七、二〇〇円
公正取引委員会委員	二五、六〇〇円
内閣官房副長官 全国選挙管理委員会委員 中央更生保護委員会委員 運輸審議会委員 待従 公使	二四、〇〇〇円
秘書官	一号俸 一五、〇〇〇円 二号俸 一四、〇〇〇円 三号俸 一三、〇〇〇円 四号俸 一二、〇〇〇円 五号俸 一一、〇〇〇円

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百五十三号（二四、一二、一二）

◉裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

別表中判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

官職	号	報酬月額
判事補	一号	一万四千二百十二円
	二号	一万二千三百四十一円
	三号	一万七百十七円
	四号	九千三百六円
	五号	七千六百三十八円
	六号	六千六百三十三円
簡易裁判所判事	一号	一万八千二百円
	二号	一万六千四百円
	三号	一万四千二百十二円
	四号	一万二千三百四十一円
	五号	一万七百十七円
	六号	九千三百六円
	七号	七千六百三十八円
	八号	六千六百三十三円

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・大蔵大臣・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十四号（二四、一二、一二）

◉検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

第九條中「一万四千八百円」を「一万五千三十七円」に改める。

別表中検事及び副検事の項を次のように改める。

官職	号	俸給月額
検事	一号	二万二千円
	二号	二万円
	三号	一万八千二百円
	四号	一万六千四百円
	五号	一万五千三十七円
	六号	一万四千二百十二円
	七号	一万二千三百四十一円
	八号	一万七百十七円
	九号	九千三百六円
	十号	八千五百五十一円
	十一号	七千六百三十八円
	十二号	六千六百三十三円

副検事 一号	一万四千二百十二円
副検事 二号	一万二千三百四十一円
副検事 三号	一万七百十七円
副検事 四号	九千三百六円
副検事 五号	八千五百五十一円
副検事 六号	七千六百三十八円
副検事 七号	六千六百三十三円
副検事 八号	五千七百六十円

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・大蔵大臣・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十五号（二四、一二、一二）

◉食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「千五百億円」を「千七百億円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十四年度において、一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金をすることができる。

（大蔵大臣・農林大臣・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十六号（二四、一二、一二）

◉政府契約の支拂遅延防止等に関する法律

（目的）

第一條　この法律は、政府契約の支拂遅延防止等その公正化をはかることとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もつて国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「政府契約」とは、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支拂をなすべきものをいう。

（政府契約の原則）

第三條　政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（政府契約の必要的内容事項）

第四條　政府契約の当事者は、前條の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、左に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。但し、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

一　契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

二　対価の支拂の時期

三　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四　契約に関する紛争の解決方法

（給付の完了の確認又は検査の時期）

第五條　前條第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

2　国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（支拂の時期）

第六條　第四條第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支拂請求書を受理した日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定期間」という。）以内の日としなければならない。

2　国が相手方の支拂請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求書を相手方に返付することができる。この場合においては、当該請求書を返付した日から国が相手方の是正した支拂請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の

内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合は、適法な支拂請求書の提出があつたものとしないものとする。

3　第一項において「国が相手方から適法な支拂請求書を受理した日から」とあるのは、政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）第一條に規定する特定契約で国の支拂金額の確定していないものについては、確定した日又は国が確定支拂金額を指定（指定金額に対し改訂の申請があつたときはその決定、その決定に対し裁判所に出訴したときは裁判確定）した日からとする。

（時期の定の特例）

第七條　契約の性質上前二條の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前二條の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。

（支拂遅延に対する遅延利息の額）

第八條　国が約定の支拂時期までに対価を支拂わない場合の遅延利息の額は、約定の支拂時期到来の日の翌日から支拂をする日までの日数に応じ、当該未支拂金額に対し大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支拂時期までに支拂をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支拂う日数に計算しないものとする。

2　前項の規定により計算した遅延利息の額について特に定めない限り、その額が百円未満であるときは、遅延利息を支拂うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（完了の確認又は検査の遅延）

第九條　国が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は、満了したものとみなし、国は、その越える日数に応じ前條の計算の例に準じ支拂遅延に関し約定した利率をもつて計算した金額を相手方に対し支拂わなければならない。

（定をしなかつた場合）

第十條　政府契約の当事者が第四條但書の規定により、同條第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同條第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同條第二号の時期は、相手方が請求書を提出した日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同條第三号中国が支拂時期までに対価を支拂わない場合の遅延利息の額は、第八條の計算の例に準じ同條第一項の大蔵大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四條但書の場合を除き同條第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

（国の過拂額に対する利息の加算）

第十一條　国が前金拂又は概算拂をなした場合においてその支拂資金額が支拂確定金額を超過し当該契約の相手方がその超過額を返納告知のあつた期限までに返納しないときは、その相手方は、その期限の翌日からこれを国に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し第八條第一項に定める率と同じ率を乗じて計算した金額を加算して国に返納しなければならない。

（大蔵大臣の監督）

第十二條　大蔵大臣は、この法律の適正な実施を確保し政府契約に基く支拂の遅延を防止するため、各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一條に規定する各省各庁をいう。）及び公団に対し支拂の状況について報告を徴し、実地監査を行い、又は必要に応じ、閣議の決定を経て支拂について必要な指示をすることができる。

2　大蔵大臣は、前項の目的をもつて政府契約の相手方に対して支拂の状況について報告させ、又は必要に応じ実地調査をすることができる。

（懲戒処分）

第十三條　国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならない。

2　会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたと認める事件でその職員の任命権者がその職員を前項の規定により処分していないものを発見したときは、その任命権者に当該職員の懲戒処分を要求しなければならない。

（この法律の準用）

第十四條　この法律の規定は、日本專売公社、日本国

有鉄道及び地方公共団体のなす契約に準用する。但し、第十二條及び第十三條第二項の規定は、地方公共団体については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府契約でこの法律施行前において国が相手方から給付を終了した旨の通知を受け、なお完了の確認又は検査をしないものがあるとき、又は相手方から適法な支拂請求書を受理し、なお支拂をしないものがあるときは、第四條第一号及び第二号に掲げる時期は、この法律施行の日からそれぞれ第五條及び第六條の最長期間以内の日と定めたものとみなし、支拂遅延に対する遅延利息の率について第八條第一項の率を下るものがあるときは、その率と定めたものとみなす。但し、第七條の規定により、その制限内で特別の期間の定をすることを妨げない。

3 国が支拂確定金額を超過する支拂をなしたものでこの法律施行前に返納告知に指定した期限が経過し、なお相手方が返納しないものがあるときは、その相手方は、この法律施行の日から第十一條の規定により計算した金額を加算して国に返納しなければならない。

4 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）」を「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）」に改める。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百五十七号（二四、一二、一二）

◉旧軍関係債権の処理に関する法律

（納付期限の延期、分割納付及び繰上げ徴収）

第一條 この法律施行の際現に存する旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る左に掲げる国の債権（以下「旧軍関係債権」という。）で、その債務者の資力の状況により直ちに当該債権に係る収入金を納付させることが著しく困難であるものについては、主務大臣は、収納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて、その納付期限を延期し、又は適宜分割して納付させる特約をすることができる。

一 法令により前金拂又は概算拂をなしたもので過拂となつた金額の返還請求権
二 拂下財産の代金請求権
三 誤拂による返還請求権
四 その他前三号に掲げる債権に準ずる債権

2 前項の規定により納付期限を延期し、又は分割して納付させる特約をする場合には、確実な担保を提供させ、及び大蔵大臣が市場金利を考慮して定める基準による利息を附さなければならない。但し、同一人に対する旧軍関係債権の総額が一万円以下の場合には、担保の提供を免除することができる。

3 第一項の規定により分割して納付させる特約をした場合において、債務者がその分納金を滞納したときは、主務大臣は、その債務残額の繰上げ徴収をすることができる。

（裁判所の和解又は調停における譲歩）

第二條 旧軍関係債権について裁判所（調停委員会を含む。以下本條において同じ。）が和解又は調停をする場合においては、法務総裁又はその指定する職員は、裁判所の勧告に基いて、前條の規定にかかわらず、特別の譲歩をすることができる。

（債務の免除）

第三條 主務大臣は、旧軍関係債権に係る収入金について第六條第一項の規定による督促があつた日から五年を経過した場合において、その債務者の住所又は居所が不明のため当該収入金の徴収を不可能と認めるときは、その債務を免除することができる。

2 前項の規定による債務の免除の通知は、官報に公告してすることができる。この場合においては、その通知は、官報に公告した日から二週間を経過した時において債務者に到達したものとみなす。

（公告による納入の告知）

第四條 主務大臣又はその委任を受けた職員は、旧軍関係債権の債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて当該債権に係る収入金の納入の告知をすることができる。

2 前條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

（債権の確定）

第五條 旧軍関係債権について、債務者から書面による債務の承認があつたときは、その債権は、確定したものとし、主務大臣又はその委任を受けた職員は、第六條及び第七條の規定によつてこれを処理することができる。

2 主務大臣又はその委任を受けた職員は、前項の債務の承認があつた場合を除く外、旧軍関係債権の債

務者に対し、債務の金額その他その内容を記載した催告書をもつて、その債務を承認するか否かを一定の期間内に述ぶべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は一月を下ることはできない。

3 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて前項の催告をすることができる。

4 第三條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

5 債務者が第二項に規定する期間内に書面により異議を述べなかつたときは、第一項の債務の承認をしたものとみなす。

（督促）

第六條 前條の規定により確定した債権に係る収入金について債務者が納付期限を過ぎなお完納しない場合には、主務大臣又はその委任を受けた職員は、督促状をもつて、その指定する期限内に納付すべき旨を督促しなければならない。

2 前項の督促状には、同項の期限内に完納しないときは、この法律に基いて徴収の処分をする旨を記載しなければならない。

3 第一項の規定により督促をした場合には、督促手数料として十円を徴収する。

4 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて第一項の督促をすることができる。

5 第三條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

（徴収処分）

第七條 債務者が前條第一項の規定による督促を受け、同項の期限内に完納しないときは、主務大臣又はその委任を受けた職員は、部下の職員をして国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章（滞納処分）（第十三條、第十九條及び第二十八條を除く。）に規定する手続に準じて当該債権に係る収入金の徴収の処分をさせることができる。この場合において、同法中「収税官吏」とあるのは「当該職員」と、「税金」とあるのは「収入金（利息を含む。）」と、同法第二十六條中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、「税務ニ関スル官吏、公吏、雇員」とあるのは「旧軍関係債権に係る収入金の徴収の処分に従事する職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、旧軍関係債権について、他の債権に優先する弁済順位を認めるものではなく、又、破産法（大正十一年法律第七十一号）第四十七條（財団債権の範囲）、第七十一條第一項（滞納処分に対する破産宣告の効力）その他国税徴収若しくは国税滞納処分の例によつて徴収することができる債権又は国税徴収の例による滞納処分に関して特別の取扱を規定する他の法令の規定の適用を認めるものでもない。

3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十三條、和議法（大正十一年法律第七十二号）第四十條その他他の法令中強制執行の禁止、中止若しくは停止又はその効力の消滅に関する規定がある場合には、第一項の徴収の処分は、強制執行とみなして、当該規定を適用する。

4 第一項の規定により徴収の処分をする場合における物件の売却代金その他の処分金に対する他の債権者の配当要求及び当該処分金の配当に関する手続については、強制執行の場合の手続に準じて政令で定める。

5 旧軍関係債権中第五條第三項及び第五項の規定により確定したものについては、その債務者の住所又は居所が不明である間、第一項の規定は、適用しないことができる。但し、この法律の規定による徴収処分を免かれる目的をもつてその住所又は居所を不明にしたものについては、この限りでない。

（異議の訴）

第八條 債務者は、第五條の規定にかかわらず、同條の規定により確定した債権について、国を被告として異議の訴を提出することができる。

2 前項の訴は、第五條に規定する債務の承認に関する事務を処理した職員の所属する行政機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百四十五條第三項、第五百四十七條第一項から第三項まで及び第五百四十八條の規定（請求異議の訴）は、第一項の訴に準用する。この場合において、同法第五百四十七條第一項及び第二項中「強制執行」とあるのは、「旧軍関係債権に係る収入金の徴収の処分」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第九條 前四條の規定は、執行力のある債務名義を有する旧軍関係債権については、適用しない。

（他の法令との関係）

第十條 この法律の規定は、閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）その他他の法令中債務の弁済その他債務を消滅させる行為を制限し、又は禁止する旨の規定がある場合には、当該規定の適用を妨げるものではない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・大蔵・厚生・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十八号（二四、一二、一二）

◉価格調整公団法の一部を改正する法律

価格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「国の機関又はこれに準ずるものからの借入金によることができる。」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十九号（二四、一二、一二）

◉国際観光事業の助成に関する法律

（国際観光事業の助成）

第一條　政府は、国際観光事業（外国人旅客の観光に関する事業をいう。）を振興するため特に必要があると認めるときは、観光宣伝を実施し、その他観光に関する事業を行う法人であつて営利を目的としないもののうち政令で定めるもの（以下「法人」という。）に対し、予算の範囲内で、その事業の遂行に要する経費の一部を補助することができる。

（助成の申請）

第二條　補助金の交付を受けようとする法人は、補助金の交付申請書に、事業計画書及び収支見積書の案並びに過去一年間における事業実績書を添付して運輸大臣に提出しなければならない。

（助成の通知）

第三條　運輸大臣は、前條の申請に基いて補助金の交付を決定したときは、これを当該法人に通知する。

2　前項の決定の通知を受けた法人は、左に掲げる書類を遅滞なく運輸大臣に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　收支見積書

（計画等の変更）

第四條　法人は、前條第二項各号の書類に記載した事項について変更をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。但し、運輸大臣が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

（補助金の流用禁止）

第五條　法人は、この法律の規定により交付される補助金を国際観光事業の振興に役立たない用途に使用してはならない。

（補助金の還付及び交付の停止）

第六條　運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が、左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずるものとする。

一　前二條の規定に違反したとき。

二　法人の支出額が第三條第二項第二号の收支見積書（第四條の規定による変更をしたときは、その変更に係る收支見積書）に掲げる支出額の見積に達しなかつた場合において運輸大臣に申し出て、その承認が得られなかつたとき。

三　運輸大臣は、法人が前項の規定により還付を命ぜられた場合において正当な理由がないのに還付しないとき又は法人が前條の規定に違反した場合において当該業務を執行した者がなおその職にあるときは、当該法人に対する補助金を交付しない。

（收支決算書）

第七條　この法律の規定により補助金の交付を受けた法人は、收支決算書を運輸大臣に提出しなければならない。

（年次報告書）

第八條　運輸大臣は、毎年度この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が実施した事業の結果の年次報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　内閣は、前項の年次報告書を財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するものとする。

（会計の処理）

第九條　この法律の規定により補助金の交付を受けた法人の帳簿の整理及び保存その他会計の処理に関して必要な事項は、運輸省令で定める。

（報告の徴收）

第十條　運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十号（二四、一二、一二）

◉道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「陸運局長」を「陸運局長又は都道府県知事」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十一号（二四、一二、一三）

◉地方財政法等の一部を改正する法律

第一條　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二條中「及び名古屋市」を「、名古屋市及び戰災による財政上の特別の必要を勘案して内閣総理大臣が指定する市」に改める。

第二條　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「及び名古屋市（以下五大市という。）の議会」を「、名古屋市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二條の規定により戰災による財政上の特別の必要を勘案して内閣総理大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）の議会」に、同條同項及び第三項、第六條第一項から第三項まで、第八條第一項、第十一條第二項、第十五條、第十六條並びに第十七條第一項及び第二項中「五大市」を「特定市」に改める。

第三條　地方自治庁設置法（昭和二十二年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十二号（二十一）中「市町村」の下に「又は地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）により当せん金附証票を発売することができる市」を加える。

第十條第一号中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百六十二号（二四、一二、一四）

◉日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第三号中「政府職員」を「政府職員（八の参考を除く。）」に改める。

第三十六條から第五十一條までを次のように改める。

（総則）

第三十六條　日本国有鉄道の会計及び財務に関しては、本章の定めるところによる。

（事業年度）

第三十七條　日本国有鉄道の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2　日本国有鉄道は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

（計理の方法）

第三十八條　日本国有鉄道は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため財産の増減及び異動をその発生の事実に基いて計理する。

（予算）

第三十九條　日本国有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び当該年度の事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類並びに前前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣に提出しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適当であると認めたときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3　大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4　内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、国の予算とともにこれを国会に提出しなければならない。

5　前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

6　第一項の予算の形式及び内容については政令で、同項の予算の作成及び提出の手続については大蔵大臣が運輸大臣と協議して定める。

（債務の負担）

第三十九條の二　日本国有鉄道は、歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、債務を負担する行為をす

るには、予め予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

2　日本国有鉄道は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（予備費）

第三十九條の三　業務取扱数量の増加その他避け難い事由による歳出予算の不足を補うため、日本国有鉄道の予算に予備費を設けることができる。

2　日本国有鉄道は、前項の予備費を使用して、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、業務量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。

（予算の議決）

第三十九條の四　日本国有鉄道の予算の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算議決の通知）

第三十九條の五　政府は、日本国有鉄道の予算が国会の議決を経たときは、直ちにその旨を日本国有鉄道に通知するものとする。

2　日本国有鉄道は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することはできない。

3　政府は、第一項の規定により日本国有鉄道に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（追加予算）

第三十九條の六　日本国有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九條第二項から第六項まで及び前二條の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

（予算の修正）

第三十九條の七　日本国有鉄道は、前條第一項の場合を除く外、予算成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九條第二項から第六項まで及び第三十九條の四及び第三十九條の五の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

（暫定予算）

第三十九條の八　日本国有鉄道は、必要に応じて一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九條第二項から第六項まで、第三十九條の四及び第三十九條の五の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3　暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、この暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてしたものとみなす。

（予算の実施）

第三十九條の九　日本国有鉄道の予算の実施は、日本国有鉄道の予算に添附して国会に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。

第三十九條の十　日本国有鉄道は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十九條の十一　日本国有鉄道は、予算で指定する経費の金額については、運輸大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

第三十九條の十二　日本国有鉄道は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、当該年度内に支拂義務が生じなかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第三十九條の十三　日本国有鉄道は、予備費を使用するとき及び予算を繰り越して使用するときは、直ちにその旨を運輸大臣に通知しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（資金計画）

第三十九條の十四　日本国有鉄道は、国会の議決を経た予算を実施するため四半期毎に資金計画を定め、運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2　大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができる限度を運輸大臣を経て日本国有鉄道に通知するものとする。

3　日本国有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その資金計画を修正しなければならない。

（収入支出等の報告）

第三十九條の十五　日本国有鉄道は、政令の定める形式により、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額並びに収入し及び支出した金額を、毎月運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

（決算）

第四十條　日本国有鉄道は、事業年度毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　日本国有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十條の二　日本国有鉄道は、予算の区分に従い毎事業年度の決算報告書を作成し、これに当該年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3　第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

第四十條の三　内閣は、前條第二項の規定により日本国有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2　内閣は、会計検査院の検査を経た日本国有鉄道の決算報告書に前條第一項に規定する添附書類を附して、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

（利益の処分）

第四十一條　日本国有鉄道は、経営上利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した損失があるときは、この利益を繰越損失の補てんに充てなければならない。

2　日本国有鉄道は、前項の規定により利益を繰越損失の補てんに充ててなお残額があるときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

（交付金）

第四十一條の二　政府は、日本国有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

（業務に係る現金の取扱）

第四十二條　日本国有鉄道は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

2　政府は、前項の規定により国庫に預託された預託金については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。

（借入金及び鉄道債券）

第四十二條の二　日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金をすることができる。日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、鉄道債券を発行することができる。

2　前項の規定による長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4　前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（政府からの貸付等）

第四十二條の三　政府は、日本国有鉄道に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は鉄道債券の引受をすることができる。

（国庫余裕金の一時使用）

第四十二條の四　政府は、前條に規定する短期の資金の貸付に代えて当該事業年度内に限り、国庫金余裕金を日本国有鉄道に一時使用させることができる。

2　前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。

（償還計画）

第四十二條の五　日本国有鉄道は、毎事業年度、長期借入金及び鉄道債券の償還計画をたてて、運輸大臣の承認を受けなければならない。

（会計規程）

第四十三條　日本国有鉄道は、その会計に関し、この

法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程は、公共企業体としての日本国有鉄道の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3　日本国有鉄道は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4　日本国有鉄道は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（給與準則）

第四十四條　日本国有鉄道は、その役員及び職員に対して支給する給與について給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給與の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

（大蔵大臣に対する報告等）

第四十五條　大蔵大臣は、日本国有鉄道の予算の実施に関し必要があると認めるときは、収支に関する報告を徴し、予算の実施状況について実地監査を行うことができる。

（財産処分の制限）

第四十六條　日本国有鉄道は、法律に定める場合の外、営業線及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

（大蔵大臣との協議）

第四十七條　運輸大臣は、第三十九條の十一、第四十條第一項及び第四十二條の五に規定する承認並びに第四十二條の二第一項、同條第三項但書及び第四十三條第三項に規定する認可については、大蔵大臣と協議してこれをしなければならない。

（会計職員）

第四十八條　総裁、副総裁又は理事（以下「総裁等」という。）により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁等により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支拂の請求に関し、総裁等により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支拂及び受領に関し、総裁等により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に関し、それぞれ総裁等を代理する。

第四十八條の二　総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が、善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失き損し、日本国有鉄道に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2　前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免かるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3　前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

（契約）

第四十九條　日本国有鉄道が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して一般競争入札の方法に準じ申込をさせ、その最低又は最高の価格による申込者又は申込者との価格その他の條件についての公正な協議を経て定めた者とこれをしなければならない。但し、緊急な必要のある場合、一般競争入札の方法に準じてすることが不利である場合又は政令の定める場合においては、この限りでない。

（会計検査）

第五十條　日本国有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。

（運賃の設定及び変更）

第五十一條　日本国有鉄道における運賃の設定及び変更に関しては、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條及び財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の規定を準用する。

第六十三條中「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）」の下に「及び財政法、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）等国の会計を規律することを目的とする法令」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十九條から第三十九條の五まで及び第三十九條の八の規定は、昭和二十五年度以後の予算について、改正後の第四十條から第四十條の

三までの規定は、昭和二十五年度以後の決算について、改正後の第四十九條の規定は、公布の日から、それぞれ適用する。

（昭和二十四年度の決算等）

2　日本国有鉄道の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、なお従前の例による。

（昭和二十四年度の国有鉄道事業特別会計の損失の取扱）

3　昭和二十四年度の国有鉄道事業特別会計の損失で、国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第十一号）附則第九項の規定により調整勘定として資産項目に計上された金額は、改正後の第四十一條の適用については、同條の繰越損失とみなす。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十三号（二四、一二、一五）

◉未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「百円」を「三百円」に改める。

第七條中「帰郷旅費として千円」を「命令の定めるところにより、帰郷旅費として千円から三千円まで」に改める。

第八條第一項中「遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当り千五百円」を「遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当り千七百円」に改める。

第八條の二第一項及び第八條の四中「二年」を「三年」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、第三條、第七條及び第八條第一項の改正規定は昭和二十四年十一月一日から適用し、第八條の二第一項及び第八條の四の改正規定はこの法律施行前に復員した者についても適用する。

2　昭和二十四年十月以前の給與で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。

3　未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項及び第四條中「二年」を「三年」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十四号（二四、一二、一五）

◉特別未帰還者給與法の一部を改正する法律

特別未帰還者給與法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「ソビエト社会主義共和国連邦の地域内において未復員者と同様の実情にあるもの」を「ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土（主務大臣の指定する地域を除く。）の地域内において、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるもの」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2　この法律によつて新たに追加される地域内において第一條の規定に相当した者であつて、昭和二十四年一月一日から同年十月三十一日までに帰国したものに対しては、未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二條から第五條までの規定の例に準じ、療養を行い、並びに遺骨の埋葬に要する経費及び障害一時金を支給する。この場合において、これらの規定中「この法律施行前」とあるのは「昭和二十四年十月三十一日以前」と、「この法律施行の日」とあるのは「昭和二十四年十一月一日」と、「昭和二十三年八月三十一日」とあるのは、「昭和二十四年十月三十一日」と、「同年九月一日」とあるのは「同年十一月一日」と、「乙に定める金額」とあるのは「甲に定める金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十五号（二四、一二、一五）

◉農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二を次のように改める。

第十三條の二　国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕繭共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道

府県別に合計した金額に左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

一　当該都道府県の蚕繭共済に係る第百七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七

二　当該都道府県の蚕繭共済に係る第百七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七

三　当該都道府県の蚕繭共済に係る第百七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

第十三條の二の次に次の二條を加える。

第十三條の三　国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において農業共済組合の組合員の支拂うべき牛又は馬の死亡廃用共済に係る共済掛金のうち、第百十四條第一項第一号の定款で定める最低の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三條の四　前二條の負担金には、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金」を「一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金」に、「（同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「（同法第十三條の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第四條中「家畜共済ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、」の下に「一般会計ヨリノ受入金、」を、「同事業経営上ノ再保険金、」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金、」を加える。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十六号（二四、一二、一五）

◉警察用電話等の処理に関する法律

（目的）

第一條　この法律は、警察用有線電気通信設備（消防の用に供するものを含む。以下同じ。）の整備を図るため、地方公共団体が所有する警察用有線電気通信設備等を国が譲り受けることを目的とする。

（譲渡する設備等の範囲）

第二條　地方公共団体は、この法律施行の際その所有する警察用有線電気通信設備であつて、公衆電気通信系に併合して使用することのできるもののうち左に掲げるもの並びにその建設、保守に充てるため所有する機器及び素材を国に譲り渡すものとする。

一　同一の建造物内又は構内に終始する線路

二　交換機に接続され、且つ、その交換機と同一の建造物内又は構内にある電話機及び同一の建造物内又は構内に終始する線路に接続する電話機（附属物品を含む。）

三　搬送装置

2　国は、前項の規定により警察用有線電気通信設備の機器及び素材を譲り受けた場合には、この法律に定めるところに従い、代価を支拂わなければならない。但し、同一電話加入区域内又は同一自治体警察の管轄区域内に終始する線路及びこれに接続する電話機については、この限りでない。

（警察用有線電気通信設備評価審議会）

第三條　前條の規定により国に譲り渡す警察用有線電気通信設備、機器及び素材の代価を決定するため、電気通信省に警察用有線電気通信設備評価審議会（以下「評価審議会」という。）を置く。

2　評価審議会は、委員長及び委員七人をもつて組織する。

3　委員は、左に掲げる者につき電気通信大臣が任命する。

一　電気通信省の職員　二人

二　大蔵省の職員　一人

三　国家公安委員会の委員又は国家地方警察本部の職員　二人

四　地方自治委員又は地方自治庁の職員　二人

4　委員長は、電気通信大臣をもつて充てる。

5　委員長は、会務を総理する。

6　評価審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7　評価審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（代価の決定）

第四條　第二條の規定により国が譲り受ける警察用有線電気通信設備の代価は、この法律施行の日における創設費からその耐用年数により算出した減価部分を控除した額を基準とし、その設備の利用できる程度を参しやくして評価審議会で定める額とする。

2　第二條の規定により国が譲り受ける機器及び素材の代価は、統制額の定のあるものについてはこの法律施行の日における統制額、統制額の定のないものについてはその日における市場価格を基準として評価審議会で定める額とする。

（支拂方法及び利子）

第五條　国は、第二條第二項に規定する代価として、昭和二十五年度から毎年、前條の規定により評価審議会が定める額の五分の一を下らない額を支拂うものとする。

2　第二條第二項に規定する代価については、譲渡の日から未拂部分に対し年五分の率による利子を附けるものとする。

（譲渡の時期）

第六條　第二條の規定による譲渡は、この法律施行後六箇月以内に完了しなければならない。

（設備料の徴収免除）

第七條　国は、第二條の規定により譲り受けた電話設備のうち、同條第二項但書に該当するものを、その所在する場所において、市内専用電話の回線（これに接続する機器を含む。）として使用する場合においては、その設備料を徴収することができない。

（設備の専用）

第八條　国は、地方公共団体の所有する警察用有線電気通信設備を使用してこの法律施行の際現に行われている警察のための通信業務が中断しないように、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会に有線電気通信設備を専用させなければならない。

第九條　国は、前條に想定するものの外、何時でも、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の申出により、警察の目的を達するのに必要な有線電気通信設備を、これらに専用させなければならない。但し、警察の用に充てることができる有線電気通信設備がない場合及び予算上有線電気通信設備の専用に関する料金の支拂ができない場合は、この限りでない。

2　国は、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の承認がなければ、これらが専用する有線電気通信設備について、その専用を取り消し、又は停止することができない。但し、専用に関する料金の支拂の遅滞があつた場合においては、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会は、料金支拂のために必要な措置をとらない限り、専用の取消又は停止を承認しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第三條の規定は、この法律施行後六箇月を経過した日にその効力を失う。

（内閣総理・電気通信大臣署名）

法律第二百六十七号（二四、一二、一五）

◉漁業法

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　漁業権及び入漁権（第六條―第五十一條）
第三章　指定遠洋漁業（第五十二條―第六十條）
第四章　漁業調整（第六十五條―第七十四條）
第五章　免許料及び許可料（第七十五條―第八十一條）

第六章　漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会

第一節　総則（第八十二條・第八十三條）
第二節　海区漁業調整委員会（第八十四條―第百四條）
第三節　連合海区漁業調整委員会（第百五條―第百十一條）
第四節　中央漁業調整審議会（第百十二條―第百十四條）

第五節　雑則（第百十五條―第百十九條）

第七章　土地及び土地の定着物の使用（第百二十條―第百二十六條）

第八章　内水面漁業（第百二十七條―第百三十二條）
第九章　雑則（第百三十三條―第百三十七條）
第十章　罰則（第百三十八條―第百四十五條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2　この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

（適用範囲）

第三條　公共の用に供しない水面には、別段の規定が

ある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

（共同申請）

第五條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項について二人以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政庁に届け出なければならない。代表者を変更したときもまた同じである。

2 前項の届出がないときは、行政庁は、代表者を指定する。

3 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。

4 前三項の規定は、二人以上共同して漁業権又はこれを目的とする抵当権若しくは入漁権を取得した場合に準用する。

第二章 漁業権及び入漁権

（漁業権の定義）

第六條 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの

二 北海道においてにしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）を主たる漁獲物とするもの

4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5 「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 そう類、貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、飼付漁業、しいらづけ漁業又はつきいそ漁業

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 内水面（主務大臣の指定する湖沼を除く。以下第二十五條までにおいて同じ。）又は主務大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて前四号に掲げるもの以外のもの

（入漁権の定義）

第七條 この法律において「入漁権」とは、設定行為に基き、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

（各自漁業を営む権利）

第八條 漁業協同組合の組合員であつて漁民（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する共同漁業権、区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。）又は入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する。

（漁業権に基かない定置漁業等の禁止）

第九條 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くのでなければ、営んではならない。

（漁業の免許）

第十條 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

（免許の内容等の事前決定）

第十一條 都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、前二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、申請期間及び関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第十二條 第十條の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（免許をしない場合）

第十三條 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一 申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合

二 第十一條第四項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合

四 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

五 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

2 前項第五号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。

3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。

4 第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。

5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（免許についての適格性）

第十四條 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配される虞があると認められた者であること。

2 ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区（自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

一 その組合員（漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定する漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。

4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。

5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。

一 その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業（第七十五條第三項に掲げる漁業と第百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者（河川以外の第百二十七條に規定する内水面における共同漁業の免許については当該内水面において漁業を営む者、河川における共同漁業の免許については遊漁者以外の当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯の数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7 第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替えるものとする。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と第十一條に規定する関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第六十七條第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

9 旧漁業法（明治三十四年法律第三十四号）施行前からの慣行によりこの法律施行の際現に効力を有する専用漁業権を有している市、町、村、町村組合又は財産区であつて特別の事情によりこれに免許をするのが妥当であると認められるものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業の免許について適格性を有する。

（優先順位）

第十五條 漁業の免許は、優先順位によつてする。

（定置漁業の免許の優先順位）

第十六條 定置漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者

二 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

三 前二号に掲げる者以外の者

3 前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十箇年（この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年）の間において、漁業を営み又はこれに従事したことをいう。以下第十九條までにおいて同じである。

4 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業の漁場の存する第八十四條第一項の海区（以下「当該海区」という。）において経験がある者

二 前号に掲げる者以外の者

5 前四項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働條件

二 地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度

四 当該漁業についての経験の程度、資本その他の経営能力

五 当該漁業にその者の経済が依存する程度

六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

第二六七号

6 地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前五号の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 漁業を営むことを主たる目的とする者であること。

二 構成員の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるか又は当該漁業の免許が他の者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること。

三 構成員の三分の二以上がその営む事業に常時従事する者であること。

四 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であること。

五 構成員のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半を占めていること。

六 一構成員の出資額が構成員の平均出資額の二倍に相当する額をこえず、且つ、その出資することができる額の最高限度が定められていること。

七 構成員が各自一箇の議決権を有すること。

7 前項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について第五項第三号から第六号までに掲げる事項を勘案しなければならない。

8 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつてその組合員（二以上共同して申請した場合にはこれらの総組合員）のうち地元地区内に住所を有し漁民である者の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であるもの又は地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前七項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員（二以上共同して申請した場合にはその総構成員）の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

二 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

三 構成員が各自一箇の議決権を有すること。

9 地元地区の属する市町村又は市町村内の漁民の部落が孤立しており、且つ、その区域内に住所を有する者が当該漁業に高度に依存している場合においては、当該漁業については、当該市町村又は当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前八項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員の属する世帯の数が地区内の総世帯数の七割以上であること。

二 構成員のうち漁民であるものの属する世帯の数が地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の八割以上であり、且つ、構成員の属する世帯の数の七割以上であること。

三 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

四 構成員が各自一箇の議決権を有すること。

10 第八項の地元地区内に住所を有する漁民が同項の漁業協同組合若しくは法人に加入を申し出た場合又は前項の地区内に住所を有する者が同項の法人に加入を申し出た場合には、申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。

11 第八項の地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は同項の地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人が同項に規定する漁業協同組合又は法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合もまた同じである。

12 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第一項、第二項又は第四項の各号のいずれに該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつて定める。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号に該当するものとみなす。

13 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項、第八項又は第九項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項、第八項又は第九項に規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

14 法人が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その構成員のうちこれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

15 第十一項又は前項の議決権及び出資額の過半の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者でもあるとみなす。

15 法人以外の社団は、前十四項の規定の適用に関しては、法人とみなす。

（区画漁業の免許の優先順位）

第十七條 区画漁業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における魚類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業を除く。）の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者
二 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 漁民
二 前号に掲げる者以外の者

3 前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者
二 前号に掲げる者以外の者

4 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者
二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者
三 前二号に掲げる者以外の者

5 前四項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 当該海区において経験がある者
二 前号に掲げる者以外の者

6 前五項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左の事項を勘案しなければならない。

一 当該漁業にその者の生計が依存する程度
二 労働條件
三 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度
四 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度
五 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力
六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

7 前第六項の規定の適用に関しては、前條第十一項及び第十三項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、第十六條第十一項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第十七條第一項から第五項まで」と、「第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号」とあるのは「第十七條第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第三号又は第五項第二号」と、第十三項中「第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号」とあるのは「第十七條第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号若しくは第二号又は第五項第一号」と、第十四項中「第二項第一号」とあるのは「第十七條第四項第一号」と読み替えるものとする。

8 法人が地元地区内に住所を有する場合であつても、その構成員のうち地元地区内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。

第十八條 ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、第十四條第二項の規定により適格性を有する者を第一順位とする。

2 前項に規定する者が申請しない場合においては、前條並びに第十六條第六項から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項の規定を準用する。この場合において、第十六條第六項中「前五項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條」と、同條第八項中「前七項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條及び第十六條第六項、第七項」と読み替えるものとする。

第十九條 真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者
二 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者
二 前号に掲げる者以外の者

3 第一項及び前項第二号の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者
二 前号に掲げる者以外の者

4 前三項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働條件
二 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に、当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度
三 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度
四 当該漁業にその者の経済が依存する程度
五 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

5 前四項の規定の適用に関しては、第十六條第十一項、第十三項、第十五項及び第十七條第八項の規定を準用する。

（共同漁業の免許の優先順位）

第二十條 第一種共同漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 第十四條第六項の規定により適格性を有する者
二 同條第九項の規定により適格性を有する者

（漁業権の存続期間）

第二十一條 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。

2 区画漁業権については、前項の期間は、その満了の際、漁業権者の申請により、延長することができる。

3 前項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、第三十七條、第三十八條、第三十九條第一項若しくは第二項又は第四十條の規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、期間延長の免許をしなければならない。

4 第二項の規定により延長する期間は五年とする。但し、再延長を妨げない。

5 都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において第一項又は前項の期間より短い期間を定めることができる。

（漁業権の分割又は変更）

第二十二條 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第十二條（海区漁業調整委員会への諮問）及び第十三條（免許をしない場合）の規定を準用する。

（漁業権の性質）

第二十三條 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第九章（質権）の規定は定置漁業権及び区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。）に、第八章から第十章まで（先取特権、質権及び抵当権）の規定はひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権に、いずれも適用しない。

（抵当権の設定）

第二十四條 定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十條（抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲）の規定の準用に関しては、漁業権に附加してこれと一体を成す物とみなす。定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的である場合もまた同じである。

2 定置漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、抵当権の目的となることができない。

3 都道府県知事は、定置漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

4 第二項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（区画漁業権の譲渡により先取特権又は抵当権が消滅する場合）

第二十五條 ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権が先取特権又は抵当権の目的である場合において、これを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するには、漁業権者は、先取特権者又は抵当権者（登録した者に限る。以下同じ。）の同意を得なければならない。

2 先取特権者又は抵当権者は、正当な事由がなければ、前項の同意を拒むことができない。

3 第一項の譲渡があつたときは、先取特権又は抵当権は、消滅する。

（漁業権の移転の制限又は禁止）

第二十六條　区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移転（譲渡、滞納処分、強制執行並びに先取特権及び抵当権の実行による移転をいう。第二項、第二十七條第一項及び附則第五項において同じ。）の目的となることができない。

2　都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

3　前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第二十七條　区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、先取特権又は抵当権の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。

2　前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。

（相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権）

第二十八條　相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

（水面使用の権利義務）

第二十九條　漁業権者の有する水面使用に関する権利義務（当該漁業権者が当該漁業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）は、漁業権の処分に従う。

（貸付の禁止）

第三十條　漁業権は、貸付の目的となることができない。

（登録した権利者の同意）

第三十一條　漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

2　第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

（漁業権の共有）

第三十二條　漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

2　第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

第三十三條　漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権を変更するために他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定を準用する。

（漁業権の制限又は條件）

第三十四條　都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は條件を付けることができる。

2　前項の制限又は條件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は條件を付けることができる。

4　海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者に制限又は條件を付ける理由を文書をもつて通知し、当該漁業権者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（休業の届出）

第三十五條　漁業権者が一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

（休業中の漁業許可）

第三十六條　前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

2　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担すべきことを命ずることができる。

4　第一項の許可については、第十三條第一項第四号、第五項（免許をしない場合）、第三十四條（漁業権の制限又は條件）、第三十五條（休業の届出）、第三十七條、第三十八條第一項、第二項、第五項、第三十九條（漁業権の取消）及び第四十條（錯誤によつてした免許の取消）の規定を準用する。この場合において、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは

「第十四條第一項」と読み替えるものとする。

5　前四項の規定は、第三十九條第二項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。

（休業による漁業権の取消）

第三十七條　免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

2　漁業権者の責に帰すべき事由による場合を除き、第三十九條第一項の規定に基く処分、第六十五條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3　第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4　前項の場合には、第三十四條第四項（聴聞）の規定を準用する。

（適格性の喪失等による漁業権の取消）

第三十八條　漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

2　前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第十五條から第二十條まで（優先順位）の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。

4　前項の規定の適用については、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めていることをもつてその他の者が実質上当該漁業の経営を支配していると解釈してはならない。

5　第二項及び第三項の場合には、第三十四條第四項（聴聞）の規定を準用する。

（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）

第三十九條　漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

2　漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。

3　前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4　前項の場合には、第三十四條第四項（聴聞）の規定を準用する。

5　政府は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

6　前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

7　第五項の補償金額は、都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

8　前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

9　前項の訴においては、国を被告とする。

10　第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならない。

11　前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

12　第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第五項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

13　前項の場合には、第八項、第九項、第三十四條第二項、第四項（漁業権の制限又は條件）及び第七十七條から第八十一條まで（免許料又は許可料の徴収）の規定を準用する。この場合において、第八項中「増額」とあるのは「減額」と読み替えるものとする。

（錯誤によつてした免許の取消）

第四十條　錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（抵当権者の保護）

第四十一條　漁業権を取り消したときは、都道府県知

一　入漁すべき区域
二　入漁すべき漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業時期
三　存続期間の定があるときはその期間
四　入漁料の定があるときはその事項
五　漁業の方法について定があるときはその事項
六　漁船、漁具又は漁業者の数について定があるときはその事項
七　入漁者の資格について定があるときはその事項
八　その他入漁の内容

（裁定による入漁権の設定、変更及び消滅）

第四十五條　入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

2　前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

3　第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

4　海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

5　裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6　裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期
二　入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
三　入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期

7　海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を裁定の申請の相手方に通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

8　前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

（入漁権の存続期間）

第四十六條　存続期間について別段の定がない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、何時でもその権利を放棄することができる。

（入漁権の共有）

第四十七條　第三十二條及び第三十三條（漁業権の共有）の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。

（入漁料の不拂等）

第四十八條　入漁権者が入漁料の支拂を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

2　入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支拂を怠

事は、直ちに、先取特権者又は抵当権者にその旨を通知しなければならない。

2　前項の権利者は、通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができる。但し、第三十九條第一項の規定による取消又は錯誤によつてした免許の取消の場合は、この限りでない。

3　漁業権は、前項の期間内又は競売の手続完結の日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

4　競売による売得金は、競売の費用及び第一項の権利者に対する債務の弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。

5　競落を許す決定が確定したときは、漁業権の取消はその効力を生じなかつたものとみなす。

（漁場に定着した工作物の買取）

第四十二條　漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大せしめた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価をもつて当該工作物を買い取るべきことを請求することができる。

（入漁権の性質）

第四十三條　入漁権は、物権とみなす。

2　入漁権は、相続及び譲渡の目的となる外、権利の目的となることができない。

3　入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

（入漁権の内容の書面化）

第四十四條　入漁権については、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

り、又は破産の宣告を受けたときは、漁業権者は、入漁権の消滅を請求することができる。

第四十九條　入漁料は、入漁しないときは、支拂わなくてもよい。

（登録）

第五十條　漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第三十九條第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

2　前項の登録は、登記に代るものとする。

3　前二項に規定するものの外、登録に関して必要な規定は、命令で定める。

（裁判所の管轄）

第五十一條　裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

第三章　指定遠洋漁業

（指定遠洋漁業）

第五十二條　大型捕鯨業、以西トロール漁業、以西機船底びき網漁業又は遠洋かつお・まぐろ漁業（以下「指定遠洋漁業」と総称する。）は、船舶ごとに、主務大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

2　「大型捕鯨業」とは、スクリューを備える船舶によりもりづつを使用して鯨をとる漁業であつてミンクを除くひげ鯨又はまつこう鯨を目的とするものをいい、「以西トロール漁業」とは、トロール漁業（スクリューを備える船舶によりオッタートロール又はビームトロールを使用して営む漁業をいう。）であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面（但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。）において営むものをいい、「以西機船底びき網漁業」とは、トロール漁業及び主務大臣の指定する漁業を除く外、総トン数五十トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して営む漁業であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面（但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。）において営むものをいい、「遠洋かつお・まぐろ漁業」とは、総トン数百トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。但し、母船式漁業（製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附属漁船により営む漁業をいう。）を除く。

（許可の定数）

第五十三條　主務大臣は、指定遠洋漁業について、許可を受けてこれに従事することができる船舶の定数を定めなければならない。

2　前項の定数は、中央漁業調整審議会の意見をきき、資源量、当該漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経済的条件を総合的に考察して定めなければならない。その変更についてもまた同じである。

3　主務大臣は、第一項の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

（起業の認可）

第五十四條　指定遠洋漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十五條　起業の認可を受けた者がその起業の認可に基いて指定遠洋漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2　起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第五十六條　左の各号の一に該当する場合は、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一　申請者が第五十七條に規定する適格性を有する者でない場合
二　その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合
三　漁業調整その他公益上必要があると認める場合

2　主務大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（許可についての適格性）

第五十七條　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二　労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
三　許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める條件をみたさないこと。
四　その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。
五　第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。
2　主務大臣は、前項第三号の條件を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

（新規許可）
第五十八條　主務大臣は、毎年、第五十三條第一項の定数と現に指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数とを勘案し、当該指定遠洋漁業の現況を総合的に考察して新たに許可又は起業の認可（第五十五條第一項の規定による許可及び第五十九條の規定による許可又は起業の認可を除く。）をすべき数を定め、その数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公告しなければならない。
2　前項の申請期間は、六箇月を下ることができない。
3　第一項の期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
4　前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない数が第一項の規定により定めた数をこえる場合においては、主務大臣は、許可又は起業の認可をしなければならない者を二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の認可をすべき数を割り当ててくじびきを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。但し、主務大臣は、二以上の組に分ける必要がないと認めるときは、これを分けずにくじびきを行うことができる。
5　前項の組を分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。
一　その申請に係る漁業を営んだ経験があるかどうか。
二　前号の経験がある場合においては、現に他に当該漁業の許可又は起業の認可を受けているかどうか及び受けていない場合はその事由、受けている場合はその数。
三　第一号の経験がない場合においては、当該漁業に従事した経験があるかどうか。
四　第一号及び前号の経験がない場合においては、遠洋漁業、当該漁業と同種の水産動物を目的とする漁業その他当該漁業と類似の漁業を営み又はこれに従事した経験があるかどうか。
五　第一号及び前二号の経験がない場合においては、漁民であるかどうか。
六　漁民である場合においては、漁業を営み又はこれに従事することが本業であるか副業であるか。
七　漁民でない場合においては、永続的に漁業を営もうとする者であるかどうか。

（継続許可）
第五十九條　左の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしなければならない。
一　指定遠洋漁業の許可を受けた者が許可の期間の満了により更に許可を申請した場合
二　指定遠洋漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
三　指定遠洋漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
四　指定遠洋漁業の許可を受けた者からその許可を受けた船舶を相続によつて取得し、譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
五　指定遠洋漁業の起業の認可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合にはその全員が共同して申請した場合又はその全員が協議して指定遠洋漁業を営むべき者を定めその者が申請した場合に限る。
六　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によつて成立した法人が許可又は起業の認可を申請した場合

（許可の有効期間）
第六十條　指定遠洋漁業の許可の期間は、五年とする。但し、前條第四号又は第六号の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2　主務大臣は、漁業調整のため必要な限度において前項の期間より短い期間を定めることができる。

（許可の内容の変更）
第六十一條　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた者が船舶総トン数若しくは機関の馬力を増加し、又は漁獲物陸揚港、操業区域その他命令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

（許可又は起業の認可の失効）
第六十二條　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。但し、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が第五十九條第四号から第六号までの規定によつて指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を申請したときは、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下があるまでの間は、被相続人又は合併によつて解散した法人に対してした許可又は起業の認可は、その者に対してしたものとみなす。
2　左の各号の一に該当する場合は、指定遠洋漁業の許可は、その効力を失う。
一　指定遠洋漁業の許可を受けた船舶について指定遠洋漁業を廃止したとき。
二　指定遠洋漁業の許可を受けた船舶が滅失し、沈没し、解撤し、又は国籍を失つたとき。
三　指定遠洋漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

（準用規定）
第六十三條　指定遠洋漁業の許可又は起業の認可に関しては、第三十四條第一項、第四項（漁業権の制限又は條件）、第三十五條（休業の届出）、第三十七條第一項、第二項、第四項、第三十八條第一項、第五項、第三十九條第一項、第二項、第四項から第十三項まで（漁業権の取消）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十四條第一項中「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」と、同條第四項（第三十七條第四項、第三十八條第五項及び第三十九條第四項、第十三項において準用する場合を含む。）中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは」とあるのは「主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは、」と、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは「第五十七條」と、第三十九條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて」とあるのは「主務大臣が」と、同條第十三項中「第三十四條第二項、第四項」とあるのは「第三十四條第四項」と読み替えるものとする。

（許可の定数の減少）
第六十四條　第五十三條第一項の定数を減少したため現に当該指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数が定数をこえるに至つたときは、主務大臣は、そのこえる数の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
2　前項の規定により許可又は起業の認可を取り消すには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。
一　現にその者が受けている当該指定遠洋漁業の許可又は起業の認可の数及びこれと他の者が当該指定遠洋漁業について受けている許可又は起業の認可の数との比較
二　当該指定遠洋漁業にその者の経済が依存する程度
三　労働條件
四　経営状況
3　第一項の場合には、第三十四條第四項（聴聞）及び第三十九條第五項から第十一項まで（損失補償）の規定を準用する。この場合において、第三十四條第四項中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、」とあるのは「主務大臣は、第六十四條第一項の規定による取消をしようとするときは、」と、第三十九條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて」とあるのは「主務大臣が」と読み替えるものとする。

第四章　漁業調整

（漁業調整に関する命令）
第六十五條　主務大臣又は都道府県知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な省令又は規則を定めることができる。
一　水産動植物の採捕に関する制限又は禁止
二　水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
三　漁具又は漁船に関する制限又は禁止
四　漁業者の数又は資格に関する制限
五　水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつに関する制限

る制限又は禁止
六　水産動植物の繁殖保護に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
七　水産動植物の移植に関する制限又は禁止
2　前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
3　前項の罰則に規定することができる罰は、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料とする。
4　第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船、漁具及び同項第七号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
5　主務大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
6　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
7　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、当該都道府県内の海区に設置された海区漁業調整委員会の委員をもつて組織する連合海区漁業調整委員会（第百二十七條に規定する内水面については内水面漁場管理委員会）の意見をきかなければならない。

（許可を受けない地びき網漁業等の禁止）

第六十六條　第六條第五項第二号から第四号までに掲げる漁業は、都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。但し、共同漁業権の内容となつている場合及び都道府県知事の定める場合は、この限りでない。
2　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（海区漁業調整委員会の指示）

第六十七條　海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。
2　前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
3　第一項の場合において、都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会のした指示については主務大臣。以下本條中同じ。）は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
4　第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
5　都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
6　前項の期間は、十五日を下ることができない。
7　第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第四項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

（漁法の制限）

第六十八條　爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第六十九條　水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第七十條　前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

（さく河魚類の保護）

第七十一條　主務大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。
2　工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、主務大臣は、その所有者又は占有者に対して、除害工事を命ずることができる。
3　前項の規定により除害工事を命じたときは、主務大臣は、工作物について権利を有する者に対して、相当の補償をしなければならない。但し、利害関係人の申請によつて除害工事を命じたときは、主務大臣の定めるところにより、申請者がこれを補償しなければならない。

4　前項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。
5　前項の訴においては、国を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。
6　第二項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、第三十九條第十項及び第十一項（補償金の供託）の規定を準用する。

（漁場又は漁具の標識）

第七十二條　都道府県知事は、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

（公共の用に供しない水面）

第七十三條　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものには、命令をもつて第六十五條（漁業調整に関する命令）及び第六十八條から第七十一條まで（漁法の制限及びさく河魚類の保護）の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

（漁業監督公務員）

第七十四條　主務大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。
2　漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。
3　漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。
4　漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。
5　漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第五章　免許料及び許可料

（免許料及び許可料）

第七十五條　沿岸漁業の漁業権者は、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。
2　前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種類、漁場の優劣等を勘案し、漁業調整審議会の意見をきいて定める一定割合を乗じて得た額をこえないように定めなければならない。
3　左に掲げる漁業の許可を受けた者は、毎年、政府に許可料を納めなければならない。
一　母船式漁業
二　捕鯨業（母船式漁業を除く外、スクリューを備える船舶によりもりづつを使用して鯨をとる漁業をいう。）
三　トロール漁業
四　以西機船底びき網漁業
五　かつお・まぐろ漁業（母船式漁業を除く外、総トン数二十トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。）
4　前項の許可料の額は、漁業の種類又は規模等を勘案し、当該漁業の収益力に応じ、その年総額が、第一項の免許料及び許可料の年総額に主務大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定める一定割合を乗じて得た額をこえないように定めなければならない。

（減免）

第七十六條　経済状況の著しい変動、不漁、天災その他やむを得ない事由により漁業者の負担能力が減退したために免許料又は許可料を納めることが著しく困難であると認められる場合において、中央漁業調整審議会がその年の免許料又は許可料の徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、その年の免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができる。
2　漁業者は、その営む漁業につき不漁、天災その他やむを得ない事由によりその負担能力が減退したとき、又は漁業者の責に帰すべき事由による場合を除き漁業権の行使若しくは許可を受けた漁業を停止されたときは、海区漁業調整委員会に対して、その納

付すべき免許料又は許可料の徴収の緩和を政府に申請すべきことを申し出ることができる。

前項の申請があつた場合において、海区漁業調整委員会がその申請を相当と認めて政府にその徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、当該漁業者の納めるべき免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができる。

（徴収の市町村への委任）

第七十七條　政府は、免許料又は許可料の徴収を市町村にさせることができる。

2　市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、政府は、その責任を免除することができる。

（督促及び滞納処分）

第七十八條　免許料又は許可料の納付期限を過ぎてこれを納めない者があるときは、政府は、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2　免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対してその処分を請求することができる。

3　政府が前項の規定によつて市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

（先取特権の順位）

第七十九條　免許料、許可料並びに前條第一項の規定による督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費に次ぐものとする。

（国税徴収法の準用）

第八十條　免許料及び許可料に関しては、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四條ノ七（書類の送達）、第四條ノ八（公示送達）及び第九條第二項から第六項まで（督促手数料及び延滞金）の規定を準用する。

（委任規定）

第八十一條　前六條に規定するもの外、免許料及び許可料に関して必要な事項は、命令で定める。

第六章　漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会

第一節　総則

（漁業調整委員会）

第八十二條　漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会とする。

2　海区漁業調整委員会は主務大臣及び都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は主務大臣及びその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会は主務大臣の監督に属する。

（所掌事項）

第八十三條　漁業調整委員会は、その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

第二節　海区漁業調整委員会

（設置）

第八十四條　海区漁業調整委員会は、海面（主務大臣が指定する湖沼を含む。）につき主務大臣が定める海区に置く。

2　主務大臣は、前項の規定により湖沼を指定し、又は海区を定めたときは、これを公示する。

（構成）

第八十五條　海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2　海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が第三項第二号の委員の中からこれを選任する。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　第八十六條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者七人

二　学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者二人及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者一人

4　都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5　専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6　委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

（選挙権及び被選挙権）

第八十六條　海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区

において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて主務大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2　都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見をきいて、特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

3　海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又は役員に就任する際第一項又は前項の規定による海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有していたものは、在任中行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、前二項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない場合であつても、選挙権及び被選挙権を有するものとみなす。

（欠格者）

第八十七條　左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一　二十年未満の者

二　禁治産者及び準禁治産者

三　懲役又は禁こ（この）刑に処せられてその刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（選挙事務管理者）

第八十八條　海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十一條に規定する都道府県の選挙管理委員会（北海道の海区漁業調整委員会にあつては同法同條に規定する市町村の選挙管理委員会）が管理する。

（選挙人名簿）

第八十九條　第八十六條第一項の市町村の選挙管理委員会は、命令の定めるところにより、申請に基いて、毎年二月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。

2　前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができる。

3　選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4　選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日（法人にあつては名称）並びに住所（当該地区内に住所がない場合には事業場）等を記載しなければならない。

5　衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第十三條から第十七條まで（選挙人名簿）の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、第十七條第一項中「十二月二十日」とあるのは「三月二十九日」と、同條第二項中「十二月十九日」とあるのは「三月二十八日」と読み替えるものとする。

（投票）

第九十條　選挙は、投票によつて行う。

2　投票は、一人一票に限る。

3　投票は、選挙人が自ら投票所に行き、投票用紙に候補者一人の氏名（法人にあつては名称。以下同じ。）を自書して行わなければならない。但し、法人にあつては、その指定する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4　投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

（投票の無効）

第九十一條　左に掲げる投票は、無効とする。

一　成規の用紙を用いないもの

二　候補者でない者の氏名を記載したもの

三　二人以上の候補者の氏名を記載したもの

四　被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの

五　候補者の氏名以外の事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

六　候補者の氏名を自書しないもの

七　どの候補者を記載したのか確認できないもの

（当選人に不足を生じた場合）

第九十二條　左に掲げる事由の一が生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。但し、その者が選挙の期日以後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

一　当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき。

二　当選人が第九十四條において準用する地方自治

法第五十七條の規定により当選を失つたとき。

三　第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定により異議の申立又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しなくなつたとき。

四　選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき。

五　当選人が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選が無効となつたとき。

2　前項各号に掲げる事由の一が生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するとき（第八十五條第三項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足を生じ、その不足数が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。）は、都道府県の選挙管理委員会（北海道の海区漁業調整委員会にあつては市町村の選挙管理委員会。以下同じ。）は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関して前項各号に掲げるその他の事由により、又は第九十三條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3　第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定が確定しない間又は訴訟が裁判にかかつている間は、前項の選挙は行うことができない。

4　当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないときもまた前二項に同じである。

（委員に欠員を生じた場合）

第九十三條　第八十五條第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人となならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

2　前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するとき（委員の任期満了前二箇月以内に委員に欠員を生じ、その数が当選人の不足数とあわせて二人以下である場合を除く。）は、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示して前條第二項又は第四項の規定により選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関を告示したときは、この限りでない。

3　前條第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

（地方自治法の準用）

第九十四條　地方自治法第十九條第四項（被選挙人の年齢の算定方法）、第二十一條（被選挙権を有しない者）、第二十四條第一項、第二項、第四項（選挙期日）、第二十八條（投票区）、第二十九條（投票管理者）、第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十一條第一項（代理投票）、第三十三條（投票の拒否）、第三十四條（不在者投票）、第三十五條第一項（島等の投票箱送致の特例）、第三十六條第一項、第三項（再投票）、第三十七條（投票に関する衆議院議員選挙法の準用）、第三十八條本文（開票区）、第三十九條（開票管理者）、第四十條（開票立会人）、第四十二條から第五十二條まで（開票及び選挙会）、第五十三條第一項から第三項まで、第十項、第十一項（候補者）、第五十五條（当選人の決定）、第五十七條（当選の失効）、第五十八條第一項、第三項から第六項まで（候補者が定数をこえない場合）、第五十九條から第六十一條まで（当選人が定まつた場合の措置等）、第六十四條（全委員又は全当選人が欠けた場合の総選挙）、第六十五條第一項、第三項、第四項、第七項、第六十七條、第六十八條第一項、第三項、第六十九條、第七十條（争訟）、第七十二條第一項、第二項（選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用）、第七十三條（罰則に関する衆議院議員選挙法の準用）及び第百二十八條（失職の時期）の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、地方自治法第十九條第四項中「前三項」とあるのは「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七條第一号」と、第三十條第二項（本條において準用する同法第四十條及び第四十七條において準用する場合を含む。）中「十人」とあるのは「六人」と、第三十二條第三項中「第四十一條及び前二項」とあるのは「漁業法第九十條第三項及び第九十一條」と、第三十四條中「第三十二條第一項、第二項」とあるのは「漁業法第九十條第三項」と、第四十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條から第三項まで、第七項から第九項まで、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十條第一項、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項、第六十條第一項、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十五條第一項、第七十六條第一項、第七十七條第一項、第七十八條第一項、第七十九條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項、第八十二條第一項、第八十三條第一項、第八十四條第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十七條第一項、第八十八條第一項、第八十九條第一項、第九十條第一項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條第一項、第九十八條第一項、第九十九條第一項、第百條第一項、第百一條第一項、第百二條第一項、第百三條第一項、第百四條第一項、第百五條第一項、第百六條第一項、第百七條第一項、第百八條第一項、第百九條第一項、第百十條第一項、第百十一條第一項、第百十二條第一項、第百十三條第一項、第百十四條第一項、第百十五條第一項、第百十六條第一項、第百十七條第一項、第百十八條第一項、第百十九條第一項、第百二十條第一項、第百二十一條第一項、第百二十二條第一項、第百二十三條第一項、第百二十四條第一項、第百二十五條第一項、第百二十六條第一項、第百二十七條第一項、第百二十八條第一項、第百二十九條第一項、第百三十條第一項、第百三十一條第一項、第百三十二條第一項、第百三十三條第一項、第百三十四條第一項、第百三十五條第一項、第百三十六條第一項、第百三十七條第一項、第百三十八條第一項、第百三十九條第一項、第百四十條第一項、第百四十一條第一項、第百四十二條第一項、第百四十三條第一項、第百四十四條第一項、第百四十五條第一項、第百四十六條第一項、第百四十七條第一項、第百四十八條第一項、第百四十九條第一項、第百五十條第一項、第百五十一條第一項、第百五十二條第一項、第百五十三條第一項、第百五十四條第一項、第百五十五條第一項、第百五十六條第一項、第百五十七條第一項、第百五十八條第一項、第百五十九條第一項、第百六十條第一項、第百六十一條第一項、第百六十二條第一項、第百六十三條第一項、第百六十四條第一項、第百六十五條第一項、第百六十六條第一項、第百六十七條第一項、第百六十八條第一項、第百六十九條第一項、第百七十條第一項、第百七十一條第一項、第百七十二條第一項、第百七十三條第一項、第百七十四條第一項、第百七十五條第一項、第百七十六條第一項、第百七十七條第一項、第百七十八條第一項、第百七十九條第一項、第百八十條第一項、第百八十一條第一項、第百八十二條第一項、第百八十三條第一項、第百八十四條第一項、第百八十五條第一項、第百八十六條第一項、第百八十七條第一項、第百八十八條第一項、第百八十九條第一項、第百九十條第一項、第百九十一條第一項、第百九十二條第一項、第百九十三條第一項、第百九十四條第一項、第百九十五條第一項、第百九十六條第一項、第百九十七條第一項、第百九十八條第一項、第百九十九條第一項、第二百條第一項、第二百一條第一項、第二百二條第一項、第二百三條第一項、第二百四條第一項、第二百五條第一項、第二百六條第一項、第二百七條第一項、第二百八條第一項、第二百九條第一項、第二百十條第一項、第二百十一條第一項、第二百十二條第一項、第二百十三條第一項、第二百十四條第一項、第二百十五條第一項、第二百十六條第一項、第二百十七條第一項、第二百十八條第一項、第二百十九條第一項、第二百二十條第一項、第二百二十一條第一項、第二百二十二條第一項、第二百二十三條第一項、第二百二十四條第一項、第二百二十五條第一項、第二百二十六條第一項、第二百二十七條第一項、第二百二十八條第一項、第二百二十九條第一項、第二百三十條第一項、第二百三十一條第一項、第二百三十二條第一項、第二百三十三條第一項、第二百三十四條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十六條第一項、第二百三十七條第一項、第二百三十八條第一項、第二百三十九條第一項、第二百四十條第一項、第二百四十一條第一項、第二百四十二條第一項、第二百四十三條第一項、第二百四十四條第一項、第二百四十五條第一項、第二百四十六條第一項、第二百四十七條第一項、第二百四十八條第一項、第二百四十九條第一項、第二百五十條第一項、第二百五十一條第一項、第二百五十二條第一項、第二百五十三條第一項、第二百五十四條第一項、第二百五十五條第一項、第二百五十六條第一項、第二百五十七條第一項、第二百五十八條第一項、第二百五十九條第一項、第二百六十條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十二條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十四條第一項、第二百六十五條第一項、第二百六十六條第一項、第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項、第二百六十九條第一項、第二百七十條第一項、第二百七十一條第一項、第二百七十二條第一項、第二百七十三條第一項、第二百七十四條第一項、第二百七十五條第一項、第二百七十六條第一項、第二百七十七條第一項、第二百七十八條第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十條第一項、第二百八十一條第一項、第二百八十二條第一項、第二百八十三條第一項、第二百八十四條第一項、第二百八十五條第一項、第二百八十六條第一項、第二百八十七條第一項、第二百八十八條第一項、第二百八十九條第一項、第二百九十條第一項、第二百九十一條第一項、第二百九十二條第一項、第二百九十三條第一項、第二百九十四條第一項、第二百九十五條第一項、第二百九十六條第一項、第二百九十七條第一項、第二百九十八條第一項、第二百九十九條第一項、第三百條第一項、第三百一條第一項、第三百二條第一項、第三百三條第一項、第三百四條第一項、第三百五條第一項、第三百六條第一項、第三百七條第一項、第三百八條第一項、第三百九條第一項、第三百十條第一項、第三百十一條第一項、第三百十二條第一項、第三百十三條第一項、第三百十四條第一項、第三百十五條第一項、第三百十六條第一項、第三百十七條第一項、第三百十八條第一項、第三百十九條第一項、第三百二十條第一項、第三百二十一條第一項、第三百二十二條第一項、第三百二十三條第一項、第三百二十四條第一項、第三百二十五條第一項、第三百二十六條第一項、第三百二十七條第一項、第三百二十八條第一項、第三百二十九條第一項、第三百三十條第一項、第三百三十一條第一項、第三百三十二條第一項、第三百三十三條第一項、第三百三十四條第一項、第三百三十五條第一項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條第一項、第三百三十八條第一項、第三百三十九條第一項、第三百四十條第一項、第三百四十一條第一項、第三百四十二條第一項、第三百四十三條第一項、第三百四十四條第一項、第三百四十五條第一項、第三百四十六條第一項、第三百四十七條第一項、第三百四十八條第一項、第三百四十九條第一項、第三百五十條第一項、第三百五十一條第一項、第三百五十二條第一項、第三百五十三條第一項、第三百五十四條第一項、第三百五十五條第一項、第三百五十六條第一項、第三百五十七條第一項、第三百五十八條第一項、第三百五十九條第一項、第三百六十條第一項、第三百六十一條第一項、第三百六十二條第一項、第三百六十三條第一項、第三百六十四條第一項、第三百六十五條第一項、第三百六十六條第一項、第三百六十七條第一項、第三百六十八條第一項、第三百六十九條第一項、第三百七十條第一項、第三百七十一條第一項、第三百七十二條第一項、第三百七十三條第一項、第三百七十四條第一項、第三百七十五條第一項、第三百七十六條第一項、第三百七十七條第一項、第三百七十八條第一項、第三百七十九條第一項、第三百八十條第一項、第三百八十一條第一項、第三百八十二條第一項、第三百八十三條第一項、第三百八十四條第一項、第三百八十五條第一項、第三百八十六條第一項、第三百八十七條第一項、第三百八十八條第一項、第三百八十九條第一項、第三百九十條第一項、第三百九十一條第一項、第三百九十二條第一項、第三百九十三條第一項、第三百九十四條第一項、第三百九十五條第一項、第三百九十六條第一項、第三百九十七條第一項、第三百九十八條第一項、第三百九十九條第一項、第四百條第一項、第四百一條第一項、第四百二條第一項、第四百三條第一項、第四百四條第一項、第四百五條第一項、第四百六條第一項、第四百七條第一項、第四百八條第一項、第四百九條第一項、第四百十條第一項、第四百十一條第一項、第四百十二條第一項、第四百十三條第一項、第四百十四條第一項、第四百十五條第一項、第四百十六條第一項、第四百十七條第一項、第四百十八條第一項、第四百十九條第一項、第四百二十條第一項、第四百二十一條第一項、第四百二十二條第一項、第四百二十三條第一項、第四百二十四條第一項、第四百二十五條第一項、第四百二十六條第一項、第四百二十七條第一項、第四百二十八條第一項、第四百二十九條第一項、第四百三十條第一項、第四百三十一條第一項、第四百三十二條第一項、第四百三十三條第一項、第四百三十四條第一項、第四百三十五條第一項、第四百三十六條第一項、第四百三十七條第一項、第四百三十八條第一項、第四百三十九條第一項、第四百四十條第一項、第四百四十一條第一項、第四百四十二條第一項、第四百四十三條第一項、第四百四十四條第一項、第四百四十五條第一項、第四百四十六條第一項、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項、第四百四十九條第一項、第四百五十條第一項、第四百五十一條第一項、第四百五十二條第一項、第四百五十三條第一項、第四百五十四條第一項、第四百五十五條第一項、第四百五十六條第一項、第四百五十七條第一項、第四百五十八條第一項、第四百五十九條第一項、第四百六十條第一項、第四百六十一條第一項、第四百六十二條第一項、第四百六十三條第一項、第四百六十四條第一項、第四百六十五條第一項、第四百六十六條第一項、第四百六十七條第一項、第四百六十八條第一項、第四百六十九條第一項、第四百七十條第一項、第四百七十一條第一項、第四百七十二條第一項、第四百七十三條第一項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條第一項、第四百七十六條第一項、第四百七十七條第一項、第四百七十八條第一項、第四百七十九條第一項、第四百八十條第一項、第四百八十一條第一項、第四百八十二條第一項、第四百八十三條第一項、第四百八十四條第一項、第四百八十五條第一項、第四百八十六條第一項、第四百八十七條第一項、第四百八十八條第一項、第四百八十九條第一項、第四百九十條第一項、第四百九十一條第一項、第四百九十二條第一項、第四百九十三條第一項、第四百九十四條第一項、第四百九十五條第一項、第四百九十六條第一項、第四百九十七條第一項、第四百九十八條第一項、第四百九十九條第一項、第五百條第一項、第五百一條第一項、第五百二條第一項、第五百三條第一項、第五百四條第一項、第五百五條第一項、第五百六條第一項、第五百七條第一項、第五百八條第一項、第五百九條第一項、第五百十條第一項、第五百十一條第一項、第五百十二條第一項、第五百十三條第一項、第五百十四條第一項、第五百十五條第一項、第五百十六條第一項、第五百十七條第一項、第五百十八條第一項、第五百十九條第一項、第五百二十條第一項、第五百二十一條第一項、第五百二十二條第一項、第五百二十三條第一項、第五百二十四條第一項、第五百二十五條第一項、第五百二十六條第一項、第五百二十七條第一項、第五百二十八條第一項、第五百二十九條第一項、第五百三十條第一項、第五百三十一條第一項、第五百三十二條第一項、第五百三十三條第一項、第五百三十四條第一項、第五百三十五條第一項、第五百三十六條第一項、第五百三十七條第一項、第五百三十八條第一項、第五百三十九條第一項、第五百四十條第一項、第五百四十一條第一項、第五百四十二條第一項、第五百四十三條第一項、第五百四十四條第一項、第五百四十五條第一項、第五百四十六條第一項、第五百四十七條第一項、第五百四十八條第一項、第五百四十九條第一項、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項、第五百五十二條第一項、第五百五十三條第一項、第五百五十四條第一項、第五百五十五條第一項、第五百五十六條第一項、第五百五十七條第一項、第五百五十八條第一項、第五百五十九條第一項、第五百六十條第一項、第五百六十一條第一項、第五百六十二條第一項、第五百六十三條第一項、第五百六十四條第一項、第五百六十五條第一項、第五百六十六條第一項、第五百六十七條第一項、第五百六十八條第一項、第五百六十九條第一項、第五百七十條第一項、第五百七十一條第一項、第五百七十二條第一項、第五百七十三條第一項、第五百七十四條第一項、第五百七十五條第一項、第五百七十六條第一項、第五百七十七條第一項、第五百七十八條第一項、第五百七十九條第一項、第五百八十條第一項、第五百八十一條第一項、第五百八十二條第一項、第五百八十三條第一項、第五百八十四條第一項、第五百八十五條第一項、第五百八十六條第一項、第五百八十七條第一項、第五百八十八條第一項、第五百八十九條第一項、第五百九十條第一項、第五百九十一條第一項、第五百九十二條第一項、第五百九十三條第一項、第五百九十四條第一項、第五百九十五條第一項、第五百九十六條第一項、第五百九十七條第一項、第五百九十八條第一項、第五百九十九條第一項、第六百條第一項、第六百一條第一項、第六百二條第一項、第六百三條第一項、第六百四條第一項、第六百五條第一項、第六百六條第一項、第六百七條第一項、第六百八條第一項、第六百九條第一項、第六百十條第一項、第六百十一條第一項、第六百十二條第一項、第六百十三條第一項、第六百十四條第一項、第六百十五條第一項、第六百十六條第一項、第六百十七條第一項、第六百十八條第一項、第六百十九條第一項、第六百二十條第一項、第六百二十一條第一項、第六百二十二條第一項、第六百二十三條第一項、第六百二十四條第一項、第六百二十五條第一項、第六百二十六條第一項、第六百二十七條第一項、第六百二十八條第一項、第六百二十九條第一項、第六百三十條第一項、第六百三十一條第一項、第六百三十二條第一項、第六百三十三條第一項、第六百三十四條第一項、第六百三十五條第一項、第六百三十六條第一項、第六百三十七條第一項、第六百三十八條第一項、第六百三十九條第一項、第六百四十條第一項、第六百四十一條第一項、第六百四十二條第一項、第六百四十三條第一項、第六百四十四條第一項、第六百四十五條第一項、第六百四十六條第一項、第六百四十七條第一項、第六百四十八條第一項、第六百四十九條第一項、第六百五十條第一項、第六百五十一條第一項、第六百五十二條第一項、第六百五十三條第一項、第六百五十四條第一項、第六百五十五條第一項、第六百五十六條第一項、第六百五十七條第一項、第六百五十八條第一項、第六百五十九條第一項、第六百六十條第一項、第六百六十一條第一項、第六百六十二條第一項、第六百六十三條第一項、第六百六十四條第一項、第六百六十五條第一項、第六百六十六條第一項、第六百六十七條第一項、第六百六十八條第一項、第六百六十九條第一項、第六百七十條第一項、第六百七十一條第一項、第六百七十二條第一項、第六百七十三條第一項、第六百七十四條第一項、第六百七十五條第一項、第六百七十六條第一項、第六百七十七條第一項、第六百七十八條第一項、第六百七十九條第一項、第六百八十條第一項、第六百八十一條第一項、第六百八十二條第一項、第六百八十三條第一項、第六百八十四條第一項、第六百八十五條第一項、第六百八十六條第一項、第六百八十七條第一項、第六百八十八條第一項、第六百八十九條第一項、第六百九十條第一項、第六百九十一條第一項、第六百九十二條第一項、第六百九十三條第一項、第六百九十四條第一項、第六百九十五條第一項、第六百九十六條第一項、第六百九十七條第一項、第六百九十八條第一項、第六百九十九條第一項、第七百條第一項、第七百一條第一項、第七百二條第一項、第七百三條第一項、第七百四條第一項、第七百五條第一項、第七百六條第一項、第七百七條第一項、第七百八條第一項、第七百九條第一項、第七百十條第一項、第七百十一條第一項、第七百十二條第一項、第七百十三條第一項、第七百十四條第一項、第七百十五條第一項、第七百十六條第一項、第七百十七條第一項、第七百十八條第一項、第七百十九條第一項、第七百二十條第一項、第七百二十一條第一項、第七百二十二條第一項、第七百二十三條第一項、第七百二十四條第一項、第七百二十五條第一項、第七百二十六條第一項、第七百二十七條第一項、第七百二十八條第一項、第七百二十九條第一項、第七百三十條第一項、第七百三十一條第一項、第七百三十二條第一項、第七百三十三條第一項、第七百三十四條第一項、第七百三十五條第一項、第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項、第七百三十八條第一項、第七百三十九條第一項、第七百四十條第一項、第七百四十一條第一項、第七百四十二條第一項、第七百四十三條第一項、第七百四十四條第一項、第七百四十五條第一項、第七百四十六條第一項、第七百四十七條第一項、第七百四十八條第一項、第七百四十九條第一項、第七百五十條第一項、第七百五十一條第一項、第七百五十二條第一項、第七百五十三條第一項、第七百五十四條第一項、第七百五十五條第一項、第七百五十六條第一項、第七百五十七條第一項、第七百五十八條第一項、第七百五十九條第一項、第七百六十條第一項、第七百六十一條第一項、第七百六十二條第一項、第七百六十三條第一項、第七百六十四條第一項、第七百六十五條第一項、第七百六十六條第一項、第七百六十七條第一項、第七百六十八條第一項、第七百六十九條第一項、第七百七十條第一項、第七百七十一條第一項、第七百七十二條第一項、第七百七十三條第一項、第七百七十四條第一項、第七百七十五條第一項、第七百七十六條第一項、第七百七十七條第一項、第七百七十八條第一項、第七百七十九條第一項、第七百八十條第一項、第七百八十一條第一項、第七百八十二條第一項、第七百八十三條第一項、第七百八十四條第一項、第七百八十五條第一項、第七百八十六條第一項、第七百八十七條第一項、第七百八十八條第一項、第七百八十九條第一項、第七百九十條第一項、第七百九十一條第一項、第七百九十二條第一項、第七百九十三條第一項、第七百九十四條第一項、第七百九十五條第一項、第七百九十六條第一項、第七百九十七條第一項、第七百九十八條第一項、第七百九十九條第一項、第八百條第一項、第八百一條第一項、第八百二條第一項、第八百三條第一項、第八百四條第一項、第八百五條第一項、第八百六條第一項、第八百七條第一項、第八百八條第一項、第八百九條第一項、第八百十條第一項、第八百十一條第一項、第八百十二條第一項、第八百十三條第一項、第八百十四條第一項、第八百十五條第一項、第八百十六條第一項、第八百十七條第一項、第八百十八條第一項、第八百十九條第一項、第八百二十條第一項、第八百二十一條第一項、第八百二十二條第一項、第八百二十三條第一項、第八百二十四條第一項、第八百二十五條第一項、第八百二十六條第一項、第八百二十七條第一項、第八百二十八條第一項、第八百二十九條第一項、第八百三十條第一項、第八百三十一條第一項、第八百三十二條第一項、第八百三十三條第一項、第八百三十四條第一項、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項、第八百三十七條第一項、第八百三十八條第一項、第八百三十九條第一項、第八百四十條第一項、第八百四十一條第一項、第八百四十二條第一項、第八百四十三條第一項、第八百四十四條第一項、第八百四十五條第一項、第八百四十六條第一項、第八百四十七條第一項、第八百四十八條第一項、第八百四十九條第一項、第八百五十條第一項、第八百五十一條第一項、第八百五十二條第一項、第八百五十三條第一項、第八百五十四條第一項、第八百五十五條第一項、第八百五十六條第一項、第八百五十七條第一項、第八百五十八條第一項、第八百五十九條第一項、第八百六十條第一項、第八百六十一條第一項、第八百六十二條第一項、第八百六十三條第一項、第八百六十四條第一項、第八百六十五條第一項、第八百六十六條第一項、第八百六十七條第一項、第八百六十八條第一項、第八百六十九條第一項、第八百七十條第一項、第八百七十一條第一項、第八百七十二條第一項、第八百七十三條第一項、第八百七十四條第一項、第八百七十五條第一項、第八百七十六條第一項、第八百七十七條第一項、第八百七十八條第一項、第八百七十九條第一項、第八百八十條第一項、第八百八十一條第一項、第八百八十二條第一項、第八百八十三條第一項、第八百八十四條第一項、第八百八十五條第一項、第八百八十六條第一項、第八百八十七條第一項、第八百八十八條第一項、第八百八十九條第一項、第八百九十條第一項、第八百九十一條第一項、第八百九十二條第一項、第八百九十三條第一項、第八百九十四條第一項、第八百九十五條第一項、第八百九十六條第一項、第八百九十七條第一項、第八百九十八條第一項、第八百九十九條第一項、第九百條第一項、第九百一條第一項、第九百二條第一項、第九百三條第一項、第九百四條第一項、第九百五條第一項、第九百六條第一項、第九百七條第一項、第九百八條第一項、第九百九條第一項、第九百十條第一項、第九百十一條第一項、第九百十二條第一項、第九百十三條第一項、第九百十四條第一項、第九百十五條第一項、第九百十六條第一項、第九百十七條第一項、第九百十八條第一項、第九百十九條第一項、第九百二十條第一項、第九百二十一條第一項、第九百二十二條第一項、第九百二十三條第一項、第九百二十四條第一項、第九百二十五條第一項、第九百二十六條第一項、第九百二十七條第一項、第九百二十八條第一項、第九百二十九條第一項、第九百三十條第一項、第九百三十一條第一項、第九百三十二條第一項、第九百三十三條第一項、第九百三十四條第一項、第九百三十五條第一項、第九百三十六條第一項、第九百三十七條第一項、第九百三十八條第一項、第九百三十九條第一項、第九百四十條第一項、第九百四十一條第一項、第九百四十二條第一項、第九百四十三條第一項、第九百四十四條第一項、第九百四十五條第一項、第九百四十六條第一項、第九百四十七條第一項、第九百四十八條第一項、第九百四十九條第一項、第九百五十條第一項、第九百五十一條第一項、第九百五十二條第一項、第九百五十三條第一項、第九百五十四條第一項、第九百五十五條第一項、第九百五十六條第一項、第九百五十七條第一項、第九百五十八條第一項、第九百五十九條第一項、第九百六十條第一項、第九百六十一條第一項、第九百六十二條第一項、第九百六十三條第一項、第九百六十四條第一項、第九百六十五條第一項、第九百六十六條第一項、第九百六十七條第一項、第九百六十八條第一項、第九百六十九條第一項、第九百七十條第一項、第九百七十一條第一項、第九百七十二條第一項、第九百七十三條第一項、第九百七十四條第一項、第九百七十五條第一項、第九百七十六條第一項、第九百七十七條第一項、第九百七十八條第一項、第九百七十九條第一項、第九百八十條第一項、第九百八十一條第一項、第九百八十二條第一項、第九百八十三條第一項、第九百八十四條第一項、第九百八十五條第一項、第九百八十六條第一項、第九百八十七條第一項、第九百八十八條第一項、第九百八十九條第一項、第九百九十條第一項、第九百九十一條第一項、第九百九十二條第一項、第九百九十三條第一項、第九百九十四條第一項、第九百九十五條第一項、第九百九十六條第一項、第九百九十七條第一項、第九百九十八條第一項、第九百九十九條第一項、第千條第一項、第千一條第一項、第千二條第一項、第千三條第一項、第千四條第一項、第千五條第一項、第千六條第一項、第千七條第一項、第千八條第一項、第千九條第一項、第千十條第一項、第千十一條第一項、第千十二條第一項、第千十三條第一項、第千十四條第一項、第千十五條第一項、第千十六條第一項、第千十七條第一項、第千十八條第一項、第千十九條第一項、第千二十條第一項、第千二十一條第一項、第千二十二條第一項、第千二十三條第一項、第千二十四條第一項、第千二十五條第一項、第千二十六條第一項、第千二十七條第一項、第千二十八條第一項、第千二十九條第一項、第千三十條第一項、第千三十一條第一項、第千三十二條第一項、第千三十三條第一項、第千三十四條第一項、第千三十五條第一項、第千三十六條第一項、第千三十七條第一項、第千三十八條第一項、第千三十九條第一項、第千四十條第一項、第千四十一條第一項、第千四十二條第一項、第千四十三條第一項、第千四十四條第一項、第千四十五條第一項、第千四十六條第一項、第千四十七條第一項、第千四十八條第一項、第千四十九條第一項、第千五十條第一項、第千五十一條第一項、第千五十二條第一項、第千五十三條第一項、第千五十四條第一項、第千五十五條第一項、第千五十六條第一項、第千五十七條第一項、第千五十八條第一項、第千五十九條第一項、第千六十條第一項、第千六十一條第一項、第千六十二條第一項、第千六十三條第一項、第千六十四條第一項、第千六十五條第一項、第千六十六條第一項、第千六十七條第一項、第千六十八條第一項、第千六十九條第一項、第千七十條第一項、第千七十一條第一項、第千七十二條第一項、第千七十三條第一項、第千七十四條第一項、第千七十五條第一項、第千七十六條第一項、第千七十七條第一項、第千七十八條第一項、第千七十九條第一項、第千八十條第一項、第千八十一條第一項、第千八十二條第一項、第千八十三條第一項、第千八十四條第一項、第千八十五條第一項、第千八十六條第一項、第千八十七條第一項、第千八十八條第一項、第千八十九條第一項、第千九十條第一項、第千九十一條第一項、第千九十二條第一項、第千九十三條第一項、第千九十四條第一項、第千九十五條第一項、第千九十六條第一項、第千九十七條第一項、第千九十八條第一項、第千九十九條第一項、第千百條第一項、第千百一條第一項、第千百二條第一項、第千百三條第一項、第千百四條第一項、第千百五條第一項、第千百六條第一項、第千百七條第一項、第千百八條第一項、第千百九條第一項、第千百十條第一項、第千百十一條第一項、第千百十二條第一項、第千百十三條第一項、第千百十四條第一項、第千百十五條第一項、第千百十六條第一項、第千百十七條第一項、第千百十八條第一項、第千百十九條第一項、第千百二十條第一項、第千百二十一條第一項、第千百二十二條第一項、第千百二十三條第一項、第千百二十四條第一項、第千百二十五條第一項、第千百二十六條第一項、第千百二十七條第一項、第千百二十八條第一項、第千百二十九條第一項、第千百三十條第一項、第千百三十一條第一項、第千百三十二條第一項、第千百三十三條第一項、第千百三十四條第一項、第千百三十五條第一項、第千百三十六條第一項、第千百三十七條第一項、第千百三十八條第一項、第千百三十九條第一項、第千百四十條第一項、第千百四十一條第一項、第千百四十二條第一項、第千百四十三條第一項、第千百四十四條第一項、第千百四十五條第一項、第千百四十六條第一項、第千百四十七條第一項、第千百四十八條第一項、第千百四十九條第一項、第千百五十條第一項、第千百五十一條第一項、第千百五十二條第一項、第千百五十三條第一項、第千百五十四條第一項、第千百五十五條第一項、第千百五十六條第一項、第千百五十七條第一項、第千百五十八條第一項、第千百五十九條第一項、第千百六十條第一項、第千百六十一條第一項、第千百六十二條第一項、第千百六十三條第一項、第千百六十四條第一項、第千百六十五條第一項、第千百六十六條第一項、第千百六十七條第一項、第千百六十八條第一項、第千百六十九條第一項、第千百七十條第一項、第千百七十一條第一項、第千百七十二條第一項、第千百七十三條第一項、第千百七十四條第一項、第千百七十五條第一項、第千百七十六條第一項、第千百七十七條第一項、第千百七十八條第一項、第千百七十九條第一項、第千百八十條第一項、第千百八十一條第一項、第千百八十二條第一項、第千百八十三條第一項、第千百八十四條第一項、第千百八十五條第一項、第千百八十六條第一項、第千百八十七條第一項、第千百八十八條第一項、第千百八十九條第一項、第千百九十條第一項、第千百九十一條第一項、第千百九十二條第一項、第千百九十三條第一項、第千百九十四條第一項、第千百九十五條第一項、第千百九十六條第一項、第千百九十七條第一項、第千百九十八條第一項、第千百九十九條第一項、第千二百條第一項、第千二百一條第一項、第千二百二條第一項、第千二百三條第一項、第千二百四條第一項、第千二百五條第一項、第千二百六條第一項、第千二百七條第一項、第千二百八條第一項、第千二百九條第一項、第千二百十條第一項、第千二百十一條第一項、第千二百十二條第一項、第千二百十三條第一項、第千二百十四條第一項、第千二百十五條第一項、第千二百十六條第一項、第千二百十七條第一項、第千二百十八條第一項、第千二百十九條第一項、第千二百二十條第一項、第千二百二十一條第一項、第千二百二十二條第一項、第千二百二十三條第一項、第千二百二十四條第一項、第千二百二十五條第一項、第千二百二十六條第一項、第千二百二十七條第一項、第千二百二十八條第一項、第千二百二十九條第一項、第千二百三十條第一項、第千二百三十一條第一項、第千二百三十二條第一項、第千二百三十三條第一項、第千二百三十四條第一項、第千二百三十五條第一項、第千二百三十六條第一項、第千二百三十七條第一項、第千二百三十八條第一項、第千二百三十九條第一項、第千二百四十條第一項、第千二百四十一條第一項、第千二百四十二條第一項、第千二百四十三條第一項、第千二百四十四條第一項、第千二百四十五條第一項、第千二百四十六條第一項、第千二百四十七條第一項、第千二百四十八條第一項、第千二百四十九條第一項、第千二百五十條第一項、第千二百五十一條第一項、第千二百五十二條第一項、第千二百五十三條第一項、第千二百五十四條第一項、第千二百五十五條第一項、第千二百五十六條第一項、第千二百五十七條第一項、第千二百五十八條第一項、第千二百五十九條第一項、第千二百六十條第一項、第千二百六十一條第一項、第千二百六十二條第一項、第千二百六十三條第一項、第千二百六十四條第一項、第千二百六十五條第一項、第千二百六十六條第一項、第千二百六十七條第一項、第千二百六十八條第一項、第千二百六十九條第一項、第千二百七十條第一項、第千二百七十一條第一項、第千二百七十二條第一項、第千二百七十三條第一項、第千二百七十四條第一項、第千二百七十五條第一項、第千二百七十六條第一項、第千二百七十七條第一項、第千二百七十八條第一項、第千二百七十九條第一項、第千二百八十條第一項、第千二百八十一條第一項、第千二百八十二條第一項、第千二百八十三條第一項、第千二百八十四條第一項、第千二百八十五條第一項、第千二百八十六條第一項、第千二百八十七條第一項、第千二百八十八條第一項、第千二百八十九條第一項、第千二百九十條第一項、第千二百九十一條第一項、第千二百九十二條第一項、第千二百九十三條第一項、第千二百九十四條第一項、第千二百九十五條第一項、第千二百九十六條第一項、第千二百九十七條第一項、第千二百九十八條第一項、第千二百九十九條第一項、第千三百條第一項、第千三百一條第一項、第千三百二條第一項、第千三百三條第一項、第千三百四條第一項、第千三百五條第一項、第千三百六條第一項、第千三百七條第一項、第千三百八條第一項、第千三百九條第一項、第千三百十條第一項、第千三百十一條第一項、第千三百十二條第一項、第千三百十三條第一項、第千三百十四條第一項、第千三百十五條第一項、第千三百十六條第一項、第千三百十七條第一項、第千三百十八條第一項、第千三百十九條第一項、第千三百二十條第一項、第千三百二十一條第一項、第千三百二十二條第一項、第千三百二十三條第一項、第千三百二十四條第一項、第千三百二十五條第一項、第千三百二十六條第一項、第千三百二十七條第一項、第千三百二十八條第一項、第千三百二十九條第一項、第千三百三十條第一項、第千三百三十一條第一項、第千三百三十二條第一項、第千三百三十三條第一項、第千三百三十四條第一項、第千三百三十五條第一項、第千三百三十六條第一項、第千三百三十七條第一項、第千三百三十八條第一項、第千三百三十九條第一項、第千三百四十條第一項、第千三百四十一條第一項、第千三百四十二條第一項、第千三百四十三條第一項、第千三百四十四條第一項、第千三百四十五條第一項、第千三百四十六條第一項、第千三百四十七條第一項、第千三百四十八條第一項、第千三百四十九條第一項、第千三百五十條第一項、第千三百五十一條第一項、第千三百五十二條第一項、第千三百五十三條第一項、第千三百五十四條第一項、第千三百五十五條第一項、第千三百五十六條第一項、第千三百五十七條第一項、第千三百五十八條第一項、第千三百五十九條第一項、第千三百六十條第一項、第千三百

たときは、この限りでない。

（解散命令）

第百四條　主務大臣は、海区漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて中央漁業調整審議会が請求したときは、海区漁業調整委員会の解散を命ずることができる。

2　前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取消を求める訴は、当事者がその処分のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならない。

第三節　連合海区漁業調整委員会

（設置）

第百五條　都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2　主務大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置こうとする場合において、その海区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。

4　海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

5　前項の協議がととのわないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府県知事に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事が異なるときは、その協議によつて定める。

6　第三項又は前項の協議がととのわないときは、都道府県知事は、主務大臣に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。

7　前二項の規定により都道府県知事又は主務大臣がその定めるところにより協議がととのつたものとみなす。

（構成）

第百六條　連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2　委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。但し、海区漁業調整委員会の数が第三項の規定による委員の定数をこえる場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

3　委員の定数は、前條第一項に規定する場合を除き、都道府県知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府県知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

4　前條第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同條第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二項の規定により選出される委員の外、学識経験がある者の中から、その半数以下の人数を限り、委員を選任することができる。

5　前項の委員の選任については、前條第三項に規定する場合及び同條第五項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。

6　第三項の海区漁業調整委員会の協議がととのわないときは、前條第五項の規定を準用する。

7　第三項、第五項又は前項において準用する前條第五項の都道府県知事の協議がととのわないときは、前條第六項の規定を準用する。

8　前三項の場合には、前條第七項の規定を準用する。

（委員の任期及び解任）

第百七條　前條第二項の規定により選出された委員の任期及び解任に関して必要な事項は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

（委員の失職）

第百八條　第百六條第二項の規定により選出された委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会）

第百九條　瀬戸内海に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を置く。

2　前項の規定において「瀬戸内海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

一　和歌山県紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生日御岬に至る直線

二　愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

三　山口県火ノ山下船舶通航信号所から福岡県門司崎燈台に至る直線

3　瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二　学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者四人

4　海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員となつたときは、その職を失う。

5　委員の任期は、二年とする。

6　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

7　第百七條（連合海区漁業調整委員会の委員の任期及び解任）の規定は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会には適用しない。

（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の指示）

第百十條　瀬戸内海においては、その区域内においてする連合海区漁業調整委員会の指示が瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

（準用規定）

第百十一條　第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第四項（任期満了の場合）及び第百條から第百四條まで（解任、会議、議決の再議及び解散命令）の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五條第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては第百九條第三項第二号の委員）」と、同項及び第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第百六條第四項の委員の選任方法に準じて（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては委員を）」と、第百三條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣）」と、「委員をその選任方法に準じて（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣は「都道府県知事」とあるのは「第百六條第四項に規定する都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣）」と、第百四條中「委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては委員を）」と、第百三條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣）」と読み替えるものとする。

第四節　中央漁業調整審議会

（設置及び権限）

第百十二條　この法律の施行に関する重要事項を審議するために中央漁業調整審議会を置く。

2　中央漁業調整審議会は、主務大臣の監督に属し、この法律その他の法令によりその権限に属させた事項を処理する。

（構成）

第百十三條　中央漁業調整審議会は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、主務大臣をもつて充てる。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　漁業者及び漁業従事者の代表者十人

二　学識経験がある者五人

4　委員は、主務大臣の申出により、内閣総理大臣が命ずる。

（準用規定）

第百十四條　第八十五條第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項（任期）及び第百條から第百三條まで（解任、会議及び議決の再議）の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。この場合において、第八十五條第四項、第五項及び第百三條中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第百條中「都道府県知事は、」とあるのは「内閣総理大臣は、主務大臣の申出により、」と読み替えるものとする。

第五節　雑則

（選挙管理委員会の監督）

第百十五條　都道府県の選挙管理委員会は、この法律により市町村の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。

2　農林大臣及び全国選挙管理委員会は、この法律により都道府県の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3　地方自治法第百五十一條第一項（都道府県知事の取消権）の規定は、前二項の場合に準用する。

（報告徴収等）

第百十六條　漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会は、第八十三條又は第百十二條に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場又は事務所について所要の調査をさせる

ことができる。

2　漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会は、第八十三條又は第百十二條に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3　前項の場合には、第三十九條第五項から第十一項まで（損失補償）の規定を準用する。この場合において、同條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会」とあるのは「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会にあつては主務大臣がその委員会又は審議会の意見をきき、その他の場合にあつては都道府県知事が海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

（漁業調整委員会等に対する行政庁の監督）

第百十七條　主務大臣は、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に対し、都道府県知事は、漁業調整委員会（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く、以下第百十八條までにおいて同じ。）に対し、監督上必要な命令又は処分をすることができる。

（漁業調整委員会の費用）

第百十八條　国は、漁業調整委員会に関する費用の全額を負担する。

（委任規定）

第百十九條　本章に規定するもの外、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第七章　土地及び土地の定着物の使用

（土地の使用及び立入等）

第百二十條　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

一　漁場の標識の建設

二　魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設

三　漁業に必要な目標の保存又は建設

第百二十一條　漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入つて漁業を営むことができる。

第百二十二條　漁業に関する測量、実地調査又は前二條の協議のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。

第百二十三條　前三條の行為をする者は、あらかじめその旨を土地の所有者又は占有者に通知し、且つ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

2　前項の場合には、第三十九條第六項、第十項及び第十一項（損失補償）の規定を準用する。

（土地及び土地の定着物の使用）

第百二十四條　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要且つ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これに関して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす虞がない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは収去することができない。但し、その協議がととのわない場合において、第百二十五條第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

5　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（使用権設定の裁定）

第百二十五條　前條第一項の場合において、協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の認可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

2　前項の申請があつたときは、都道府県知事は、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これに関して権利を有する者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。

4　裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5　裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。但し、当該工作物が前條第三項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

6　海区漁業調整委員会は、第三項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

7　裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

8　海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9　海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10　使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地若しくは当該定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

二　対価並びにその支拂の方法及び時期

三　土地又は土地の定着物の引渡の時期

四　使用開始の時期

五　第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支拂方法及び時期

11　海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12　前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

13　民法第六百十二條（賃借権の譲渡等の禁止）の規定は、前項の場合には適用しない。

14　第一項若しくは第四項又は第五項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取の対価又は移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

15　前項の訴においては、申請者又は当該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者を被告とする。

（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）

第百二十六條　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第百二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

2　前項の申請があつた場合には、前條第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

3　第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二　解除に関する裁定の申請の場合にあつては、解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

4　前項の裁定があつた場合には、前條第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定を準用する。

第八章　内水面漁業

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第百二十七條　内水面（第八十四條第一項の規定によ

り主務大臣が指定する湖沼を除く。以下同じ。）における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第百二十八條 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠つていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第三十九條第三項及び第四項（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定を準用する。

4 主務大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを命じ、又は当該命令にかかる増殖計画を変更すべきことを命ずることができる。

（免許料及び許可料）

第百二十九條 内水面における漁業の免許又は許可を受けた者は、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2 前項の免許料及び許可料に関しては、第七十五條第二項（免許料及び許可料の額）及び第七十六條から第八十一條まで（免許料及び許可料の徴收）の規定を準用する。この場合において、第七十五條第二項中「沿岸漁業」とあるのは「内水面漁業」と読み替えるものとする。

（内水面漁場管理委員会）

第百三十條 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

2 内水面漁場管理委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

（構成）

第百三十一條 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

（準用規定）

第百三十二條 第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項、（任期）、第百條から第百三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第百十六條から第百十九條まで（報告徴收等、監督、費用及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。

第九章 雑則

（漁業手数料）

第百三十三條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により漁業に関して申請をする者は、命令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、千円をこえない範囲内において、命令で定める。

（報告徴收等）

第百三十四條 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該官吏吏員をして漁場、船舶、事業場又は事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該官吏吏員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該官吏吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

4 第二項の場合には、第百十六條第三項（損失補償）

の規定を準用する。

（訴願）

第百三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による免許、許可又は認可の申請に対する許否その他行政庁の処分に不服がある者は、訴願を提起することができる。

（管轄の特例）

第百三十六條 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

第百三十七條 この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては区に、特別市にあつては行政区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

第十章 罰則

第百三十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 漁業権、第三十六條の規定による漁業の許可又は指定遠洋漁業の許可に付けた制限又は條件に違反して漁業を営んだ者

三 定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営み、又は指定遠洋漁業若しくは第三十六條の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者

四 第五十二條第一項の規定に違反した者

五 指定遠洋漁業の許可を受けた者であつて第六十一條の規定に違反した者

六 第六十八條、第六十九條又は第七十條の規定に違反した者

第百三十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第六十六條第一項の規定に違反した者

二 第六十七條第七項の規定に基く命令に違反した者

三 第七十一條第一項の規定による制限若しくは禁止又は同條第二項の規定に基く命令に違反した者

第百四十條 第百三十八條又は前條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徵することができる。

第百四十一條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第二項の規定に違反して定置漁業権を抵当権の目的とした者

二 第二十六條第一項（第二十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して区画漁業権（第二十七條第二項において準用する場合は定置漁業権）を讓渡の目的とした者

三 第二十七條第一項の規定に違反して区画漁業権以外の漁業権を讓渡の目的とした者

四 第三十條の規定に違反して漁業権を貸付の目的とした者

五 第七十四條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第百二十四條第四項の規定に違反した者

七 第百三十四條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第百三十四條第二項の規定による当該官吏吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百四十二條 第百三十八條、第百三十九條又は前條第一号から第四号までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第百四十三條 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は告訴を待つて論ずる。

第百四十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三十五條（第三十六條第四項及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第七十二條の規定に基く命令に違反した者

三 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又はこわした者

第百四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百三十八條、第百三十九

條、第百四十一條、第百四十三條第一項又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　漁業法（明治四十三年法律第五十八号）は、廃止する。

3　この法律施行後二年間は、漁業の免許はしない。但し、漁業法施行法第一條第二項の規定により期日の指定があつたときは、当該地区及び当該種類については、この限りでない。

4　第二十一條第二項から第四項まで（区画漁業権の存続期間の延長）の規定は、当分の間は適用しない。

5　この法律によつて免許された定置漁業権又は区画漁業権は、当分の間は、移転又は抵当権の目的となることができない。但し、第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。

6　前項の規定に違反して定置漁業権又は区画漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

7　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

8　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し第六項の罰金刑を科する。

9　第七十五條及び第百二十九條（免許料及び許可料）の規定は、許可料に関しては、この法律施行後二年以内において政令で定める期日までの間は適用しない。

10　この法律施行後最初に行う海区漁業調整委員会の委員の選挙の期日は、政令で定める。

11　前項の規定による選挙に必要な選挙人名簿に関して第八十九條に規定する期日又は期間によることができないときは、同條の規定にかかわらず、政令で定める期日又は期間によることができる。

12　この法律施行後最初に選挙され又は選任された海区漁業調整委員会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び内水面漁場管理委員会の委員の任期は、第九十八條第一項（第百十四條及び第百三十二條において準用する場合を含む。）又は第百九條第五項の規定にかかわらず、政令で定める期間とすることができる。

13　この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第八十六條第二項（選挙権及び被選挙権の範囲の拡張又は限定）又は第百二十四條第二項若しくは第五項（土地及び土地の定着物の使用に関する認可又は許可）の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

14　この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、第百二十五條（使用権設定の裁定）及び第百二十六條（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）の規定による海区漁業調整委員会の権限は、都道府県知事が行う。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十八号　（二四、一二、一五）

◉漁業法施行法

（現存漁業権の存続）

第一條　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下単に「漁業法」という。）施行の際現に存する漁業権（以下単に「漁業権」という。）及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同法施行後二年間は、同法の規定にかかわらず、漁業法（明治四十三年法律第五十八号。以下「旧法」という。）の規定は、なおその効力を有する。但し、新法第六十七條の規定及び同條に係る罰則の適用を妨げない。

2　漁業権について政令で地区及び漁業権の種類を定めて期日を指定したときは、その期日以後は、当該漁業権については、前項の規定は、適用しない。

3　漁業権は、新法施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。

（漁業権の変更の不許可）

第二條　漁業権の変更は、許可しない。

（漁業権の譲渡等の制限）

第三條　漁業権は、都道府県知事の認可（地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可）を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権（現に存する抵当権を除く。）の目的となることができない。

2　前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（漁業権の貸付契約の解除等の制限）

第四條　漁業権の貸付契約であつて新法施行の際現に

存するものについては、借受人が賃貸料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒むことができない。

2　前項の貸付契約の解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒もうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4　前三項の規定は、新法施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。

（漁業協同組合による漁業権の取得等）

第五條　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、河川における漁業権を取得し、若しくはその貸付を受け、又はこれについて現に存する入漁権を取得し、若しくは新たに入漁権を設定することができる。

（旧法に基く許可その他の処分の効力）

第六條　漁業の免許を除き、旧法の規定に基いてした許可その他の行政庁の処分であつて新法施行の際現に効力を有するものは、当該行政庁が新法の規定に基いてすることができるものに限り、これに基いてしたものとみなす。

2　前項の規定により新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間については、漁業調整のため必要な限度において命令でその期間を短縮することができる。

（旧法に基く指定遠洋漁業の許可又は起業の認可）

第七條　主務大臣は、その定める期間内に、新法施行の際現に旧法第三十四條第二項（主務大臣の取締規則）の規定に基く命令又は第三十五條第一項（汽船トロール漁業等の許可）の規定に基いて新法第五十二條第一項に規定する指定遠洋漁業について許可又は起業の許可を受けている者につき、中央漁業調整審議会の意見をきいて、その者が新法第五十六條（許可又は起業の許可をしない場合）各号の一に該当するかどうかを審査し、該当する場合にはその者の受けている許可又は起業の許可を取り消さなければならない。

（旧法に基く訴願）

第八條　新法施行前にした訴願については、なお従前の例による。

（漁業権者等に対する補償金の交付）

第九條　政府は、漁業権又はこれを目的とする入漁権、賃借権若しくは使用貸借による借主の権利（以下「漁業権等」と総称する。）を第一條の規定による漁業権の消滅の時に有している者に対して、この法律の定めるところにより補償金を交付する。

（漁業権等補償計画及び補償金額の算定）

第十條　補償金の交付は、漁業権補償委員会が補償すべき漁業権ごとに定める漁業権等補償計画に従つてしなければならない。

2　漁業権等補償計画においては、補償金額を定めなければならない。

3　前項の補償金額は、左の各号に掲げる額の範囲内において定める。

一　昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで（以下「基準年度」という。）の全漁期間貸し付けられていた漁業権については、基準年度の賃貸料（使用貸の場合にあつては漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額）の、専用漁業権以外のものにあつては十一倍、専用漁業権にあつては十六倍に相当する額

二　基準年度の全漁期間貸し付けられていなかつた漁業権であつて専用漁業権以外のものについては、漁業権補償委員会が基準年度につき近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める推定賃貸料の十三倍に相当する額

三　専用漁業権であつて基準年度の全漁期間貸し付けられていなかつたもの又は入漁権については、基準年度の当該権利による漁獲金額

四　基準年度において貸し付けられていた漁期と貸し付けられていなかつた漁期とがある漁業権については、その各〻の期間についての第一号に掲げる額と第二号又は前号に掲げる額の十三分の十一に相当する額とを平均した額の十一分の十三に相当する額

五　賃借権又は使用貸借による借主の権利については、その目的たる漁業権の補償金額の二割に相当する額

六　特別の事由により前各号に掲げる額によることができない場合又は著しく不適当であると認められる場合にあつては、主務大臣が定める基準によつて算出した額

4　前項の賃貸料及び漁獲金額は、漁業権調査規則（昭和二十三年農林省令第五十二号）に基いて報告した額による。但し、賃貸料については、漁業会がそ

の会員に賃貸していたため賃貸料が著しく低い場合、事情の変更によつてその賃貸料によることが著しく不適当である場合その他特別の事由がある場合においては、その賃貸料によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額を賃貸料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、天災等により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を参しやくして定める額を漁獲金額とする。

5　漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から二十日間、補償すべき漁業権の漁場に最も近い沿岸の属する市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供するとともに、公告の日から十日以内に、前條に規定する者であつて知れているものに対して当該漁業権等補償計画について通知を発しなければならない。

一　補償すべき漁業権等を有する者の氏名又は名称及び住所

二　補償すべき漁業権等

三　補償金額

（異議の申立及び訴願）

第十一條　第九條に規定する者又はその承継人は、前條の規定による当該漁業権等補償計画について異議があるときは、漁業権補償委員会に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2　漁業権補償委員会は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後二箇月以内に決定しなければならない。

3　前項の決定に対して不服がある申立人は、都道府県知事に訴願することができる。但し、同項の期間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4　都道府県知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決しなければならない。

（知事による補償計画の承認等）

第十二條　前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なく当該漁業権等補償計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事が前項の承認をしようとする場合において、主務大臣は、当該漁業権等補償計画と均衡を失し、その他不当であると認めるときは、都道府県知事に対して承認をしてはならないことを命ずることができる。

3　都道府県知事が第一項の承認を拒んだときは、漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を作成し直さなければならない。

4　漁業権補償委員会が前項の規定により漁業権等補償計画を作成し直さないときは、都道府県知事は、漁業権補償委員会に代つてこれを作成し直すことができる。

5　前項の場合においては、第十條第五項（漁業権等補償計画の公告等）及び前條の規定を準用する。この場合において、前條第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なくその旨を公告し、且つ、第九條に規定する者であつて知れているものに対して通知しなければならない。

7　前項の規定は、都道府県知事が第四項の規定により漁業権等補償計画を作成した場合においてこれについて前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときに準用する。

（承継人に対する効力）

第十三條　前三條の規定によりした手続その他の行為は、第九條に規定する者の承継人に対してもその効力を有する。

（補償金の供託）

第十四條　第九條の規定により補償金を交付すべき漁業権等（その属する漁業財団を含む。）について先取特権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならない。

2　前項の漁業権等（その属する漁業財団を含む。）について先取特権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

（補償金増額請求の訴）

第十五條　第九條の規定による漁業権等の補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、第十二條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

2　前項の訴においては、国を被告とする。

（漁業権証券）

第十六條　第九條の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき証券で交付することができる。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として証券を発行することができる。

3　前二項の規定により交付する証券の交付価額は、時価を参しやくして大蔵大臣が定める。

4　第二項の証券に関して必要な事項は、命令で定める。

（漁業権補償委員会）

第十七條　都道府県に漁業権補償委員会を置く。

2　漁業権補償委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属し、その設置された都道府県の区域内に存する漁業権等の補償に関する事項を処理する。

3　漁業権補償委員会は、委員をもつて組織する。

4　委員は、都道府県知事が漁業者及び漁業従事者の中から選任した者七人及び学識経験がある者の中から選任した者三人をもつて充てる。

5　主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の漁業権補償委員会について前項の委員の定数と異なる定数を定めることができる。

6　委員の任期は、第九條の規定による漁業権の補償金の交付の事務が終了するまでとする。

7　新法第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十五條（兼職の禁止）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第三項（補欠委員の任期）、第百條から第百三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第百十六條から第百十九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、漁業権補償委員会に準用する。この場合において、第百十九條中「本章」とあるのは「漁業法施行法第十七條」と読み替えるものとする。

（日光養魚場の所管換）

第十八條　農林大臣が日光養魚場の用に供されている国有財産の所管換を受ける場合には、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條（異なる会計間の所管換等）の規定にかかわらず、無償とする。

（水産庁設置法の一部改正）

第十九條　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の六を次のように改める。

（その他の附属機関）

第七條の六　左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
水産物規格審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。
漁船保険審査会	漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）により政府の行う再保険に関する事項を審査すること。
中央漁業調整審議会	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

2　水産物規格審議会については指定農林物資検査法、漁船保険審査会については漁船保険法、中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会については漁業法の定めるところによる。

第七條の六の次に次の一條を加える。

（瀬戸内海漁業調整事務局）

第七條の七　瀬戸内海における水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法の施行に関する事務の一部を分掌させるため、瀬戸内海漁業調整事務局を置く。

2　瀬戸内海漁業調整事務局は、神戸市に置く。

3　前二項に規定するもの外、瀬戸内海漁業調整事務局について必要な事項は、政令で定める。

第八條第一項中「漁業法（明治四十三年法律第五十八号）の施行」を「漁業の許可（瀬戸内海漁業調整事務

局の所掌に属するものを除く。)」に改める。

(漁業財団抵当法の一部改正)

第二十條　漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「漁業権若ハ其ノ登録シタル賃借権」を「定置漁業権若ハ区画漁業権(ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ケル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニシテ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ノ有スルモノヲ除ク以下同ジ)」に改める。

第二條、第三條及び第六條中「漁業権又ハ其ノ登録シタル賃借権」を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に改める。

第四條第一項及び第四項中「漁業権」を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に、同條第一項、第五項及び第六項中「漁業免許」を「漁業権」に、同條第六項中「水産物ノ蕃殖保護」を「漁業調整」に、「若ハ国防其ノ他ノ軍事上必要アル場合、公益上害アル場合又ハ錯誤ニ依リ漁業ノ免許ガ与ヘラレタル場合」を「其ノ他公益上必要アリト認ムル場合」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條　ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ケル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニ付漁業財団ヲ設定シタル場合ニ於テ之ヲ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ニ譲渡セントスルトキハ漁業権者ハ抵当権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

抵当権者ハ正当ノ事由ニ因ルニ非ザレバ前項ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ譲渡アリタルトキハ抵当権ハ消滅ス

2　新法施行後同法附則第五項の規定により定置漁業権又は区画漁業権が抵当権の目的となることができない期間中は、定置漁業権又は区画漁業権を有する者は、これについて抵当権の目的とするため漁業財団を設けることができない。

3　第一項の規定施行の際現に漁業権又はその登録した賃借権について抵当権の目的とするため設けられている漁業財団については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十一條　水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項を次のように改める。

第十九條第一項の規定により組合員に出資させ、且つその営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

第十七條第一項の次に次の一項を加え、第二項を第三項とし、同項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改める。

2　前項の規定により漁業協同組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。

第十八條第一項に次の但書を加える。

但し、河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合にあつては、組合の地区内に住所を有し、且つ水産動植物の採捕又は養殖をする者(遊漁者を除く。)であつて、採捕又は養殖に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえるものも組合員たる資格を有する。

第十八條第二項に次の但書を加える。

但し、前項但書に規定する組合については、この限りでない。

第四十二條第二項中「、第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を」及び第五号を削る。

第八十條、第八十二條及び第八十二條第三項中「従事する者」を「常時従事する者」に改める。

第八十四條第二項第一号中「第一号及び第三号から第五号まで」を「第一号、第三号及び第四号」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときはその旨

(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十二條　水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第六項中「財産」を「財産(漁業権、これを使用する権利若しくは入漁権又はこれらの権利に基いて当該水産業団体の取得した財産を除く。以下本條中同じ。)」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(漁業権管理委員会)

第十三條の二　漁業法施行法(昭和二十四年法律第二百六十八号)施行の際現に存する漁業会で漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しているものは、同法施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2　前項の総会には、第十二條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、「会員」とあるのは「水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる会員」と読み替えるものとする。

3　第一項の総会においては、漁業権管理委員会の委員を選挙しなければならない。

4　前項の委員の選挙は、水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる会員の無記名投票によつて行う。

5　第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その全部が水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民でなければならない。

6　漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に係る理事の権限は、漁業権管理委員会が行う。

7　第一項の漁業会の清算人は、漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会が取得した財産の処分については、漁業権管理委員会の意見をきき、これに従わなければならない。但し、漁業権管理委員会の意見が総会の議決に反する場合は、この限りでない。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十三條　農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組合、」を「漁業協同組合、漁業生産組合、」に改める。

(旧法の罰則の適用)

第二十四條　新法施行前(この法律第一條に規定する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同條の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為の処罰については、新法附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則)

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二　第四條第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第二十六條　前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十五條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、新法施行の日から施行する。

2　この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第三條第二項又は第四條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第二百六十九号(二四、一二、一五)

◉所得税法の臨時特例等に関する法律

(所得税法の特例)

第一條　昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項第四号に規定する給与(賞与及び賞与の性質を有する給与を除く。)に対する同法第三十八條第一項第一号から第三号までの規定による所得税の源泉徴収については、その給与の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に応じ、同項に規定する同法別表第二の月額表甲欄又は日額表甲欄に掲げる税額から、この法律の別表(所得税源泉徴収額控除額表)の第一月額表又は第二日額表に掲げる金額を控除した税額による。この場合において、給与の支給期が毎週と定められているとき、又は給与の支給期間が週の整数倍の期間により定められているときは、その給与の日割額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に応じ、所得税法別表第二の日額表甲欄に掲げる税額からこの法律の別表(所得税源泉徴収額控除額表)の第二日額表に掲げる金額を控除した税額に七倍又はその整数倍を乗じて計算した税額による。

(帳簿の整備)

第二條　政府は、課税の適正化に資するため、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿について、その記載事項その他必要な事項を定めることができる。

2　前項に規定する帳簿を備え付ける者は、命令の定めるところにより、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出なければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第二日額表

その日の給与の金額		扶養親族数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	控除金額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
80	円未満	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	100	2	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	125	2	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	150	1	3	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
150	175	2	4	全額	全額	0	0	0	0	0	0	0
175	200	1	3	5	全額	全額	0	0	0	0	0	0
200	225	2	4	5	7	全額	全額	0	0	0	0	0
225	250	2	4	6	8	全額	全額	全額	0	0	0	0
250	275	3	6	7	9	11	全額	全額	全額	0	0	0
275	300	2	6	8	10	12	13	全額	全額	全額	全額	0
300	325	3	6	9	11	13	15	全額	全額	全額	全額	全額
325	350	3	7	10	13	15	16	18	全額	全額	全額	全額
350	375	2	7	10	14	16	18	20	21	全額	全額	全額
375	400	2	8	12	15	19	20	22	24	全額	全額	全額
400	425	2	8	13	17	20	23	25	26	28	全額	全額
425	450	1	8	13	18	22	25	27	29	31	33	全額
450	475	2	9	15	21	25	28	32	33	35	37	全額
475	500	3	11	18	24	29	33	36	39	41	43	44
500	525	5	14	21	28	33	38	42	45	47	49	51
525	550	6	15	24	30	37	42	46	50	53	55	56
550	575	6	15	23	31	38	44	49	53	56	59	61
575	600	5	15	24	32	40	47	52	57	60	64	66
600	625	7	17	27	35	44	51	58	63	67	71	74
625	650	7	17	27	36	45	53	60	66	71	75	79
650	675	5	16	26	36	45	54	61	68	74	79	83
675	700	5	15	26	36	46	55	63	71	77	83	87
700	725	6	17	27	38	48	58	66	75	82	88	93
725	750	5	17	28	38	49	59	68	77	85	92	98
750	770	5	17	29	39	50	60	70	79	87	95	102
770		6	18	30	41	52	62	72	82	90	99	106

（大蔵大臣・内閣総理大臣署名）

別表　所得税源泉徴収額控除額表

第一月額表

その月の給与の金額		扶養親族数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	控除金額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,300	円未満	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,300	2,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,400	2,600	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,600	2,800	65	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,800	3,000	60	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000	3,200	55	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	3,400	50	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,400	3,600	45	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,800	35	85	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
3,800	4,000	30	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,500	30	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	5,000	35	85	135	全額	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,500	40	90	140	全額	全額	0	0	0	0	0	0
5,500	6,000	45	95	145	全額	全額	0	0	0	0	0	0
6,000	6,500	45	95	145	195	全額	全額	0	0	0	0	0
6,500	7,000	65	115	165	215	全額	全額	全額	0	0	0	0
7,000	7,500	80	135	185	235	285	全額	全額	全額	0	0	0
7,500	8,000	80	160	210	260	310	全額	全額	全額	0	0	0
8,000	8,500	80	180	230	280	330	380	全額	全額	全額	0	0
8,500	9,000	80	180	255	305	355	405	全額	全額	全額	全額	0
9,000	9,500	80	180	275	325	375	425	475	全額	全額	全額	全額
9,500	10,000	85	185	285	350	400	450	500	全額	全額	全額	全額
10,000	11,000	80	200	300	395	445	495	545	635	全額	全額	全額
11,000	12,000	75	220	340	440	525	575	625	675	765	全額	全額
12,000	13,000	25	215	365	475	575	660	710	760	810	820	全額
13,000	14,000	55	255	420	570	675	775	850	900	950	1,000	990
14,000	15,000	110	340	540	700	850	950	1,050	1,120	1,170	1,220	1,270
15,000	16,000	150	400	625	825	980	1,125	1,225	1,325	1,390	1,440	1,490
16,000	17,000	190	440	690	910	1,110	1,260	1,400	1,500	1,600	1,660	1,710
17,000	18,000	180	470	720	970	1,190	1,390	1,540	1,670	1,770	1,870	1,930
18,000	19,000	180	480	775	1,020	1,270	1,490	1,690	1,840	1,970	2,070	2,170
19,000	20,000	180	480	780	1,070	1,320	1,570	1,790	1,990	2,140	2,270	2,370
20,000	21,000	170	480	780	1,080	1,370	1,620	1,870	2,090	2,290	2,440	2,570
21,000	22,100	145	480	780	1,080	1,380	1,675	1,920	2,170	2,390	2,590	2,740
22,100		145	495	835	1,135	1,435	1,735	2,030	2,280	2,530	2,750	2,950

法律第二百七十号　（二四、一二、一五）

◉私立学校法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　私立学校に関する教育行政（第五條―第二十四條）
第三章　学校法人
第一節　通則（第二十五條―第二十九條）
第二節　設立（第三十條―第三十四條）
第三節　管理（第三十五條―第四十九條）
第四節　解散（第五十條―第五十八條）
第五節　助成及び監督（第五十九條―第六十三條）
第四章　雑則（第六十四條・第六十五條）
第五章　罰則（第六十六條・第六十七條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校をいう。

2　この法律において「各種学校」とは、学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。

3　この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三條　この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

第四條　この法律中所轄庁とあるのは、私立大学以外の私立学校及びこれを設置する学校法人については都道府県知事、私立大学、私立大学を設置する学校法人及び私立大学以外の私立学校と私立大学とをあわせ設置する学校法人については文部大臣とする。

第二章　私立学校に関する教育行政

（所轄庁の権限）

第五條　所轄庁は、私立学校について学校教育法第四條及び第十三條の規定にかかわらず、左の各号に掲げる権限を有する。

一　私立学校の設置廃止（高等学校の通常の課程、夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更の認可を行うこと。

二　私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

2　学校教育法第十四條は、私立学校に適用しない。

（報告書の提出）

第六條　所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

（都道府県知事の事務）

第七條　都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に関して、左の事務を行う。

一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定に基いて行う校長、園長及び教員の免許状に関する事務

二　学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行う教科用図書の検定

（私立学校審議会又は私立大学審議会に対する諮問）

第八條　都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五條各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

2　文部大臣は、私立大学について、第五條各号に掲げる事項（学校教育法第六十條第一項の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

（私立学校審議会）

第九條　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2　私立学校審議会は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

（委員）

第十條　私立学校審議会は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2　委員は、左の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一　当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二　学識経験のある者

3　都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4　都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四條第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

5　第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

（委員候補者の推薦）

第十一條　都道府県知事は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数が当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2　前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の数は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。

3　都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規宗する候補者を推薦することを同項の団体に対して求めるものとする。但し、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

4　第一項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これを組織する私立学校が最多数である団体に対して委員の候補者の推薦を求めるものとする。

5　前項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に対してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

6　前五項の規定は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員に欠員を生じた場合における補欠委員の候補者の推薦について準用する。此の場合において、第二項中「委員の定数」とあるのは、「補欠委員の数」と読み替えるものとする。

（委員の任期）

第十二條　私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第十三條　私立学校審議会に、会長を置く。

2　会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3　会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

（委員の解任）

第十四條　都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、その他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

（議事参与の制限）

第十五條　私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四條第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。但し、会議に出席し、発言することを妨げない。

（委員の費用弁償）

第十六條　私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2　前項の費用は、都道府県の負担とする。

3　費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の條例で定めなければならない。

（運営の細目）

第十七條　この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

（私立大学審議会）

第十八條　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議会を置く。

2　私立大学審議会は、私立大学に関する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

（委員）

第十九條　私立大学審議会は、二十人の委員をもつて、組織する。

2　委員は、左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

一　私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事

二　学識経験のある者

3　文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4　第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

（委員候補者の推薦）

第二十條　文部大臣は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学の総数の二分の一以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織する私立大学に在籍する学生の数が私立大学に在籍する学生の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2　第十一條第二項から第六項までの規定は、私立大学審議会の委員の候補者の推薦について準用する。この場合において、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「文部大臣」と、同條第四項及び第五項中「私立学校」とあるのは「私立大学」と読み替えるものとする。

（委員の免職）

第二十一條　文部大臣は、私立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

（委員の費用弁償）

第二十二條　私立大学審議会の委員は、非常勤とする。

2　委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が、大蔵大臣に協議して定める。

（庶務）

第二十三條　私立大学審議会の庶務は、文部省管理局において処理する。

（準用規定）

第二十四條　第十二條、第十三條、第十五條及び第十七條の規定は、私立大学審議会について準用する。この場合において、第十三條第二項及び第十七條中「都道府県知事」とあるのは、「文部大臣」と読み替えるものとする。

第三章　学校法人

第一節　通則

（資産）

第二十五條　学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2　前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（収益事業）

第二十六條　学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2　前項の事業の種類は、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3　第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第二十七條　学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第二十八條　学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（準用規定）

第二十九條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三條及び第四十四條の規定（法人の権利能力及び不法行為能力）は、学校法人について準用する。

第二節　設立

（申請）

第三十條　学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少くとも左に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一　目的

二　名称

三　その設置する私立学校の名称

四　事務所の所在地

五　役員に関する規定

六　評議員会及び評議員に関する規定

七　資産及び会計に関する規定

八　収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九　解散に関する規定

十　寄附行為の変更に関する規定

十一　公告の方法

2　学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3　第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第三十一條　所轄庁は、前條第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五條の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2　所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

（寄附行為の補充）

第三十二條　学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十條第一項各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（設立の時期）

第三十三條　学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることに因つて成立する。

（準用規定）

第三十四條　民法第四十一條（贈与、遺贈の規定の準用）、第四十二條（寄附財産の帰属）及び第五十一條第二項（財産目録）（法人設立の時に関する部分に限る。）の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「学校法人成立の時」と読み替えるものとする。

第三節　管理

（役員）

第三十五條　学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2　理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

（業務の決定）

第三十六條　学校法人の業務は、寄附行為に別段の定がないときは、理事の過半数をもつて決する。

（役員の職務）

第三十七條　理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。但し、寄附行為をもつてその代表権を制限することができる。

2　理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4　監事の職務は、左の通りとする。

一　学校法人の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務執行の状況を監査すること。

三　学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発

見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四　前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五　学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

（役員の選任）

第三十八條　理事となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一　当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二　当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四條第一項において同じ。）

三　前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2　学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3　第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4　役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5　学校教育法第九條（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十九條　監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。

（役員の補充）

第四十條　理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

（評議員会）

第四十一條　学校法人に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3　評議員会は、理事長が招集する。

4　評議員会に、議長を置く。

5　理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7　評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二條　左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一　予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二　寄附行為の変更

三　合併

四　第五十條第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由に因る解散

五　収益を目的とする事業に関する重要事項

六　その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2　前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三條　評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第四十四條　評議員となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一　当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二　当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三　前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2　前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（寄附行為変更の認可）

第四十五條　寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（評議員会に対する決算の報告）

第四十六條　決算は、毎会計年度終了後二月以内に、

理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付）

第四十七條　学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

（会計年度）

第四十八條　学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

（準用規定）

第四十九條　民法第五十四條から第五十七條までの規定（代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人）は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

第四節　解散

（解散事由）

第五十條　学校法人は、左の事由に因つて解散する。

一　理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二　寄附行為に定めた解散事由の発生

三　目的たる事業の成功の不能

四　学校法人又は第六十四條第四項の法人との合併

五　破産

六　第六十二條の規定による所轄庁の解散命令

2　前項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3　第三十一條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4　清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

（残余財産の帰属）

第五十一條　解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁の認可を得て、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2　前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3　国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。但し、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を第五十九條第一項の規定による補助金として支出することができる。

4　第二項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部大臣が行う。但し、当該財産につき同項但書の処置がとられた場合には、当該財産を大蔵大臣に引き継がなければならない。

（合併手続）

第五十一條　学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2　合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十二條　学校法人は、前條第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第五十三條　債権者が前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十四條　合併に因り学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四條第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第五十五條　合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立した学校法人は、合併に因つて消滅した学校法人又は第六十四條第四項の法人の権利義務（当該

学校法人又は第六十四條第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第五十七條 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることに因つて効力を生ずる。

（準用規定）

第五十八條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八條から第八十三條まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十六條から第百三十七條まで及び第百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

第五節　助成及び監督

（助成）

第五十九條 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の條件よりも学校法人に有利な條件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第八條第一項の規定の適用を妨げない。

2　国又は地方公共団体は、前項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に助成をするについては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている條件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

3　所轄庁は、第一項又は第五十一條第三項の規定により助成を受ける学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

一　助成に関し必要があると認める場合において、その予算につき当該学校法人からその業務又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二　当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算につき当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基く所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

三　当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定より助成を受ける学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

4　国又は地方公共団体は、第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成の際備えていた條件を欠き、助成の継続を不適当とするに至つた旨の所轄庁の認定があつたとき、及び当該学校法人が前項の規定による所轄庁の措置に従わなかつたときは、その後の助成をやめるものとする。

5　文部大臣又は地方公共団体の長は、国又は当該地方公共団体が第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対してした助成がその目的を有効に達しているかどうかについて、所轄庁に対し意見を述べることができる。

6　所轄庁は、第三項第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することができる。

（免税）

第六十條 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたもの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。

（収益事業の停止）

第六十一條 所轄庁は、第二十六條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一　当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二　当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三　当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

（解散命令）

第六十二條 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

（聴聞等）

第六十三條 第五十九條第六項の規定は、前二條の規定による処分の場合に準用する。

第四章　雑則

（私立各種学校）

第六十四條 第四條から第六條まで及び第八條第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、第四條及び第八條第一項中「私立大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

2　学校法人は、学校のほかに、各種学校を設置することができる。

3　前項の規定により各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立各種学校を含むものとする。

4　各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5　第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

6　学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7　第三十一條及び第三十三條（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

（類似名称の使用禁止）

第六十五條 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前條第四項の法人は、この限りでない。

第五章　罰則

第六十六條 左の各号の一に該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二　第三十四條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又は不実の記載をしたとき。

三　第四十七條の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四　第五十三條及び第五十四條第二項の規定に違反したとき。

五　第五十八條において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告を怠つたとき。

六　第五十八條において準用する民法第八十一條第一項の規定又は第八十一條第一項の規定による公告をしたとき。

七　第六十一條の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

第六十七條 第六十五條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2　この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校（学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。

3　前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。

4　前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる。

5　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6　この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四條第四項の法人

となることができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8 第四條、第九條第二項、第十條第二項第一号、第十一條、第十八條第二項、第十九條第二項第一号及び第二十條の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校、私立中等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第十條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。

10 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。

11 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

12 第五條第一号中「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）」とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）及び第百五條」と読み替えるものとする。

13 第七條第二号に規定する教科用図書の検定に関する事務は、用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行う。

14 この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（定員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）の者の任期は、第十二條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。

15 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16 学校法人及び第六十四條第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

17 この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いている者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

18 学校教育法の一部を次のように改正する。

学校法第三條に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）に、同條第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。

第二條第一項中「別に法律で定める法人」を「学校法人（以下学校法人と称する。）」に改める。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に関して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）」に改める。

第二十四條第一項中「国語審議会」を「国語審議会（国語に関する事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じて私立大学及び私立大学に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に関する学校法に規定する事項を建議すること。）」に改める。

国語審議会
私立大学審議会

19 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に関して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）」に改める。

第二十四條第一項中「国語審議会」を「国語審議会（国語に関する事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じて私立大学及び私立大学に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に関する学校法に規定する事項を建議すること。）」に改める。

20 登録税法（明治二十九年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條 削除

第三十四條中「都道府県監督庁」を「都道府県知事」に改める。

第八十四條に次の一項を加える。

前項の都道府県監督庁は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。

第百二條 私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二條第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができる。

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に関して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）」に改める。

第二十四條第一項中「国語審議会」を「国語審議会（国語に関する事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じて私立大学及び私立大学に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に関する学校法に規定する事項を建議すること。）」に改める。

第十九條第七号中「大日本育英会、」の下に「学校法人、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校法、」を加える。

21 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「第三十四條の法人及び宗教法人」の下に「並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條の学校法人及び同法第六十四條第四項の法人」を加える。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第二百七十一号（二四、一二、一六）
◉人事官弾劾の訴追に関する法律

（国会の議決）

第一條 人事官弾劾の訴追をするには、国会の議決を必要とする。

（国会の代表）

第二條 人事官弾劾の訴追については、衆議院議長が国会を代表する。

（訴訟を行う議員の指定及び権限）

第三條 人事官弾劾の訴追があつたときは、衆議院議長は、参議院議長と協議して衆議院又は参議院の議員を指定しその訴訟を行わせることができる。

2 前項の指定を受けた議員は、当該訴訟について裁判上の一切の行為をする権限を有する。

3 第一項の指定を受けた議員は、訴訟代理人の選任その他重要な事項については、衆議院議長と協議するものとする。

（訴訟を行う議員の指定の取消及び辞任）

第四條 衆議院議長は、必要があると認めるときは、参議院議長と協議して前條第一項の指定を取り消すことができる。

2 前條第一項の指定を受けた議員は、衆議院議長の許可を得てその指定を辞することができる。

（参議院議長の権限）

第五條 衆議院議員の任期が満了し又は衆議院が解散されたときは、あらたに衆議院議長が還挙されるまで参議院議長がこの法律に定める衆議院議長の権限を行うものとする。

（訴追手続規程の制定）

第六條 人事官弾劾の訴追の手続に関しては、両議院一致の議決により定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁署名）

法律第二百七十二号（二四、一二、一六）
◉医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規定（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教育を目的とする学校（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一條第一号及び第四十三條の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者は、医師法第十二條の規定にかかわらず、この法律施行の日から五年以内に行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。但し、二回を越えて受験することはできない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十三号（二四、一二、一六）
◉肥料配給公団令の一部を改正する法律

肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「五千万円」を「三十三億二千八百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十四号（二四、一二、一六）
◉油糧配給公団法の一部を改正する法律

油糧配給公団法（昭和二十二年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「十五億一千万円」を「二十五億二千六百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十五号（二四、一二、一七）

◉競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項を次のように改める。

2　指定市町村の行う競馬の開催は、各指定市町村につき、年二回以内とする。但し、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が第一條第一項の指定を受けた場合にあつては、当該市の存在する府県の区域内にある競馬場ごとに、年四回以内とする。

同條第三項中「指定市町村の数」を「指定市町村の数（横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては一を減じたもの）」に、「四を加えたもの」を「四（横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八）を加えたもの」に、同條第四項中「指定市町村の数」を「指定市町村の数（横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては一を減じたもの）」に、「四を乗した回数」を「四（横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八）を乗した回数」に改める。

同條中第五項及び第六項をそれぞれ第六項及び第七項とし、第七項及び第八項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第五項として次の一項を加える。

5　同一の都道府県の区域内にある指定市町村の組合であつて横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合の行う競馬の開催は、競馬場ごとに、一年につき、その組合に加入している指定市町村の数に二を乗した回数に二を加えたもの（その組合に加入している指定市町村が、加入前、その年にその競馬場において、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

同條第六項中「指定市町村の数」を「指定市町村の数（横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては一を減じたもの）」に、「（その組合に加入している指定市町村が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）」を「（その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）」に改める。

同條第八項として次の一項を加える。

8　第三項又は第六項の組合の組織団体でなくなつた場合において、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市のその年において行う競馬の開催は、競馬場ごとに、その組合が、その年に、その競馬場において開催した競馬の回数とあわせて四回以内とする。

同條第九項中「第五項」を「第六項」に、同條第十項中「前七項」を「前九項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第二百七十六号（二四、一二、一九）

◉飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

飲食営業臨時規整法（昭和二十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八條　削除

第十條中「又は第八條」及び「又は副食券」を削る。

第十一條第二項中「又は副食券」を削り、第三項を第四項とし、同項中「前二項」を「前三項」に改め、第四項を第五項とし、同項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、第三項として次の一項を加える。

3　都道府県知事は、前二項の規定により飲食営業を停止し、若しくは飲食営業の許可を取り消した場合又は第三條第一項の規定による許可を受けないで飲食営業を営んでいる事実があると認めた場合において、必要があるときは省令の定めるところにより、飲食営業を営むために必要な設備に封印する等の措置をとるべき旨を当該飲食営業を営む者に命ずることができる。

第十三條中「第八條」を「第七條」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2　この法律の施行前になした違法行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生・農林大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十八号（二四、一二、二一）

◉輸出品取締法の一部を改正する法律

輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三條中「標準」の下に「並びに等級を表示すべき様式」を加える。

第四條を次のように改める。

第四條　主務大臣は、輸出品の品目を指定して、その各々につき、保健、衛生、安全若しくは純度に関する最低の標準若しくは包装條件又は通常の用法においては正常の機能を果すことができないような輸出品の輸出を防止するための最低の標準若しくは包装條件を定めることができる。

第五條の見出しを「（品目の指定並びに標準及び條件の決定の方法）」に改め、同條第一項中「前二條の規定による」の下に「輸出品の品目並びに」を加える。

第六條及び第七條を次のように改める。

（標準及び條件の表示）

第六條　第三條の規定により指定された輸出品は、その輸出品を輸出し、若しくは輸出品として政府に譲り渡す者（以下「輸出業者」という。）又はその輸出品を生産し、若しくは加工する者（以下「生産業者」という。）が同條の規定により定められた様式に従う表示並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡してはならない。

2　輸出業者又は生産業者は、第三條の規定により指定された輸出品に前項の表示をするときは、同條の規定により定められた標準に適合する等級を表示しなければならない。

第七條　第四條の規定により指定された輸出品は、同條の規定により定められた標準又は條件に達したものであつて、輸出業者又は生産業者が主務大臣が定める様式によるその旨の表示並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲渡してはならない。

2　輸出業者又は生産業者は、第四條の規定により指定された輸出品に前項の表示をするときは、同條の規定により定められた標準に適合する等級を表示しなければならない。

第七條の二　主務大臣は、第三條又は第四條の規定により指定された輸出品について前二條の規定の実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その職員に、事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、その輸出品を検査させ、又はその輸出品の輸出業者若しくは前二條の規定による表示をする生産業者に対し、その輸出品の所在の場所若しくは輸出の時期に関する報告を求めることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條第一項中「第六條第二項」を「第七條の二第二項」に、「第六條第一項の規定により輸出品に附した等級」を「第六條第一項の表示」に、「その輸出品に附した等級」を「その輸出品に附した表示」に改め、同條第三項から第六項までを削る。

2　第四條の規定により指定された輸出品が、第七條の二第二項の規定による検査の結果、第四條の規定により定められた標準又は條件に達していないことが決定されたときは、その輸出品に附した表示は、これをまつ消しなければならない。

第十條中「第六條第二項（第七條第二項において準用する場合を含む。）」を「第七條の二第一項」に改め、同條第一項中「又は前條第二項若しくは第三項の規定による買取の指示」を削り、同條第二項中「若しくは前條第二項若しくは第三項の規定による買取の指示」を削る。

第十二條中「第六條第一項、第七條第一項」を「第六條、第七條」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

第十五條第一項中「第四條に掲げる輸出品を生産し、又は加工する者」を「第四條の規定により指定された輸出品の生産業者」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條　第七條の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十七條中「前五條」を「第十二條及び前三條」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。
2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生・農林・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十九号（二四、一二、二四）

◉國際観光ホテル整備法

（この法律の目的）
第一條　この法律は、ホテルその他の外客宿泊施設の整備を図り、外客接遇の充実に資することを目的とする。

（ホテル及びホテル業の定義）
第二條　この法律で「ホテル」とは、外客の宿泊に適するように、洋式の構造及び設備をもつて、造られた施設をいう。
2　この法律で「ホテル業」とは、ホテルにより人を宿泊及び飲食させる営業をいう。

（登録）
第三條　ホテル業を営んでいる者又は営もうとする者は、ホテルごとに、主務大臣の登録を受けることができる。

（登録義務）
第四條　主務大臣は、前條の登録の申請があつたときは、左の場合を除いて登録をしなければならない。
一　当該ホテルの施設が別表第一に掲げる基準に適合しないものであるとき。
二　申請者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。
三　申請者が法人である場合において、その法人の役員に前号に掲げる事由のあるとき。
四　申請者の資力信用が不十分なため、ホテル業の確実な経営が著しく困難であると認められるとき。
2　申請者が第十一條の規定により登録の取消を受けた者でその取消の日から一年を経過しないものであるときは、主務大臣は、前條の登録をしないことができる。

（「登録ホテル」等の名称）
第五條　第三條の登録を受けたホテル業（以下「登録ホテル業」という。）を営む者でなければ、「登録ホテル」又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（料金の公示）
第六條　登録ホテル業を営む者は、省令の定めるところにより、その収受する料金を公示しなければならない。

（登録ホテル業の用に供する建物に対する地方税の不均一課税）
第七條　登録ホテル業の用に供する建物については、地方税法（昭和二十三年法律第百十号）第十四條第二項（公益等に因る不均一課税）の規定の適用があるものとする。

（固定資産の耐用年数）
第八條　法人税の課税標準に関する登録ホテル業用の固定資産の耐用年数は、別表第二の通りとする。

（認可の條件）
第九條　主務大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、認可に條件を附け、又はこれを変更することができる。

（施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつ旋）
第十條　主務大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業を営む者に対し、施設又は経営の改善に関し勧告することができる。
2　主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、施設又は経営の改善に要する資金をあつ旋するものとする。

（登録の取消）
第十一條　登録ホテル業を営み、又は営もうとする者が、左の各号の一に該当する場合においては、主務大臣は、当該ホテルについて登録を取り消すことができる。
一　この法律、この法律に基く命令又は第九條の規定により認可に附けた條件に違反したとき。
二　第三條の登録を受けた者が、正当の理由がないのに、登録後六箇月以内に営業を開始しないとき。
三　第四條第一項各号の一（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当するに至つたとき。

第十二條　登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併をする場合において、これらの行為について主務大臣の認可を受けなかつたときは、登録の取消があつたものとみなす。
2　前項の認可については、第四條（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併の場合には、同條第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同條中「前條の登録」とあるのは「前項の認可」と、「登録をしなければならない。」とあるのは「認可をしなければならない。」と読み替えるものとする。

第十三條　左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者がその事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。
一　主務大臣に届出をして、季節的に休止する場合
二　主務大臣に届出をして、改築、増築又は災害復旧のため臨時的に休止する場合

（税の追徴）
第十四條　主務大臣は、第十一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすことができる。但し、特にゆうじよすべき事情があると認める場合には、この限りでない。
2　前項の規定により第七條及び第八條の規定の適用がなかつたものとみなされた場合においては、地方税又は法人税を追徴する。
3　前二項の規定の施行に関し必要な事項は、法人税に関しては政令で、地方税に関しては條例で定める。

（登録ホテル業の相続）
第十五條　登録ホテル業を営む者が死亡した場合においては、その相続人は、被相続人の死亡の日から一箇月以内に、相続によつて被相続人の営んでいた登録ホテル業を承継した旨を主務大臣に届け出なければならない。

（報告）
第十六條　主務大臣は、登録ホテル業の用に供されている施設の状況に変更があつたとき、その他必要があると認めるときは、当該登録ホテル業を営む者その他の関係者から、報告を求めることができる。

（ホテル審議会）
第十七條　この法律の適正な運用を図るため、運輸省にホテル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第十八條　主務大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をしようとするときは、審議会にはからなければならない。但し、第四條第一項第二号又は第三号（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当することを理由として、登録若しくは認可をせず、又は登録の取消をしようとするときは、審議会にはかることを要しない。
一　この法律の規定による登録又は認可
二　第十一條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消
三　第十四條第一項（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による処分
四　前三号に掲げる処分に関する訴願の裁決
2　前項各号に掲げる事項のうち審議会が軽微なものと認めるものについては、主務大臣は、審議会にはからないで、これをすることができる。
3　審議会は、ホテル業及び旅館業の振興に関し、関係行政庁に建議をすることができる。

第十九條　審議会は、委員十人をもつて組織する。

第二十條　審議会の委員は、左に掲げる者につき、主務大臣が任命する。
一　ホテル業に関し学識経験のある者　四人
二　観光事業機関を代表すると認められる者　三人
三　運輸省、厚生省及び建設省の官吏　各一人

第二十一條　前條第一号及び第二号に掲げる審議会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　前條第一号及び第二号に掲げる委員であつて審議会の設置後最初に任命される者の任期は、任命の際において主務大臣の定めるところにより、任命の日から、二人については一年、二人については二年、三人については三年とする。
4　委員は、非常勤とする。

第二十二條　主務大臣は、審議会の委員が心身の故障のため職務をとることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に関し不正の行為をしたと認められる場合においては、審議会の同意を得て、これを解任することができる。

第二十三條　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理する。
3　審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

第二十四條　主務大臣は、この法律の規定による登録又は認可の申請があつたときは、遅滞なく、第十八條第一項及び第二項の規定により、審議会にはからなければならない。
2　審議会は、前項の規定により意見を聞かれた事項

について、意見を聞かれた日から七日以内に審議を開始し、六十日以内にその意見を決定しなければならない。

第二十五條　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審議会の議決があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

第二十六條　審議会は、第十一條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消又は第十四條第一項（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による処分に関し意見を決定しようとするときは、当該登録ホテル業を営み、又は営もうとする者に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して、公開による聴聞をしなければならない。当該登録ホテル業を営み、若しくは営もうとする者又はその代理人は、公開による聴聞の場所において、審議会に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

第二十七條　この法律に規定するものの外、審議会に関し必要な事項は、省令で定める。

（登録旅館業）

第二十八條　外客の宿泊に適するように造られた施設であつてホテル以外のもの（以下「旅館」という。）に関しては、第二條第二項（ホテル業の定義）、第三條（登録）、第四條第一項第一号及び第二項（登録義務）、第五條（「登録ホテル」等の名称）、第六條（料金の公示）、第八條から第十一條まで（固定資産の耐用年数、認可の条件、施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつ旋、登録の取消）、第十四條（税の追徴）及び第十六條（報告）の規定を準用する。この場合において「ホテル業」とあるのは「旅館業」と、「ホテル」とあるのは「旅館」と、「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第四條第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第十一條第三号中「第四條第一項各号の一」とあるのは「別表第三号中「第四條第一項各号の一」と、第十二條第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第四條第一項第一号」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第二十九條　この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、行政庁に委任することができる。

（訴願）

第三十條　この法律により行政庁のした処分に不服のある者は、主務大臣に訴願することができる。

（罰則）

第三十一條　第五條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第六條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

二　第九條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定により附けた條件に違反した者

三　第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第十六條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八條中造船技術審議会の項の次に次の一項を加える。

ホテル旅館審議会	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）に定めるホテルその他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

別表第一

一　洋式の構造及び設備をもつて造られた客室（以下「洋式客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては、三十室以上で、且つ、客室総数の二分の一以上、その他の地においては、十五室以上で、且つ、客室総数の三分の一以上であること。

二　客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入することのできる玄関及び玄関広間があること。

三　客に応接し、及び宿泊者名簿に記入する等の用に供される玄関帳場があること。

四　洋式客室は、次の條件をみたすものであること。

イ　床面積が十三平方メートル以上であること。

ロ　冷温洗水設備及び寝台を備え、且つ、その入口は、かぎをかけることのできるものであること。

ハ　卓上電話又は呼鈴があること。

ニ　換気設備があること。

五　使用するたびごとに用水を取り替える洋式浴室があり、その入口には、かぎをかけることのできるものであること。

六　食堂があること。

七　客室がある階ごとに、二以上の避難に有効な階段その他の設備があること。但し、その階段が三階以上にある客室から連絡するものである場合は、その適当な箇所に踊場がなければならない。

八　各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。但し、その出口標示は、適当な大きさの文字でなければならない。

廊下の適当な箇所に、矢印をもつてする非常口への道順を示す標示があること。

九　各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

十　階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

十一　暖房の設備があること。但し、夏期に限り営業をするものについては、この限りでない。

十二　開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

十三　便所は水洗式であり、且つ、座便式のものがあり、共同用のものは、男女に区別して設けられてあること。

ロ　いす及びテーブルの備付があること。

ハ　入口は、かぎをかけることのできるものであること。

ニ　隣室との間を壁仕切とし、次の間又は踏込があること。

ホ　開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

ヘ　卓上電話又は呼鈴があること。

ト　換気設備があること。

チ　適当な採暖設備があること。

四　浴室は、タイル張又は上質の板張とし、脱衣室は、かぎをかけることのできるものであること。

五　客室がある階ごとに、二以上の避難に有効な階段その他の設備があること。但し、その階段が三階以上にある客室から連絡するものである場合は、その適当な箇所に踊場がなければならない。

六　各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。但し、その出口標示は、適当な大きさの文字でなければならない。

廊下の適当な箇所に、矢印をもつてする非常口への道順を示す標示があること。

七　各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

八　階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

九　水洗式で座便式の便所があり、且つ、その共同用のものは、男女に区別して設けられてあること。

便所の開口部には防虫用の金網が張つてあること。

十　客室は、次の條件をみたすものであること。

イ　設備、調度品等が、日本趣味豊かなものであつて、外客を喜ばせるに足るものであること。

別表第二

建物		
イ	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（鉄骨れんが造及び鉄骨石造を含む。）	四十年
ロ	れんが造又は石造	三十年
ハ	木造（木骨れんが造及び木骨造塗家を含む。）	十五年
暖房設備、冷房設備その他建物に附属する設備		十五年
機械及び装置		十二年
イ	主として金属製のもの	六年
ロ	その他	十年
構築物		
イ	木造	八年
ロ	その他	三十年
工具、器具及び備品		
イ	工具	五年
ロ	器具及び備品	
	1　主として金属製のもの	十年
	2　その他	五年

別表第三

一　環境、建築、外観及び庭園が優秀で、外客を喜ばせるに足るものであること。

二　外客の宿泊に適する客室（以下「客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては十室以上、その他の地においては五室以上であること。

三　客室は、次の條件をみたすものであつて、外客を喜ばせるに足るものであること。

イ　設備、調度品等が、日本趣味豊かなものであること。

（内閣総理・大蔵・運輸大臣署名）

法律第二百八十号（二四、一二、二四）

◉政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第六号を次のように改める。

六　第二十六條の規定による職員の苦情の申立を受理し、及びこれを審査すること。

同條に次の一号を加える。

七　この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること

第三條から第五條まで　削除

第九條第一項、第十一條第二項、第十二條、第二十五條及び第二十六條中「新給與実施本部長」を「人事院」に改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條　削除

第二十八條中「新給與実施本部長」を「人事院」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十條中「新給與実施本部」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

3　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項総理府の欄中「本府　二、二六〇人」を「本府　二、二五四人」に、「計　五八、一二七人」に、合計の欄中「八七三、二三一人」を「八七三、二三七人」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百八十一号（二四、一二、二四）

◉地方行政調査委員会議設置法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、地方行政調査委員会議の所掌事務の範囲、権限及び組織を明確に定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項の規定に基いて、臨時に、総理府の機関として、地方行政調査委員会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務の範囲及び権限）

第三條　会議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告する。

2　前項の計画は、左に掲げる事項に関するものとする。

一　市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整

二　地方公共団体の機関に委任して行う事務の調整

三　前二号に掲げる調整に照応する国庫補助金等に関する制度の改正

四　前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項

（法律案の提出）

第四條　内閣は、前條の計画に関する法律案の国会提出等に関しては、会議の勧告を尊重しなければならない。

（組織）

第五條　会議は、内閣総理大臣が両議院の同意を経て任命する委員五人をもつて組織する。

2　前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一　全国の都道府県知事の連合組織の代表者が推薦した者　一人

二　全国の市長の連合組織の代表者が推薦した者　一人

三　全国の町村長の連合組織の代表者が推薦した者　一人

（議長）

第六條　会議に、議長を置く。

2　議長は、委員のうちから互選する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3　議長は、会務を総理し、及び会議を代表する。

（議事の運営）

第七條　会議は、委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。

2　会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項に規定するものを除く外、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

（参考人の出頭等）

第八條　会議は、第三條の計画の調査立案に関し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、又は関係行政機関若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求めることができる。

2　前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける。

（専門調査員）

第九條　会議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置く。

2　専門調査員は、学識経験のある者のうちから、会議の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査員は、非常勤とすることができる。

（事務局）

第十條　会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2　事務局に事務局長を置く。

3　事務局の内部組織は、議長が定める。

（関係行政機関又は地方公共団体との連絡）

第十一條　会議は、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、職員のうちから会議と当該行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたる者の指名を求めることができる。

2　前項の規定による指名を受けた者は、当該行政機関又は地方公共団体の所掌する事務に関し、資料の提出その他会議と関係行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二　総理府の機関として、地方行政調査委員会議を置く。

2　地方行政調査委員会議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告するために設置する。

3　地方行政調査委員会議の組織及び所掌事務については、地方行政調査委員会議設置法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の定めるところによる。

3　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の三　地方行政調査委員会議の議長及び委員

別表中「衆議院及び参議院の事務総長」を「衆議院及び参議院の事務総長　地方行政調査委員会議議長」に、「全国選挙管理委員会委員」を「全国選挙管理委員会委員　地方行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改める。

第二條第一項の表総理府の項中「本府—二、二五四人」を「本府—二、二六〇人」に改める。

第二條第一項の表総理府の項中「計—五八、一二七人」を「計—五八、一二七人」に、合計の項中「八七三、二三一人」を「八七三、二三七人」に改める。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百八十三号（二四、一二、二六）

◉身体障害者福祉法

目次

第一章　総則
第一節　定義（第四條・第五條）
第二節　身体障害者福祉審議会（第六條—第八條）
第三節　身体障害者福祉司（第九條—第十二條）
第二章　福祉の措置（第十三條—第二十六條）
第三章　更生援護施設の設置（第二十七條—第三十四條）
第四章　費用（第三十五條—第三十七條）
第五章　雑則（第三十八條—第四十八條）
附　則（第四十九條—第五十四條）

第一章　総則

（法の目的）

第一條　この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

（更生への努力）

第二條　すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を

克服し、すみやかに社会経済活動に参与することができるように努めなければならない。

（差別的取扱の禁止）

第三條 国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。

第一節 定義

（身体障害者）

第四條 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

（施設）

第五條 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、この法律に基いて国又は地方公共団体が設置する身体障害者更生指導施設、中途失明者更生施設、身体障害者収容授産施設、義肢要具製作施設、点字図書館及び点字出版施設をいう。

2 この法律において、「医療保健施設」とは、厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）に基く国立病院及び国立療養所、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）に基く保健所並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所をいう。

第二節 身体障害者福祉審議会

（身体障害者福祉審議会）

第六條 身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会を置く。

2 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県ごとに置く。

3 中央身体障害者福祉審議会は厚生大臣の、地方身体障害者福祉審議会は都道府県知事の管理に属する。

4 中央身体障害者福祉審議会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

5 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

6 中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため特別の部会を設けるものとする。

7 中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

（身体障害者福祉審議会委員）

第七條 中央身体障害者福祉審議会は委員三十人以内で、地方身体障害者福祉審議会は委員二十人以内で組織する。

2 前項の各審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 前二項に規定する審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の官吏又は吏員、身体障害者の更生援護、医療その他の福祉に関する事業に従事する者、学識経験ある者、雇用主、労働者及び身体障害者のうちから、厚生大臣又は都道府県知事が任命する。

（命令への委任）

第八條 前二條に定めるものの外、委員の任期、職務、旅費その他身体障害者福祉審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 身体障害者福祉司

（身体障害者福祉司）

第九條 都道府県は、身体障害者福祉司を置かなければならない。

2 身体障害者福祉司は、都道府県知事の命を受けて、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事務を行うものとする。

3 身体障害者福祉司は、都道府県知事の定める担当区域により、前項の職務を行うものとする。

第十條 都道府県知事は、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事業につき経験又は学識ある者のうちから、身体障害者福祉司を任命しなければならない。

2 身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とする。

（更生相談所）

第十一條 都道府県は、前二條に規定する身体障害者福祉司の事務の処理及び身体障害者の更生相談の利便のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

（市町村長）

第十二條 市町村長（特別区の区長を含む。）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）内の身体障害者の更生援護に関し、身体障害者福祉司の行う事務に協力するものとする。

第二章 福祉の措置

（指導啓発）

第十三條 国及び地方公共団体は、疾病又は事故によ

る身体障害の発生の予防及び身体に障害のある者の早期治療等について国民の関心をたかめ、且つ、身体に障害のある者に対する援護思想を普及するため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。

（調査）

第十四條 厚生大臣は、身体に障害のある者の状況について、自ら調査を実施し、又は都道府県知事その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基いて身体に障害のある者の福祉の措置を徹底せしめるように努めなければならない。

（身体障害者手帳）

第十五條 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生大臣の定めるところに従い、且つ、その指定に当つては、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。

3 第一項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その申請者が第四條前段の規定に該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

5 前項に規定する審査の結果、その申請者が、第四條前段の規定に該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 身体障害者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。

7 前各項に定めるもの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、中央身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、省令で定める。

（身体障害者手帳の返還）

第十六條 身体障害者が別表に掲げる障害がなくなつたとき、又は死亡したときは、その者又はその者の親族若しくは同居の縁故者は、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 都道府県知事は、左の場合には、身体障害者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

一 第十八條の規定による診査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。

二 身体障害者が正当な理由がなく、第十八條の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

三 身体障害者が更生の能力がありながら、こじき、募金その他正常でない行為によつて生活していると認めたとき。

四 身体障害者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

第十七條 都道府県知事は、前條第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じようとするときは、その者又はその者の代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞をするには、返還を命じようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の十日前までに、当該身体障害者に通知しなければならない。

3 聴聞においては、当該身体障害者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、証拠を提出することができる。

4 当該身体障害者又はその代理人が、正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

（診査、更生相談）

第十八條 都道府県知事は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、左の措置を取らなければならない。

一 医療又は保健施設に紹介すること。

二 職業補導又は就職あつ旋を必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

三 身体障害者更生援護施設への収容又はその利用を必要とする者に対しては、都道府県の設置する当該施設に収容し若しくはそれを利用させ、又は他の者の設置する当該施設に紹介すること。

四 前三号に規定するもの外、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 都道府県知事は、前項の更生相談を行うに当り必要があるときは、身体障害者福祉司その他身体障害者の福祉のための事業に従事する職員をして、当該身体障害者の住所又はその収容されている公私の病院若しくは療養所等に赴いて相談に応じ、又は指導をさせなければならない。

3 医療保健施設又は公共職業安定所は、第一項第一

（売店の設置）

第二十二條　国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2　前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

3　第一項の規定により、売店を設置された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

（製作品の購買）

第二十三條　都道府県知事は、前條に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その管轄区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、且つ、公共的施設における売店設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせる措置を講じなければならない。

（専売品販売の許可）

第二十四條　身体障害者が、たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）に基く製造たばこの小売人の指定を申請したときであつて同法第三十一條第一項各号の規定に該当しないときは、日本専売公社は、当該身体障害者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2　第二十二條第三項の規定は、前項の規定により小売人に指定された身体障害者について準用する。

（製作品の購買）

第二十五條　盲人その他の身体障害者で政令で定めるものの授護を目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものは、その授護する身体障害者の製作したほうき、はたき、ぞうきんその他政令で定める物品について、国又は地方公共団体の行政機関に対し、購買を求めることができる。

2　国又は地方公共団体の行政機関は、前項の規定により当該物品の購買を求められた場合において、適当と認められる価格により、且つ、自らの指定する期限内に購買することができるときは、自らの用に供する範囲において、その求に応じなければならない。但し、前項の公益法人からその必要とする数量を購買することができないときは、この限りでない。

3　国の行政機関が、前二項の規定により当該物品を購買するときは、第一項の公益法人の受註、納入等を円滑ならしめることを目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものを通じて行うことができる。

4　第一項に規定する政令を制定するには、あらかじめ中央身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。

（製作品購買審議会）

第二十六條　前條に規定する業務の運営について調査審議するため、内閣総理大臣の所轄の下に、身体障害者製作品購買審議会（以下この條中「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、その調査審議の結果を内閣総理大臣及び厚生大臣に報告しなければならない。

3　審議会は、前條に規定する業務の運営について、

146733

号又は第二号に基いて都道府県知事から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。

（収容等）

第十九條　国又は第二十七條第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した市町村は、身体障害者の申請があつたとき、又は前條第一項第三号の規定に基いて都道府県知事からの紹介があつたときは、それぞれ、その設置する当該施設に収容し、又はそれを利用させなければならない。但し、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

（安全つえ、補装具）

第二十條　都道府県知事は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえを交付し、又は補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付し、若しくは修理することができる。

2　都道府県知事は、必要があるときは、前項に規定する補装具の交付又は修理に代えて、その購入又は修理に要する金銭を交付することができる。

（費用徴収等）

第二十一條　都道府県知事は、前條第一項の規定により盲人安全つえ又は補装具を交付し、若しくは修理するときは、交付若しくは修理を受ける身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　前條第二項の規定により、補装具の購入又は修理に必要な金銭を交付するときは、交付を受ける身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、減額して交付することができる。

必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の行政機関に対し勧告をすることができる。

4　前三項に規定するもの外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　更生援護施設の設置

（施設の設置）

第二十七條　国は、身体障害者更生援護施設を設置しなければならない。

2　都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

3　市町村は、都道府県知事の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

4　身体障害者更生援護施設には、身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。但し、都道府県又は市町村がこれを附置する場合には、それぞれ、厚生大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

5　厚生大臣又は都道府県知事は、当該施設が第二十八條の規定による基準を満たす場合には、認可を与えなければならない。

（施設の基準）

第二十八條　厚生大臣は、中央身体障害者福祉審議会の意見を聞き、身体障害者更生援護施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

（身体障害者更生指導施設）

第二十九條　身体障害者更正指導施設は、身体障害者の相談に応じて、医学的、心理学的及び職能的判定に基き社会的更生の方途を指導すると共に、その必要に応じ、身体障害者を収容し、医学的管理の下に更生に必要な訓練を行う施設とする。

（中途失明者更生施設）

第三十條　中途失明者更生施設は、中途失明者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を収容し、必要な訓練を行い、且つ、職業を與え、自活させる施設とする。

（身体障害者収容授産施設）

第三十一條　身体障害者収容授産施設とは、身体障害者を収容し、医学的管理の下に更生に必要な訓練を行う施設とする。

（中途失明者更生施設）

第三十條　中途失明者更生施設は、中途失明者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を収容し、必要な訓練を行い、且つ、職業を與え、自活させる施設とする。

（身体障害者収容授産施設）

第三十一條　身体障害者収容授産施設とは、身体障害者を収容し、医学的管理の下に更生に必要な訓練を行う施設とする。

（義肢要具製作施設）

第三十二條　義肢要具製作施設は、義肢、作業義肢、補助工具等身体障害者に必要な物品の製作又は修理を行う施設とする。

（点字図書館）

第三十三條　点字図書館は、点字刊行物を盲人の求に応じて閲覧させる施設とする。

（点字出版施設）

第三十四條　点字出版施設は、点字刊行物を出版する施設とする。

第四章　費用

（都道府県の支弁）

第三十五條　身体障害者の更生援護に関する法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一　第六條第二項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用

二　第九條に規定する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

三　第十一條に規定する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四　第十三條から第十五條まで、第十八條、第二十條及び第二十一條第一項の規定により都道府県知事の行う行政措置に要する費用

五　第二十七條第二項及び第四項の規定により、都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

（国の負担）

第三十六條　国は、前條の規定により都道府県が支弁する費用について、左に掲げるものを負担する。

一　前條第一号及び第二号の費用については、その十分の五

二　前條第三号及び第五号の費用中、当該施設の設置に要する費用についてはその十分の五、その他の運営に要する費用についてはその十分の八

三　前條第四号の費用中、第十三條から第十五條まで、第十八條及び第二十一條第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、第二十條の行政措置に要する費用についてはその十分の八

（市町村の支弁等）

第三十七條　第二十七條第三項及び第四項の規定により、市町村が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

2　都道府県は、前項の規定により、市町村が支弁した費用に対して、当該施設の設置に要する費用についてはその四分の三、その他の運営に要する費用についてはその十分の九を負担する。

3　国は、前項の規定により都道府県の負担する費用

に対して、当該施設の設置に要する費用については、その三分の二、その他の運営に要する費用については、その九分の八を負担する。

第五章　雑則

（施設の届出）

第三十八條　国又は地方公共団体以外のものの設置する身体障害者の更生援護の施設であつて、第二十九條、第三十條又は第三十一條に規定する業務を目的とするものについては、その設置者は、命令の定めるところに従い、その施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（監督）

第三十九條　都道府県知事は、身体障害者更生援護施設又は前條に規定する施設の運営を適切にさせるため、必要があるときは、当該施設の長から報告を求め、又は身体障害者の福祉の事務に従事する職員に実地につき監督させることができる。

（認可の取消等）

第四十條　身体障害者更生援護施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十八條の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県知事は、都道府県の設置したものについては厚生大臣、市町村の設置したものについては都道府県知事が、身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、それぞれ、第二十七條の規定による認可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、第三十八條に規定する施設について、その設備が著しく不完全であると認められ、又はその運営が身体障害者の福祉を害し若しくは法令に違反すると認められるときは、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、その業務の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。

3　厚生大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

第四十一條　都道府県知事は、前條第二項の規定による処分をしようとするときは、当該施設の設置者又は管理者の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2　前項の聴聞をするには、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の十日前までに、当該施設の設置者に通告しなければならない。

3　聴聞においては、当該施設の設置者又は管理者は、自己のために釈明し、且つ、証拠を提出することができる。

4　都道府県知事は、当該施設の設置者又は管理者が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前條第二項の規定による処分をすることができる。

（訴願）

第四十二條　この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により厚生大臣又は都道府県知事のした処分に不服がある者は、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の定めるところにより、その処分を受けた日から六十日以内に、厚生大臣又は都道府県知事に、それぞれ訴願をすることができる。

（租税その他公課の非課税）

第四十三條　都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない。但し、所有者が有料でその施設の設置者に使用させているものについては、この限りでない。

一　主として身体障害者更生援護施設のために使う建物

二　前号に掲げる建物の敷地その他主として身体障害者更生援護施設のために使う土地

第四十四條　この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（差押の禁止）

第四十五條　この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず、差し押えることができない。

（罰則）

第四十六條　左の各号の一に該当する者は、三千円以下の罰金に処する。

一　第十五條第六項の規定に違反した者

二　第十六條第一項の規定に違反した者

三　第三十八條に規定する届出を行わない者

第四十七條　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　詐欺その他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者

二　第四十條第二項に規定する事業の停止又は施設の廃止の命令に違反した者

第四十八條　第十六條第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第四十九條　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（国有鉄道運賃法の一部改正）

第五十條　国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二　前三條の運賃は、政令の定める身体障害者で介護者を同行しなければ乗車又は乗船することの困難な者が介護者を同行する場合には、当該身体障害者及び介護者につきそれぞれ半額とする。

（地方財政法の一部改正）

第五十一條　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　身体障害者の更生援護に要する経費

（厚生省設置法の一部改正）

第五十二條　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

中央身体障害者福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を審議すること。

（総理府設置法の一部改正）

第五十三條　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條の表の中、都道府県災害救助対策協議会の次に次の事項を加える。

身体障害者福祉審議会	法律第二百八十三号）に基いて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査審議すること。

（経過規定）

第五十四條　都道府県は、この法律施行の際、現に設置している身体に障害のある者の収容及び授産のための施設又は義肢等の製作修理施設につき、この法律施行後六十日以内に、第二十七條第二項の規定による認可の申請をしなければならない。

2　前項の施設は、この法律施行後同項の申請をするまでの間及び当該申請に対する処分のあるまでの間は、第二十七條第二項の規定に基いて設置された施設とみなす。

別　表（身体障害の範囲）

一　視力障害

1　両眼の視力（万国式試視力表によるものをいい、屈伸異常のある者については矯正視力についてその測定をしたものをいう。以下同じ。）が〇・一以下で、症状の固定したもの

2　一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下で、症状の固定したもの

二　聴力障害

1　両耳の聴力が四十センチ・メートル以上の距離において普通の話声が了解できない程度以上の障害で、症状の固定したもの

三　言語機能障害

1　言語機能の喪失その他その著しい障害で、症状の固定したもの

四　肢切断又は肢体不自由

1　両上肢又は両下肢の機能の喪失

2　両上肢を腕関節以上で又は両下肢を足関節以上で失つたもの

3　一上肢若しくは一下肢の機能を全く失い又は一上肢若しくは一下肢の三大関節のうち二関節以上の機能を失つたもの

4　一上肢を腕関節以上で又は一下肢を足関節以上で失つたもの

5　一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を含めて三指以上を失つたもの（おや指については指関節その他のものについては第一関節以上を失つたものをいう。）

6　一手のおや指又はひとさし指を含めて四指以上の機能を失つたもの

7　両足又は一足をリスフラン関節以上で失つたもの

8　せき柱に障害があるもので厚生大臣の指定するもの

9　胸かくに変形があるもので厚生大臣の指定するもの

10　骨盤に変形があるもので厚生大臣の指定するもの

11　軟部組織のはんこん、欠損等により運動機能に著しく障害のあるもので厚生大臣の指定するもの

12　前各号に掲げるもの外、その障害の程度が前各号に準ずると認められるもの

五

中枢神経機能障害

1　常に就床を要し復雑な介護を要するもので回復の見込のないもの

2　半身不随で回復の見込のないもの

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百八十四号（二四、一二、二六）

◉郵便物運送委託法

目次

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　業務委託の方法
　第一節　競爭契約又は隨意契約による場合（第三條―第七條）
　第二節　郵政大臣の要求による場合（第八條―第十五條）
第三章　運送等の業務の取扱（第十六條―第二十條）
第四章　罰則（第二十一條―第二十四條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、郵政大臣が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に関し必要な事項を定め、もつて郵便物の運送等を適正且つ円滑にすることを目的とする。

（運送等を委託する場合）

第二條　郵政大臣は、郵便物の運送等を他に委託することが経済的であり、且つ、郵便物の運送等に関する業務に支障がないと認めるときは、この法律に定めるところに従い、これを他に委託することができる。

第二章　業務委託の方法

第一節　競爭契約又は隨意契約による場合

（競爭契約）

第三條　郵政大臣は、郵便物の運送等を委託する場合には、競爭による契約によらなければならない。但し、次條及び第八條に規定する場合は、この限りでない。

2　前項の規定による競爭に加わろうとする者は、郵政大臣において、運送等に関し必要な能力を有し且つその者にその業務を行わせても支障が生じないと認める者でなければならない。

（隨意契約）

第四條　郵政大臣は、左に掲げる場合に限り、隨意契約により郵便物の運送等を委託することができる。この場合においては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九條但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議をすることを要しない。

一　競爭に応ずる者がないとき。

二　競落者が契約を結ばないとき。

三　契約者がその契約に定められた事項を行わないため、他の者に委託する必要が生じたとき。

四　郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により運送事業を営む者が、第八條第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当し、且つ、その数が当該区間に二以上ない場合において、その者の現に運営する運送施設を利用するとき。

五　動力により郵便物の運送等をするとき。

六　災害その他の事由により臨時に郵便物の運送等をする必要があるとき。

2　前項の規定による隨意契約は、同項第一号の場合にあつては最初競爭に付するとき定めた価格、同項第二号の場合にあつては当該競落者の落札金額、同項第三号の場合にあつては当該契約者について定めた契約金額をこえる契約金額で締結することができず、且つ、その他の條件（期限を除く。）を変更して締結することができない。

（運送料金の基準）

第五條　第八條第一項に掲げる者が前二條の規定により郵便物を運送する場合における運送料金は、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準としなければならない。但し、その者が、資本金の全額を政府が出資する運送事業者又は地方公共団体であるときは、郵便物の運送料金は、その運送原価を基準としなければならない。

2　前項の運送料金の基準は、運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して、運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第五條に規定する運輸審議会にはかり、その決定を尊重して定める。

3　運輸大臣が、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基いて運輸審議会から勧告を受けたときは、その勧告を尊重し、郵政大臣に協議してこれを変更することができる。

（運送に関する法令による用途外使用の制限に関する特例）

第六條　郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により一定の区間に運送事業を営む者がない場合において、その区間に自己の用に供するため当該運送施設を運営する者は、郵政大臣と第三條又は第四條の契約を締結して郵便物の運送等の業務を行うことができる。

2　郵政大臣は、前項の契約をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

（運送等の契約の期間）

第七條　郵便物の運送等の契約の期間は、四年以内とする。

第二節　郵政大臣の要求による場合

（運送に関する要求）

第八條　左に掲げる者（以下「運送業者」という。）は、この節に定めるところにより、郵政大臣の要求があるときは、郵便物の運送をし、又は郵便物の運送に関し必要な行為をしなければならない。

一　日本国有鉄道

二　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）による地方鉄道業者

三　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者

四　一般交通の用に供するため航路を定め定期に艀舶を運行して運送業を営む者

五　路線を定める一般自動車運送事業を営む者

六　索道事業を営む者

七　前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送業を営む者

2　郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求は、運送業者との間に第三條若しくは第四條の契約が成立しないとき又は第三條若しくは第四條の契約により郵便物の運送を行う運送業者が契約で定めた事項を履行しないときにおいて当該運送業者に対する場合に限り、且つ、郵便物の適正且つ円滑な運送を行うため必要な最少限度のもので、この節に別段の定がある場合を除くの外、当該運送業者に特別の義務を課さないものでなければならない。

3　郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求により運送業者に業務を行わせる期間は、一年をこえるものであつてはならない。

4　郵政大臣は、運送業者に対して郵便物の運送に関する要求をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

5　郵政大臣は、運送業者に対して郵便物の運送に関する要求をする場合には、緊急やむを得ない場合を除くの外、三十日を下らない範囲でその実施に必要な準備期間を置かなければならない。

（郵便車等の供給）

第九條　鉄道により運送事業を営む運送業者（以下「鉄道運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期の列車に、郵便物を運送するため有する車両（以下「郵便車」という。）を連結して郵便物を運送しなければならない。

2　鉄道運送業者は、郵便物が多量のため又は災害等のため定期の列車によつては郵便物の運送をすることができない場合において、郵政大臣の要求があるときは、臨時に定期の列車以外の列車に郵便車又はこれに代る車両を連結して郵便物の運送をしなければならない。

3　前二項の場合において、郵便車又はこれに代る車両の容積が当該列車ごとに、列車定数の総容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

4　鉄道運送業者は、第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両の台枠が木造の場合を除くの外、これを木造以外の台枠を有する車両間に連結してはならない。

5　鉄道運送業者が第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両は、客車と同一程度の強度を有し、且つ、郵便車にあつては郵政大臣の指定する様式のものでなければならない。

6　鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、郵便車に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（郵便物の夜間受渡）

第十條　鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸をする郵便物を郵便物の取扱に従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で郵便局に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して郵便局に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

（土地建物等の供給）

第十一條　鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その運送する郵便物の積卸、保管その他の取扱のため必要な鉄道用地、停車場構内の建物、機器又は通信設備を郵政省の使用に供し、これに必要な電力を供給しなければならない。

（自動車の郵便物積載場所等の供給）

第十二條　路線を定める一般自動車運送事業を営む運送業者（以下「自動車運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2　前項の場合において、郵政大臣は、郵便物を積載する場所の床面積がその自動車ごとに、旅客自動車にあつては定員の五分の一に相当する床面積、貨物自動車にあつては貨物を積載する床面積の三分の一をこえるような要求をすることができない。

3　自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（船舶の郵便物積載場所等の供給）

第十三條　一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運行して運送事業を営む運送業者（以下「船舶運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、船舶の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2　前項の場合において、総トン数五十トン未満の船舶については、郵政大臣は、郵便物を積載する船舶の一定部分の容積がその船舶ごとに、旅客定員に相当する容積の五分の一又は貨物積載容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

3　船舶運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（その他の運送の要求）

第十四條　第九條第一項及び第二項、第十二條第一項並びに前條第二項に掲げる場合の外、運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その要求する運送の種類、区間若しくは回数、運送機関の発着時刻又は郵便物授受の方法により、郵便物を運送しなければならない。

2　前項の要求は、当該運送業者の運送の施設、路線若しくは回数、運送機関の発着時刻その他運送の方法を変更するものであつてはならず、且つ、その運送に使用する当該車両又は船舶の容積又は床面積が第九條第三項、第十二條第二項又は前條第二項に定める限度をこえるものであつてはならない。

（補償金）

第十五條　運送業者がこの節に規定するところに従い、郵政大臣の要求に基き、郵便物を運送し、又は施設若しくは役務を提供したときは、郵政大臣は、当該運送業者に対し、相当の補償金を支拂わなければならない。

2　前項の補償金の額は、郵政大臣が運輸大臣に協議して定める。この場合において、郵便物の運送に対する補償金の額については、第五條第二項の規定により定める基準に基いて、土地建物等を使用に供した場合の補償金の額については当該施設を賃借するとすれば通常支拂うべき賃借料を基準として、その他の場合の補償金の額については通常生ずべき損失の額を下らない額においてこれを定めなければならない。

3　郵政大臣は、前項の補償金の額に不服のある者は、訴をもつて増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

4　第二項の補償金の額に不服のある者は、訴をもつて増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

第三章　運送等の業務の取扱

（運送等の業務取扱の基準）

第十六條　郵便物の運送等を行う者は、郵便物の運送等を安全、正確且つ迅速に自ら行わなければならない。

（郵便船車室等の使用制限）

第十七條　何人も、もつぱら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び郵政大臣の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物をのせてはならない。但し、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるためのせる場合は、この限りでない。

（郵便物の非常取扱）

第十八條　郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止したときは、次項の場合を除き、すみやかにこれを継続する手段を講じなければならない。

2　郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止した場合において、運送等の継続ができず、且つ、郵便取扱員がいないときは、当該郵便物をすみやかにもよりの郵便局に送付しなければならない。但し、当該郵便物を送付することが困難である場合その他正当な事由がある場合において、これを保護し、もよりの郵便局に通知した場合にあつては、この限りでない。

3　郵政大臣は、郵便物の運送等を行う者が前二項の規定による取扱をしたときは、これに要した費用を支拂わなければならない。

（郵便物の優先陸揚）

第十九條　船舶に積載した郵便物をその目的地において陸揚をする場合には、他の貨物に先だつてこれをしなければならない。災害等のため航行の途中において積替又は陸揚をする場合も同様である。

（発着日時の変更）

第二十條　郵便物の運送等を行う者は、郵便物の運送等に使用する運送機関であつてその発着日時を定めたものの日時を変更するときは、少くともその七日前までにその旨を郵政省に通知しなければならない。

2　郵便物の運送等を行う者が、災害その他やむを得ない事由により、臨時に前項の発着日時を変更するときは、直ちにその旨を郵政省に通知しなければならない。

第四章　罰則

（郵便物を運送しない等の罪）

第二十一條　第九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第十四條第一項の規定に違反してことさらに郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（郵便車の臨時連結をしない等の罪）

第二十二條　第九條第二項若しくは第四項、第十條、第十一條、第十七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

（優先陸揚をしない等の罪）

第二十三條　第十九條又は第二十條の規定に違反した者は、科料に処する。

（両罰規定）

第二十四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　鉄道船舶郵便法（明治三十三年法律第五十六号）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條　削除

4　運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第五條第二項の規定による郵便物の運送料金の基準の設定

5　この法律施行の際郵便物の運送等を行つている者と郵政大臣との間に現に存する郵便物の運送等に関する契約は、この法律施行のときにおいて、この法律の規定に基き郵便物の運送等を行つている者と郵政大臣との間に締結された契約とみなす。但し、その施行の日から六箇月をこえて存続することができない。

（運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十五号（二四、一二、二七）

◉織物消費税法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

織物消費税法（明治四十三年法律第七号）

清涼飲料税法（大正十五年法律第十六号）

取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）

附　則

1　この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた織物消費税及び清涼飲料税については、なお従前の例による。

3　この法律施行前に取引金額を受領した取引に係る取引高税については、なお従前の例による。

4　この法律施行前に消費税を納付した織物又はこれをもつて製造した物品をこの法律施行の日から起算して三月を経過した日までに輸出した場合においては、旧織物消費税法第三條第二項の規定は、当該織物又は物品について、この法律施行後においてもなおその効力を有する。

5　この法律施行前に旧清涼飲料税法第八條第一項の規定に該当して清涼飲料税を納付しないで製造場から移出した清涼飲料については、同條第二項及び第三項並びに第九條の規定は、この法律施行後においてもなおその効力を有する。

6　砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する法律（明治四十四年法律第四十五号）の一部を次のように

改正する。

次の題名を附する。

酒税等ノ徴収ニ関スル法律

第二條中「織物消費税法、」を削る。

第三條中「織物消費税法、」及び「織物、」を削る。

7 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「酒税、清涼飲料税、物品税及び取引高税」を「酒税及び物品税」に改める。

8 附則第二項に規定する清涼飲料税又は附則第三項に規定する取引高税の納税義務者に対しては、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第八條及び第九條の規定は、なおその効力を有する。

9 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「若しくは取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）第十一條但書の規定により現金を政府に支拂つて交付を受ける取引高税証紙」を削り、「これらに」を「これに」に改め、「若しくは表示」を削る。

10 この法律施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十六号（二四、一二、二七）

◉物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一種甲類第四号を削り、同類第五号を同類第四号とし、以下同類第九号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十号中「第三十七号」を「第四十一号」に改め、同号を同類第九号とし、同種乙類第十一号を同類第十号とし、以下同類第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十八号から同類第二十号までを削り、同種丙類、丁類及び戊類を次のように改める。

丙類

十七　楽器、同部分品及附属品

十八　喫煙用ライター及電気マッチ

十九　化粧品但シ第三十五号ニ掲グルモノヲ除ク

二十　写真用ノ乾板、フイルム及感光紙

二十一　蓄音器用ノレコード及針

二十二　扇風機及同部分品

二十三　煖房用ノ電気、瓦斯又ハ液体燃料ストーブ

二十四　冷蔵器及同部分品

二十五　電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具

二十六　煙火類但シ第四十五号ニ掲グルモノヲ除ク

二十七　薫物及線香類

二十八　グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

二十九　室内装飾用品

三十　囲碁及将棋用具

三十一　貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十二　釣燈籠並ニ茶道、香道及華道用具

三十三　釣用具類

丁類

三十四　乗用自動車但シ第六十号ニ掲グルモノヲ除ク

三十五　化粧クリーム、頭髪用ノ油及煉油並ニ染毛料

三十六　金庫

三十七　大理石、大理石ニ類スル装飾用石材及之ヲ原料トスル擬石並ニ陶磁器製タイル

三十八　喫煙用具

三十九　紅茶、烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及其ノ代用物並ニ磚茶

四十　嗜好飲料但シ第二種第五号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク

四十一　犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮、牛毛皮及同製品

四十二　皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

四十三　照明器具

四十四　鞄及トランク類

四十五　飾物、玩具及揺籃並ニ遊戯具、乳母車類、同部分品及附属品

四十六　時計及同部分品

四十七　鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

四十八　文房具但シ第六十六号ニ掲グルモノヲ除ク

四十九　身辺用細貨類及化粧用具

五十　幻燈機、実物投影機及同ケース

五十一　絵葉書、観賞用ノ写真及印刷物類

五十二　帽子、杖及鞭

五十三　家具

五十四　旗、幟類、袱紗及化粧廻並ニ装飾用及調度用纎維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

戊類

五十五　運動具

五十六　ラジオ聴取機及同部分品

五十七　受信用真空管、マイクロホン、拡声用増幅器及拡声器

五十八　魔法瓶及同部分品

五十九　電球類

六十　小型乗用自動車、乗用自動三輪車及自動自転車

六十一　食品加工料

六十二　敷物類

己類

六十三　扇子、団扇及カレンダー

六十四　簾及提灯類

六十五　携行用及自転車用ノ電灯並ニ同ケース、電池及発電器

六十六　万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、シャープペンシル、万年筆入及シース

六十七　ミシン及同部分品並ニアイロン及裁縫用鏝

六十八　安全剃刄

六十九　板硝子

七十　紙及セロファン

七十一　滋養強壮剤及口中剤

七十二　書画及骨董

同項第二種第五号を次のように改める。

五　清涼飲料

同條第二項を次のように改める。

甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該当スル物品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該当スル物品ニシテ丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類ニ該当スル物品ニシテ戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス

第二條を次のように改める。

第二條　物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

甲類　物品ノ価格ノ百分ノ七十

乙類　物品ノ価格ノ百分ノ六十

丙類　物品ノ価格ノ百分ノ五十

丁類　物品ノ価格ノ百分ノ三十

戊類　物品ノ価格ノ百分ノ二十

己類　物品ノ価格ノ百分ノ十

第二種

一　燐寸	千本ニ付	二円
二　飴、葡萄糖及麦芽糖	百斤ニ付	千五百円
三　サツカリン及ヅルチン	一瓩ニ付	三千円
四　蜂蜜	百斤ニ付	千五百円
五　清涼飲料		
イ　玉ラムネ壜詰ノモノ	一石ニ付	三千円
ロ　其ノ他ノ壜詰ノモノ	一石ニ付	五千円
ハ　壜詰以外ノモノ	炭酸瓦斯使用量一瓩ニ付	千五百円

第三條中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第四條中「移出セラレタル物品ノ価格又ハ数量」の下に「（第二種第五号ニ掲グル壜詰以外ノ清涼飲料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量）」を加え、「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第五條中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第六條第一項の次に次の一項を加える。

天然ニ湧出スル液体ニシテ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノヲ飲用ニ供シ又ハ清涼飲料トスル目的ヲ以テ之ヲ加工シ若ハ容器ニ充塡スルトキハ之ヲ第二種第五号ニ掲グル玉ラムネ壜詰以外ノ壜詰ノ清涼飲料ノ製造ト看做ス

同條第二項中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第七條を次のように改める。

第七條　第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

一　製造場内ニ於テ使用又ハ消費セラレタルトキ但シ蜂蜜ガ蜂ノ飼育用ニ供セラレタルトキヲ除ク

二　製造場内ニ現存スルモノ公売セラレタルトキ

三　第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ヲ廃止シタル場合ニ於テ製造場内ニ現存スルトキ

第八條第一項中「第九十一号」を「第七十二号」に、「其ノ品名毎ニ数量ヲ」を「其ノ品名毎ニ数量（第二種第五号ニ掲グル壜詰以外ノ清涼飲料ニ付テハ炭酸瓦斯使用量）ヲ」に改め、同項に次の但書を加える。

但シ前條第二号又ハ第三号ニ該当スル場合ニ於テハ

其ノ移出シ又ハ同條ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做サレタル第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ニ付直ニ申告書ヲ提出スベシ

第九條中「第九十一号」を「第七十二号」に改める。

第十條第一項中「翌月末日迄」を「翌翌月末日迄」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第八條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス

同條第二項中「命令ノ定ムル所ニ依リ」の上に「前項ノ場合ヲ除クノ外」を加え、「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第十一條第一項、第十二條第一項第一号、第十五條、第十六條第二項及び第十六條ノ二中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第十七條ノ三を削る。

第十八條を次のように改める。

第十八條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一　政府ニ申告セズシテ第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ヲ製造シタル者

二　詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ物品税ヲ逋脱シ又ハ其ノ逋脱ヲ図リタル者

前項ノ犯罪ニ係ル物品ニ対スル物品税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス

第二十條第一号中「規定ニ依ル帳簿」の下に「ヲ備ヘズ、其」を加える。

第二十一條中「第十七條ノ三第二項又ハ」を削り、同條中「第十七條ノ三第一項又ハ第十八條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ」を「懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ」に改める。

第二十二條中「第十七條ノ三」を「第十八條」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條ノ二　第十六條、第十七條及第二十條乃至前條ノ規定ハ販売ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販売スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十五條中「第九十一号」を「第七十二号」に、「若ハ蜂蜜」を「、蜂蜜若ハ清涼飲料」に改める。

附　則

1　この法律中物品税法第十條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から、その他の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3　この法律施行前から引き続いて物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する者は、この法律施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告しなければならない。

4　前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続いて物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実をあわせ記載して、これを提出しなければならない。

5　前二項の規定により申告した者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

6　清涼飲料税法（大正十五年法律第十六号）第十條ノ二の規定により申告した者でこの法律施行の際清涼飲料を製造するものは、この法律施行の日において、物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

7　この法律施行前に製造場に戻入し、又は製造場外から移入した清涼飲料をこの法律施行後に製造場から移出した場合においては、物品税法第四條の規定にかかわらず、物品税を徴収しない。

8　この法律の施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第一号

◉刑事補償法

（二五、一、一）

（補償の要件）

第一條　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）又は経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）によつて未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者は、国に対して、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2　上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その者は、国に対して、刑の執行又は拘置による補償を請求することができる。

3　刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで（同法第五百五條において準用する場合を含む。）の収監状による抑留及び同法第四百八十一條第二項（同法第五百五條において準用する場合を含む。）の規定による留置並びに犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十五條の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は拘置とみなす。

（相続人による補償の請求）

第二條　前條の規定により補償の請求をすることのできる者がその請求をしないで死亡した場合には、補償の請求は、相続人からすることができる。

2　死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求については、死亡の時に無罪の裁判があつたものとみなす。

（補償をしないことができる場合）

第三條　左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一　本人が、捜査又は審判を誤まらせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合

二　一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合

（補償の内容）

第四條　抑留又は拘禁による補償においては、前條及び次條第二項に規定する場合を除いては、その日数に応じて、一日二百円以上四百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁こ若しくは拘留の執行又は拘置による補償においても、同様である。

2　裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

3　死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。但し、本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

4　裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならない。

5　罰金又は科料の執行による補償においては、すでに徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労役場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6　没収の執行による補償においては、没収物がまだ処分されていないときは、その物を返付し、すでに処分されているときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付し、又、徴収した追徴金についてはその額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

（損害賠償との関係）

第五條　この法律は、補償を受けるべき者が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）その他の法律の定めるところにより損害賠償を請求することを妨げない。

2　補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によつて損害賠償を受けた場合において、その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額より少いときは、損害賠償の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

3　他の法律によつて損害賠償を受けるべき者が同一の原因についてこの法律によつて補償を受けた場合には、その補償金の額を差し引いて損害賠償の額を定めなければならない。

（管轄裁判所）

第六條　補償の請求は、無罪の裁判をした裁判所に対してしなければならない。

（補償請求の期間）

第七條　補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内にしなければならない。

（相続人の疎明）

第八條　相続人から補償の請求をする場合には、本人との続柄及び同順位の相続人の有無を疎明するに足りる資料を提出しなければならない。

（代理人による補償の請求）

第九條 補償の請求は、代理人によつてもすることができる。

（同順位相続人の補償の請求）

第十條 補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、その一人のした補償の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなす。

2 前項の場合には、請求をした者以外の相続人は、共同請求人として手続に参加することができる。

（同順位相続人に対する通知）

第十一條 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、他に同順位の相続人があることを知つたときは、すみやかにその同順位の相続人に対し補償の請求のあつた旨を通知しなければならない。

（同順位相続人の補償請求の取消）

第十二條 補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、補償の請求をした者は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

（補償請求の取消の効果）

第十三條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに補償の請求をすることができない。

（補償請求に対する裁判）

第十四條 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

（補償請求却下の決定）

第十五條 補償請求の手続が法令上の方式に違反し、補正することができないとき、若しくは請求人が裁判所から補正を命ぜられてこれに応じないとき、又は補償の請求が第七條の期間の経過後にされたときは、請求を却下する決定をしなければならない。

（補償又は請求棄却の決定）

第十六條 補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がないときは、請求を棄却する決定をしなければならない。

（同順位相続人に対する決定の効果）

第十七條 補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、その一人に対してした前條の決定は、同順位者全員に対してしたものとみなす。

（補償請求手続の中断及び受継）

第十八條 補償の請求をした者が請求の手続中死亡し、又は相続人たる身分を失つた場合において、他に請求人がないときは、請求の手続は、中断する。この場合において、請求をした者の相続人及び請求をした者と同順位の相続人は、二箇月以内に請求の手続を受け継ぐことができる。

2 裁判所は、前項の規定により手続を受け継ぐことのできる者で裁判所に知れているものに対しては、同項の期間内に請求の手続を受け継ぐことができる旨を通知しなければならない。

3 第一項の期間内に手続を受け継ぐ旨の申立がないときは、裁判所は、決定で請求を却下しなければならない。

（即時抗告又は異議の申立）

第十九條 第十六條の決定に対しては、請求人及びこれと同順位の相続人は、即時抗告をすることができる。但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

2 前項の即時抗告及び異議の申立についての決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 第九條から第十五條まで、第十七條及び前條の規定は、前二項の場合に準用する。

（補償拂渡の請求）

第二十條 補償の拂渡は、補償の決定をした裁判所に請求しなければならない。

2 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人のした補償拂渡の請求は、補償の決定を受けた者全員のためその全部につきしたものとみなす。

3 第十一條の規定は、裁判所が補償拂渡の請求を受けた場合に準用する。

（補償拂渡の効果）

第二十一條 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人に対する補償の拂渡は、その全員に対してしたものとみなす。

（請求権の讓渡及び差押の禁止）

第二十二條 補償の請求権は、これを讓り渡し、又は差し押えることができない。補償拂渡の請求権も、同様である。

（準用規定）

第二十三條 この法律の決定、即時抗告、異議の申立及び第十九條第二項の抗告については、この法律に特別の定のある場合を除いては、刑事訴訟法を準用

する。期間についても、同様である。

（補償決定の公示）

第二十四條 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに決定の要旨を、官報及び申立人の選択する三種以内の新聞紙に各一回以上掲載して公示しなければならない。

2 前項の申立は、補償の決定が確定した後二箇月以内にしなければならない。

3 第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立をすることはできない。

4 前三項の規定は、第五條第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

（免訴又は公訴棄却の場合における補償）

第二十五條 刑事訴訟法の規定による免訴又は公訴棄却の裁判を受けた者は、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に対して、抑留若しくは拘禁による補償又は刑の執行若しくは拘置による補償を請求することができる。

2 前項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する規定を準用する。補償決定の公示についても同様である。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十一日以前に補償の決定又は第五條第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四條の公示は、同條の規定にかかわらず、官報だけで行うものとする。

2 刑事補償法（昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 この法律中無罪の裁判を受けたことを理由とする補償の請求に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後一年以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができる。

5 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

6 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又は第五條第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定があつた場合でも、第二十四條の規定による申立をすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号。以下「応急措置法」という。）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8 応急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

9 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二條の規定により旧刑事訴訟法及び応急措置法による場合において、これらの法律の規定による事項で刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、この法律の適用については、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

部門別索引

一　第六回国会（昭和二十四年十月二十五日召集）で制定した法律計六十五件を十部門に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律の中の條文によつて改廃された法令の件名を掲載した。カッコの中の記載件名がその法令を改廃した法律である。

例えば△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法二二九外国為替管理委員会設置法による）とあるのは総理府設置法の一部を外国為替管理委員会設置法で改正したことを表わしたものである。

第一　国会関係

(1) 国会法の一部を改正する法律（昭二四・一〇・二六法二二一）……一

(2) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一一・三〇法二二五）……二

(3) 人事官弾劾の訴追に関する法律（昭二四・一二・一六法二七一）……八九

第二　国家行政組織関係

(4) 外国為替管理委員会設置法（昭二四・一二・一法二二九）……一四

(5) 地方行政調査委員会議設置法（昭二四・一二・二四法二八一）……九六

△行政機関職員定員法（昭二四法一二六）の一部改正――（昭二四法二八一地方行政調査委員会議設置法による）……九六

△行政機関職員定員法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法二八〇政府職員の新給與実施に関する法律による）……九六

△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法二二九外国為替管理委員会設置法による）……一四

△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法二八一地方行政調査委員会議設置法による）……九六

△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法二八〇政府職員の新給與実施に関する法律による）……九六

△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法二二九外国為替管理委員会設置法による）……九六

△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二四法一三一）……九七

△地方自治庁設置法（昭二四法一三一）の一部改正――（昭二四法二五二特別職の職員の給與に関する法律による）……三三

△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二八四郵便物運送委託法による）……一〇四

△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二五七）の一部を改正する法律（昭二四法二六一地方財政法等の一部を改正する法律による）……四一

△日本学術会議法（昭二三法一二一）の一部改正――（昭二四法二五二特別職の職員の給與に関する法律による）……三三

△外国為替管理委員会令（昭二四政五三）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四

△文部省設置法（昭二四法一四六）の一部改正――（昭二四法二七〇私立学校法による）……八〇

△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二四法二八三身体障害者福祉法による）……九七

△水産庁設置法（昭二三法七八）の一部改正――（昭二四法二六八漁業法施行法による）……七三

△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二二六国立学校設置法の一部を改正する等の法律による）……三

△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二五二特別職の職員の給與に関する法律による）……三三

△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二八四郵便物運送委託法による）……一〇四

△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二五七）の一部を改正する法律（昭二四法二六一地方財政法等の一部を改正する法律による）……四一

業法による）……一九
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二四法二七九国際観光ホテル整備法による）……九二
△経済安定本部設置法（昭二四法一六四）の一部改正――（昭二四法二五六政府契約の支拂遅延防止等に関する法律による）……三六
△外国為替管理委員会令（昭二四政五三）の廃止――（昭二四法二二九外国為替管理委員会設置法による）……一四
△外国為替管理委員会の委員の任期満了等の場合の措置に関する政令（昭二四政三三三）の廃止――（昭二四法二二九外国為替管理委員会設置法による）……一四

第三　公務員関係

(6) 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・二四法二八〇）……九六
(7) 特別職の職員の給與に関する法律（昭二四・一二・二二法二五二）……三三
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四法二五二）の一部改正――（昭二四法二八一地方行政調査委員会議設置法による）……九六
△特別職の職員の俸給等に関する法律（昭二三法二六八）の廃止――（昭二四法二五二特別職の職員の給與に関する法律による）……三三
△特別職の職員の俸給等に関する政令（昭二四政二三）の廃止――（昭二四法二五二特別職の職員の給與に関する法律による）……三三
△経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭一九法四）の一部改正――（昭二四法二四二日本通運株式会社法を廃止する法律による）……二四
△漁業財団抵当法（大一四法九）の一部改正――（昭二四法二六八漁業法施行法による）……七二
△刑事補償法（昭六法六〇）の廃止――（昭二五法一刑事補償法による）……二〇

第四　地方行政関係

(8) 地方財政法等の一部を改正する法律（昭二四・一二・二三法二六一）……三
(9) 地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・二三法二五一）……三
△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正――（昭二四法二八三身体障害者福祉法による）……九七
△地方税法（昭二三法一一〇）の一部改正――（昭二四法二七〇私立学校法による）……八〇

第五　裁判所・法務関係

(10) 刑事補償法（昭二五・一・一法一）……二〇
(11) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・二五三）……三
(12) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・二五四）……三
(13) 少年法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八法二四六）……三

第六　財政・金融関係

(14) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律（昭二四・一二・四法二三二）……一
(15) 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八法二四四）……二六
(16) 旧軍関係債権の処理に関する法律（昭二四・一二・一二法二五七）……三六
(17) 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭二四・一二・一二法二五六）……三六
(18) 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・一六法二三九）……二八
(19) 外国為替特別会計法（昭二四・一二・一法二二七）……四
(20) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二四・一二・一二法二五五）……三六

(21) 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二四・一二・六法二四〇）……二八
(22) 所得税法の臨時特例等に関する法律（昭二四・一二・一五法二六九）……七
(23) 物品税法の一部を改正する法律（昭二四・一二・二七法二八六）……二六
(24) 織物消費税法等を廃止する法律（昭二四・一二・二七法二八五）……二七
(25) 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭二四・一一・七法二二三）……一
(26) 日本專売公社法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八法二四五）……二六
(27) 外国為替及び外国貿易管理法（昭二四・一二・一法二三八）……六
(28) 国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八法二四七）……二〇
(29) 復興金融金庫法の一部を改正する法律（昭二四・一二・八法二四八）……三
(30) 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（昭二四・一二・八法二四九）……三

△印紙等模造取締法（昭二二法一八九）の一部改正――（昭二四法二八五織物消費税法等を廃止する法律による）……一〇七
△当せん金附証票法（昭二三法一四四）の一部改正――（昭二四法二六一地方財政法等の一部を改正する法律による）……四一
△貿易特別会計法（昭二四法四一）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……一
△農業共済再保険特別会計法（昭二二法一一）の一部改正――（昭二四法二八五織物消費税法等を廃止する法律による）……一
△厚生保険特別会計法（昭二九法一一）の一部改正――（昭二四法二二二印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律による）……一
△災害保険特別会計法（昭二二法一五）の一部改正――（昭二四法二二二印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律による）……一
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二四法二二二印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律による）……一
△外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四政三五三）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正――（昭二四政五二）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四
△金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四政五二）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二四法二七〇私立学校法による）……一七
△砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する法律（明四四法四五）の一部改正――（昭二四法二八五織物消費税法等を廃止する法律による）……八〇
△たばこ專売法（昭二四法一一一）の一部改正――（昭二四法二四五日本專売公社法の一部を改正する法律による）……二六
△塩專売法（昭二四法一一二）の一部改正――（昭二四法二四五日本專売公社法の一部を改正する法律による）……二六
△しよう脳專売法（昭二四法一一三）の一部改正――（昭二四法二四五日本專売公社法の一部を改正する法律による）……二六
△外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四政三五三）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四
△農林中央金庫法（大一二法四二）の一部改正――（昭二四法二四九）の一部改正――（昭二四法二六一地方財政法等の一部を改正する法律による）……四一
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二四法二七〇私立学校法による）……一七
△貿易特別会計法（昭二四法四一）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……一
△農業共済再保険特別会計法（昭二二法一一）の一部改正――（昭二四法二八五織物消費税法等を廃止する法律による）……一
△厚生保険特別会計法（昭二九法一一）の一部改正――（昭二四法二二二印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律による）……一
△災害保険特別会計法（昭二二法一五）の一部改正――（昭二四法二二二印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律による）……一
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二四法二二二印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律による）……一
△外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四政三五三）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四
△金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四政五二）の一部改正――（昭二四法二二七外国為替特別会計法による）……四
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二四法二七〇私立学校法による）……一七
△農林中央金庫法（大一二法四二）の一

部改正――(昭二四法二六八漁業法施行法による)……七三
△清涼飲料税法(大一五法一六)の廃止――(昭二四法二八五織物消費税法等を廃止する法律による)……一〇七
△取引高税法(昭二三法一〇八)の廃止――(昭二四法二八五織物消費税法等を廃止する法律による)……一〇七
△外国為替管理法(昭一六法八三)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六
△外国為替管理法の罰則の特例に関する件(昭二〇勅六一五)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六
△外国為替銀行の臨時措置等に関する政令(昭二四政三五三)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六
△金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭二〇勅五七八)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六

第七　産業・経済関係

(31) 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五法二六五)……四五
(32) 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一九法二七六)……九〇
(33) 油糧配給公団法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一六法二七四)……八九
(34) 肥料配給公団令の一部を改正する法律(昭二四・一二・一六法二七三)……八九
(35) 漁業法(昭二四・一二・一五法二六七)……四七
(36) 漁業法施行法(昭二四・一二・一五法二六八)……七三
(37) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(昭二四・一二・三法二三八)……一八
(38) 競馬法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一七法二七五)……九〇
△外国為替管理法の罰則の特例に関する件(昭二〇勅六一五)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六
△金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭二〇勅五七八)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六

第七　産業・経済関係

(31) 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五法二六五)……四五
(32) 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一九法二七六)……九〇
△水産業協同組合法(昭二三法二四二)の一部改正――(昭二四法二六八漁業法施行法による)……七三
△水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭二三法二四三)の一部改正――(昭二四法二六八漁業法施行法による)……七三
△交易営団解散令(昭二一勅三三〇)の廃止(昭二四法二三八産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律による)……六
△漁業法(明四三法五八)の廃止――(昭二四法二六七漁業法による)……四七
△貿易等臨時措置令(昭二一勅三一八)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六
△財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭二四政一九九)の廃止――(昭二四法二三八外国為替及び外国貿易管理法による)……六

第八　交通・通信・建設関係

(46) 道路運送法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一法二六〇)……四一
(47) 日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一四法二六二)……四一
(48) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八法二五〇)……三一
(49) 国際観光事業の助成に関する法律(昭二四・一二・一法二五九)……四〇
(50) 国際観光ホテル整備法(昭二四・一二・一法二四九)……九二
(51) 通運事業法(昭二四・一二・七法二四一)……一九
(52) 日本通運株式会社法を廃止する法律(昭二四・一二・七法二四二)……一九
(53) 日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭二四・一二・七法二四三)……二五
(54) 船舶法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一法二三七)……一七
(55) 郵便物運送委託法(昭二四・一二・一六法二八四)……一〇四
(56) 警察用電話等の処理に関する法律(昭二四・一二・一五法二六八)……四六
(57) お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭二四・一一・一四法二二四)……二
(58) 住宅営団法を廃止する等の法律(昭二四・一二・一法二三一)……二六
(59) 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭二四・一一・三〇法二二六)……三
(60) 私立学校法(昭二四・一二・一五法二七〇)……八〇
△学校教育法(昭二二法二六)の一部改正――(昭二四法二七〇私立学校法による)……八〇
△教育職員免許法(昭二四法一四七)の一部改正――(昭二四法二二六国立学校設置法の一部を改正する等の法律による)……三
△中等学校令等の特例に関する件(昭一六勅一一五七)の廃止――(昭二四法二三六国立学校設置法の一部を改正する等の法律による)……三
(61) 未復員者給与法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一法二三〇)……一六
(62) 未復員者給与法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五法二六三)……四五
(63) 特別未帰還者給与法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五法二六四)……四五
(64) 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二四・一二・一六法二七二)……八九
(65) 身体障害者福祉法(昭二四・一二・二六法二八三)……九七
△未復員者給与法の一部を改正する法律(昭二三法二七七)の一部改正――(昭二四法二六三未復員者給与法の一部を改正する法律による)……四五
(66) 鉄道船舶郵便法(明三三法五六)の廃止――(昭二四法二八四郵便物運送委託法による)……一〇四
△道路運送法(昭二二法一九一)の一部改正――(昭二四法二四一通運事業法による)……一九
△国有鉄道運賃法(昭二三法一一二)の一部改正――(昭二四法二八三身体障害者福祉法による)……九七
△郵便法(昭二二法一六五)の一部改正――(昭二四法二八四郵便物運送委託法による)……一〇四
△小運送業法(昭一二法四五)の廃止

官庁納入

國立國會圖書館
25. 2. 3
國際業務部